

白井市地域防災計画  
(令和 4 年度修正案)

新 旧 対 照 表

# 白井市地域防災計画（令和4年度修正素案）

## 新旧対照表 目次

第1編	総則	.....	P. 1
第2編	震災編	.....	P. 7
第3編	風水害等編	.....	P.56
第4編	大規模事故編	.....	P.78
第5編	資料編	.....	P.87

ページ	修正理由	修正案	現行
総-3	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第1編 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 防災の基本方針</b></p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>(1) 減災を重視した防災対策の方向性</p> <p>本市では市全域にわたる大規模な災害に見舞われたことはないが、過去には今井地区を中心とした金山落の氾濫（昭和13年、16年等）や梨などの農産物に大きな被害が出た竜巻を伴う雹害（昭和58年）等を経験しており、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識する必要がある。</p> <p>このため、<b>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）</b>に被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われなことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、白井市国土強靱化地域計画との整合を図りながら様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。</p> <p>(2) 地域防災力の向上</p> <p>大規模な災害では、<b>災害時</b>の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得ることから、平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。</p> <p>このため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、市民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。</p> <p>また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっており、阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。</p> <p>都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、千葉県が進める災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。</p> <p>さらに、民間団体等と県・市との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本市でも、建設会社、商工会、生活協同組</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1編 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 防災の基本方針</b></p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>(1) 減災を重視した防災対策の方向性</p> <p>本市では市全域にわたる大規模な災害に見舞われたことはないが、過去には今井地区を中心とした金山落の氾濫（昭和13年、16年等）や梨などの農産物に大きな被害が出た竜巻を伴う雹害（昭和58年）等を経験しており、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識する必要がある。</p> <p>このため、<b>災害時</b>の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われなことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、白井市国土強靱化地域計画との整合を図りながら様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。</p> <p>(2) 地域防災力の向上</p> <p>大規模な災害では、<b>発災直後</b>の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得ることから、平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。</p> <p>このため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、市民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。</p> <p>また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっており、阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。</p> <p>都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、千葉県が進める災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。</p> <p>さらに、民間団体等と県・市との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本市でも、建設会社、商工会、生活協同組</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>合をはじめ様々な分野で民間団体との災害協定が進んでいる。これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。このような取組みの強化と併せ、地震や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。</p> <p><u>また、これらの取組みの推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症など感染症への対策を講じていく。</u></p>	<p>合をはじめ様々な分野で民間団体との災害協定が進んでいる。これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。このような取組みの強化と併せ、地震や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。</p>
総-4	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>2. 基本方針 (略)</p> <p>(7) 活動体制の整備 <u>災害時</u>の職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立等の庁内体制の強化、関係機関との緊密な連携に努める。また、プロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪の事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）を職員に普及し、職員の防災行動力の向上を図る。</p> <p>(8) 緊急輸送体制の整備 <u>災害時</u>の緊急通行車両の通行を確保すべく、緊急輸送路等の選定と確保及び県の選定する緊急輸送路との連携を強化する。</p>	<p>2. 基本方針 (略)</p> <p>(7) 活動体制の整備 <u>災害発生時</u>の職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立等の庁内体制の強化、関係機関との緊密な連携に努める。また、プロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪の事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）を職員に普及し、職員の防災行動力の向上を図る。</p> <p>(8) 緊急輸送体制の整備 <u>災害発生時</u>の緊急通行車両の通行を確保すべく、緊急輸送路等の選定と確保及び県の選定する緊急輸送路との連携を強化する。</p>
総-5	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>3. 計画の概要 (略)</p> <p>(2) 第2編 震災編 地震による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの予防対策、<u>災害時</u>における応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定める。 震災編附編として、南海トラフ地震に関する防災対策計画を定める。</p> <p>(3) 第3編 風水害等編 集中豪雨や台風、竜巻などの風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの予防対策、<u>災害時</u>における応急対策及びその後の復旧対策の基本について定める。</p>	<p>3. 計画の概要 (略)</p> <p>(2) 第2編 震災編 地震による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの予防対策、<u>発災時</u>における応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定める。 震災編附編として、南海トラフ地震に関する防災対策計画を定める。</p> <p>(3) 第3編 風水害等編 集中豪雨や台風、竜巻などの風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの予防対策、<u>発災時</u>における応急対策及びその後の復旧対策の基本について定める。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																								
総-7	千葉県の指摘により指定地方行政機関を追加	<p><b>第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>3. 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="448 335 1245 1414"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁 関東管区警察局</td> <td> <u>1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること</u>  <u>2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること</u>  <u>3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること</u>  <u>4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること</u>  <u>5. 津波、噴火警報等の伝達に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td>財務省 関東財務局 千葉財務事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所) (利根川下流河川事務所)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東運輸局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方測量部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 関東農政局 千葉県拠点</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台 (銚子地方气象台)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 関東経済産業局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	警察庁 関東管区警察局	<u>1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること</u> <u>2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること</u> <u>3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること</u> <u>4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること</u> <u>5. 津波、噴火警報等の伝達に関すること</u>	財務省 関東財務局 千葉財務事務所	(略)	国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所) (利根川下流河川事務所)	(略)	国土交通省 関東運輸局	(略)	国土交通省 関東地方測量部	(略)	農林水産省 関東農政局 千葉県拠点	(略)	東京管区气象台 (銚子地方气象台)	(略)	経済産業省 関東経済産業局	(略)	経済産業省 関東東北産業保安監督部	(略)	<p><b>第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>3. 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1276 335 2069 1414"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財務省 関東財務局 千葉財務事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所) (利根川下流河川事務所)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東運輸局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方測量部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 関東農政局 千葉県拠点</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台 (銚子地方气象台)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 関東経済産業局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(新設)		財務省 関東財務局 千葉財務事務所	(略)	国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所) (利根川下流河川事務所)	(略)	国土交通省 関東運輸局	(略)	国土交通省 関東地方測量部	(略)	農林水産省 関東農政局 千葉県拠点	(略)	東京管区气象台 (銚子地方气象台)	(略)	経済産業省 関東経済産業局	(略)	経済産業省 関東東北産業保安監督部	(略)
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																										
警察庁 関東管区警察局	<u>1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること</u> <u>2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること</u> <u>3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること</u> <u>4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること</u> <u>5. 津波、噴火警報等の伝達に関すること</u>																																										
財務省 関東財務局 千葉財務事務所	(略)																																										
国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所) (利根川下流河川事務所)	(略)																																										
国土交通省 関東運輸局	(略)																																										
国土交通省 関東地方測量部	(略)																																										
農林水産省 関東農政局 千葉県拠点	(略)																																										
東京管区气象台 (銚子地方气象台)	(略)																																										
経済産業省 関東経済産業局	(略)																																										
経済産業省 関東東北産業保安監督部	(略)																																										
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																										
(新設)																																											
財務省 関東財務局 千葉財務事務所	(略)																																										
国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所) (利根川下流河川事務所)	(略)																																										
国土交通省 関東運輸局	(略)																																										
国土交通省 関東地方測量部	(略)																																										
農林水産省 関東農政局 千葉県拠点	(略)																																										
東京管区气象台 (銚子地方气象台)	(略)																																										
経済産業省 関東経済産業局	(略)																																										
経済産業省 関東東北産業保安監督部	(略)																																										

ページ	修正理由	修正案	現行																				
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="450 228 752 651">総務省 関東総合通信局</td> <td data-bbox="752 228 1245 651">                     1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事  <u>2. 災害時テレコム支援チーム(MIC-TTEAM)による災害対応支援に関する事</u>                      3. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事                      4. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事                      5. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 651 752 791">厚生労働省 関東信越厚生局</td> <td data-bbox="752 651 1245 791"> <u>1. 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事</u>  <u>2. 関係職員の派遣に関する事</u>  <u>3. 関係機関との連絡調整に関する事。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 791 752 863">厚生労働省 千葉労働局</td> <td data-bbox="752 791 1245 863">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 863 752 935">環境省 関東地方環境事務所</td> <td data-bbox="752 863 1245 935">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 935 752 1075">防衛省 北関東防衛局</td> <td data-bbox="752 935 1245 1075"> <u>1. 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事</u>  <u>2. 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事</u> </td> </tr> </table>	総務省 関東総合通信局	1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 <u>2. 災害時テレコム支援チーム(MIC-TTEAM)による災害対応支援に関する事</u> 3. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事 4. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事 5. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事	厚生労働省 関東信越厚生局	<u>1. 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事</u> <u>2. 関係職員の派遣に関する事</u> <u>3. 関係機関との連絡調整に関する事。</u>	厚生労働省 千葉労働局	(略)	環境省 関東地方環境事務所	(略)	防衛省 北関東防衛局	<u>1. 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事</u> <u>2. 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1279 228 1581 651">総務省 関東総合通信局</td> <td data-bbox="1581 228 2069 651">                     1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事  <u>(新設)</u>                      2. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事                      3. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事                      4. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 651 1581 791">(新設)</td> <td data-bbox="1581 651 2069 791"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 791 1581 863">厚生労働省 千葉労働局</td> <td data-bbox="1581 791 2069 863">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 863 1581 935">環境省 関東地方環境事務所</td> <td data-bbox="1581 863 2069 935">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 935 1581 1075">(新設)</td> <td data-bbox="1581 935 2069 1075"></td> </tr> </table>	総務省 関東総合通信局	1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 <u>(新設)</u> 2. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事 3. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事 4. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事	(新設)		厚生労働省 千葉労働局	(略)	環境省 関東地方環境事務所	(略)	(新設)	
総務省 関東総合通信局	1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 <u>2. 災害時テレコム支援チーム(MIC-TTEAM)による災害対応支援に関する事</u> 3. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事 4. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事 5. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事																						
厚生労働省 関東信越厚生局	<u>1. 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事</u> <u>2. 関係職員の派遣に関する事</u> <u>3. 関係機関との連絡調整に関する事。</u>																						
厚生労働省 千葉労働局	(略)																						
環境省 関東地方環境事務所	(略)																						
防衛省 北関東防衛局	<u>1. 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事</u> <u>2. 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事</u>																						
総務省 関東総合通信局	1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 <u>(新設)</u> 2. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事 3. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事 4. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事																						
(新設)																							
厚生労働省 千葉労働局	(略)																						
環境省 関東地方環境事務所	(略)																						
(新設)																							
総-10	機関名称の変更に伴う修正	7. 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 1142 831 1198">機 関 名</th> <th data-bbox="831 1142 1245 1198">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 1198 831 1302">東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ</td> <td data-bbox="831 1198 1245 1302">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1302 831 1374">日本赤十字社 千葉県支部</td> <td data-bbox="831 1302 1245 1374">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1374 831 1418">日本放送協会 (NHK)</td> <td data-bbox="831 1374 1245 1418">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ	(略)	日本赤十字社 千葉県支部	(略)	日本放送協会 (NHK)	(略)	7. 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1279 1142 1659 1198">機 関 名</th> <th data-bbox="1659 1142 2069 1198">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1279 1198 1659 1302">東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ</td> <td data-bbox="1659 1198 2069 1302">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 1302 1659 1374">日本赤十字社 千葉県支部</td> <td data-bbox="1659 1302 2069 1374">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 1374 1659 1418">日本放送協会 (NHK)</td> <td data-bbox="1659 1374 2069 1418">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ	(略)	日本赤十字社 千葉県支部	(略)	日本放送協会 (NHK)	(略)				
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																						
東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ	(略)																						
日本赤十字社 千葉県支部	(略)																						
日本放送協会 (NHK)	(略)																						
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																						
東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ	(略)																						
日本赤十字社 千葉県支部	(略)																						
日本放送協会 (NHK)	(略)																						

ページ	修正理由	修正案		現行	
		千葉放送局		千葉放送局	
		<u>東京ガスネットワーク(株)</u>	(略)	<u>東京ガス(株)</u>	(略)
		東京電力パワーグリッド(株) (東葛支社、成田支社、京葉支社)	(略)	東京電力パワーグリッド(株) (東葛支社、成田支社、京葉支社)	(略)
		KDDI (株)	(略)	KDDI (株)	(略)
		ソフトバンク (株)	(略)	ソフトバンク (株)	(略)
		日本郵便(株) ・ 白井郵便局 ・ 西白井駅前郵便局 ・ 本白井郵便局 ・ 白井富士郵便局	(略)	日本郵便(株) ・ 白井郵便局 ・ 西白井駅前郵便局 ・ 本白井郵便局 ・ 白井富士郵便局	(略)
		日本通運(株) 千葉支店	(略)	日本通運(株) 千葉支店	(略)
		福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	(略)	福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	(略)

ページ	修正理由	修正案	現行																																
総-14	最新の情報に更新	<p>ウ 気象</p> <p>白井市は、夏に偏西風、冬には強い北西の風が吹く内陸性の気候である。平成13年から令和3年の年平均気温をみると、15度前後の状況である。また、降雨量は、平成18年の1,844.5mmが過去21年間で最も多く、過去21年間の平均降雨量は約1,400mmで県北部の年間平均降雨量と同程度である。（「令和3年版 統計しろい」より）</p> <p>また、本市周辺の気象観測地点における観測史上1位の降雨量をみると、1時間の最大降雨量は68.5mm（佐倉、平成27年6月23日）、1日の最大降雨量は248.0mm（佐倉、令和元年10月25日）、1月の最大降雨量は637mm（佐倉、平成3年10月）である。</p> <p>なお、本市の記録的短時間大雨情報の指標である1時間降雨量は100mm、大雨特別警報の基準である50年に一度の大雨の3時間降雨量は128mm、48時間降雨量は338mmである。</p> <p style="text-align: center;">観測史上最大の降水量（気象庁、2022年11月まで）</p> <table border="1" data-bbox="450 707 1243 1035"> <thead> <tr> <th>観測地点</th> <th>1時間降水量</th> <th>1日降水量</th> <th>1月降水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我孫子</td> <td>53.5mm (平成28年7月20日)</td> <td>196.5mm (平成25年10月16日)</td> <td>516.5mm (平成25年10月)</td> </tr> <tr> <td>佐倉</td> <td>68.5mm (平成27年6月23日)</td> <td>248.0mm (令和元年10月25日)</td> <td>637.0mm (平成3年10月)</td> </tr> <tr> <td>船橋</td> <td>58.5mm (平成25年10月16日)</td> <td>224.0mm (平成25年10月16日)</td> <td>567.0mm (平成16年10月)</td> </tr> </tbody> </table>	観測地点	1時間降水量	1日降水量	1月降水量	我孫子	53.5mm (平成28年7月20日)	196.5mm (平成25年10月16日)	516.5mm (平成25年10月)	佐倉	68.5mm (平成27年6月23日)	248.0mm (令和元年10月25日)	637.0mm (平成3年10月)	船橋	58.5mm (平成25年10月16日)	224.0mm (平成25年10月16日)	567.0mm (平成16年10月)	<p>ウ 気象</p> <p>白井市は、夏に偏西風、冬には強い北西の風が吹く内陸性の気候である。平成11年から平成31年の年平均気温をみると、15度前後の状況である。また、降雨量は、平成18年の1,844.5mmが過去21年間で最も多く、過去21年間の平均降雨量は約1,400mmで県北部の年間平均降雨量と同程度である。（「平成31年版 統計しろい」より）</p> <p>また、本市周辺の気象観測地点における観測史上1位の降雨量をみると、1時間の最大降雨量は68.5mm（佐倉、平成27年6月23日）、1日の最大降雨量は248.0mm（佐倉、令和元年10月25日）、1月の最大降雨量は637mm（佐倉、平成3年10月）である。</p> <p>なお、本市の記録的短時間大雨情報の指標である1時間降雨量は100mm、大雨特別警報の基準である50年に一度の大雨の3時間降雨量は129mm、48時間降雨量は339mmである。</p> <p style="text-align: center;">観測史上最大の降水量（気象庁、2020年7月まで）</p> <table border="1" data-bbox="1279 707 2072 1035"> <thead> <tr> <th>観測地点</th> <th>1時間降水量</th> <th>1日降水量</th> <th>1月降水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我孫子</td> <td>53.5mm (平成28年7月20日)</td> <td>196.5mm (平成25年10月16日)</td> <td>516.5mm (平成25年10月)</td> </tr> <tr> <td>佐倉</td> <td>68.5mm (平成27年6月23日)</td> <td>248.0mm (令和元年10月25日)</td> <td>637.0mm (平成3年10月)</td> </tr> <tr> <td>船橋</td> <td>58.5mm (平成25年10月16日)</td> <td>224.0mm (平成25年10月16日)</td> <td>567.0mm (平成16年10月)</td> </tr> </tbody> </table>	観測地点	1時間降水量	1日降水量	1月降水量	我孫子	53.5mm (平成28年7月20日)	196.5mm (平成25年10月16日)	516.5mm (平成25年10月)	佐倉	68.5mm (平成27年6月23日)	248.0mm (令和元年10月25日)	637.0mm (平成3年10月)	船橋	58.5mm (平成25年10月16日)	224.0mm (平成25年10月16日)	567.0mm (平成16年10月)
観測地点	1時間降水量	1日降水量	1月降水量																																
我孫子	53.5mm (平成28年7月20日)	196.5mm (平成25年10月16日)	516.5mm (平成25年10月)																																
佐倉	68.5mm (平成27年6月23日)	248.0mm (令和元年10月25日)	637.0mm (平成3年10月)																																
船橋	58.5mm (平成25年10月16日)	224.0mm (平成25年10月16日)	567.0mm (平成16年10月)																																
観測地点	1時間降水量	1日降水量	1月降水量																																
我孫子	53.5mm (平成28年7月20日)	196.5mm (平成25年10月16日)	516.5mm (平成25年10月)																																
佐倉	68.5mm (平成27年6月23日)	248.0mm (令和元年10月25日)	637.0mm (平成3年10月)																																
船橋	58.5mm (平成25年10月16日)	224.0mm (平成25年10月16日)	567.0mm (平成16年10月)																																



ページ	修正理由	修正案	現行
震-1-1	語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 地震対策の基本的視点</b></p> <p>5. 最大クラスの地震を前提とした計画  地震対策にあたっては、<u>科学的知見を踏まえ</u>、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定し、これまで経験したことがないような、広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市役所の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足など、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに留意しつつ、災害応急対策を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 地震対策の基本的視点</b></p> <p>5. 最大クラスの地震を前提とした計画  地震対策にあたっては、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定し、これまで経験したことがないような、広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市役所の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足など、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに留意しつつ、災害応急対策を行う。</p>

ページ	修正理由	修正案				現行					
震-1-4	千葉県が指定する緊急輸送道路2次路線及び3次路線を含めた内容に修正	震度	平均震度 6.0 (5.9~6.3)			震度	平均震度 6.0 (5.9~6.3)				
		液状化	今井で液状化危険度が高いほかは、液状化危険度が高い場所は少ない。			液状化	今井で液状化危険度が高いほかは、液状化危険度が高い場所は少ない。				
		建物被害		木造建物	非木造建物	合計	建物被害		木造建物	非木造建物	合計
			建物棟数	13,589	4,747	18,336		建物棟数	13,589	4,747	18,336
			全壊棟数	421	52	472		全壊棟数	421	52	472
			全壊率[%]	3.1	1.1	2.6		全壊率[%]	3.1	1.1	2.6
			半壊棟数	1,478	188	1,667		半壊棟数	1,478	188	1,667
			全半壊棟数	1,899	240	2,139		全半壊棟数	1,899	240	2,139
			全半壊率[%]	14.0	5.1	11.7		全半壊率[%]	14.0	5.1	11.7
		火災被害		冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時 (風速 8m/s)	火災被害		冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時 (風速 8m/s)
			全出火件数	2	2	9		全出火件数	2	2	9
			炎上出火件数	1	1	6		炎上出火件数	1	1	6
			延焼による焼失棟数	0	0	約 130		延焼による焼失棟数	0	0	約 130
			延焼による焼失率[%]	0	0	0.7		延焼による焼失率[%]	0	0	0.7
		ライフライン被害	電力	(略)			ライフライン被害	電力	(略)		
			上水道	(略)				上水道	(略)		
			下水道	(略)				下水道	(略)		
			都市ガス	(略)				都市ガス	(略)		
			通信	(略)				通信	(略)		
		交通	道路	緊急輸送道路 <u>19.15 km</u> のうち <u>1.82 箇所</u> の被害			交通	道路	緊急輸送道路 <u>10.35 km</u> のうち <u>1.15 箇所</u> の被害		
鉄道	(略)			鉄道	(略)						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

ページ	修正理由	修正案	現行
震-1-5	白井市耐震改修促進計画の改定による修正	<p style="text-align: center;"><b>第3節 減災目標</b></p> <p>2. 防災・減災施策と目標</p> <p>(1) 予防対策による減災</p> <p>ア 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>(7) 住宅及び特定建築物の耐震化の促進</p> <p>「白井市耐震改修促進計画」(令和4年10月改定)に基づき、<u>住宅の耐震化率の目標は、令和7年度に95%とする。また、特定建築物については、市有の特定建築物は、全ての耐震化整備が完了しており、市は民間特定建築物のうち耐震性が低いと思われる建築物の所有者へ、耐震改修を行うよう、啓発及び知識の普及等に努め、耐震化率の向上を目標とする。</u></p> <p>(イ) ブロック塀対策の推進</p> <p>災害時に迅速な避難等の妨げとなるブロック塀について、危険コンクリートブロック塀等対策事業等により安全化対策を促進する。</p> <p>(ウ) 市有建築物の耐震化促進</p> <p>市有建築物については、「白井市耐震改修促進計画」(令和4年10月改定)に基づき、用途や使用状況等を勘案した耐震化の方針を踏まえて耐震化を図る。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 減災目標</b></p> <p>2. 防災・減災施策と目標</p> <p>(1) 予防対策による減災</p> <p>ア 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>(7) 住宅及び特定建築物の耐震化の促進</p> <p>「白井市耐震改修促進計画」(平成29年3月改定)に基づき、<u>令和2年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率を95%とすることを目標とする。</u></p> <p>(イ) ブロック塀対策の推進</p> <p>災害時に迅速な避難等の妨げとなるブロック塀について、危険コンクリートブロック塀等対策事業等により安全化対策を促進する。</p> <p>(ウ) 市有建築物の耐震化促進</p> <p>市有建築物については、「白井市耐震改修促進計画」(平成29年3月改定)に基づき、用途や使用状況等を勘案した耐震化の方針を踏まえて耐震化を図る。</p>
震-2-2	語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第2章 震災予防計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 震災に強いまちづくり</b></p> <p>3. 震災に強い市街地</p> <p>(略)</p> <p>(1) 都市施設の安全化</p> <p>防災上重要となる公共土木施設は、日常の<u>住民生活</u>及び社会・経済活動、災害時の応急活動において重要な役割を果たす。</p> <p>このため、本市及び防災関係機関は、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の措置として、施設ごとに被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講ずるものとする。</p> <p>不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホーム、庁舎等防災拠点建築物に重点を置き、積極的に耐震改修を促進する。</p> <p>以下に、都市施設の安全化を推進するために必要な施策を示す。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災空間の確保</p> <p>(略)</p> <p>ウ 緑地の保全</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 震災予防計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 震災に強いまちづくり</b></p> <p>3. 震災に強い市街地</p> <p>(略)</p> <p>(1) 都市施設の安全化</p> <p>防災上重要となる公共土木施設は、日常の<u>市民生活</u>及び社会・経済活動、災害時の応急活動において重要な役割を果たす。</p> <p>このため、本市及び防災関係機関は、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の措置として、施設ごとに被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講ずるものとする。</p> <p>不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホーム、庁舎等防災拠点建築物に重点を置き、積極的に耐震改修を促進する。</p> <p>以下に、都市施設の安全化を推進するために必要な施策を示す。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災空間の確保</p> <p>(略)</p> <p>ウ 緑地の保全</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>市街地の緑地は、<b>住民</b>の快適な生活環境や緑豊かな都市景観に寄与するだけでなく、火災時の延焼遮断帯や避難場所などとして重要な役割を担っているため、緑地の保全を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>市街地の緑地は、<b>市民</b>の快適な生活環境や緑豊かな都市景観に寄与するだけでなく、火災時の延焼遮断帯や避難場所などとして重要な役割を担っているため、緑地の保全を図る。</p> <p>(略)</p>
震-2-3	語句の修正及び追加	<p>4. ライフライン施設 (略) (4) <b>東京ガスネットワーク株式会社</b>、京葉ガス株式会社 (略) (10) 代替エネルギー源の確保 震災によりライフラインが被災すると、<b>住民生活等</b>に多大な支障が及ぶ。本市では自然エネルギー等の<b>自立・分散型エネルギー</b>の利用推進について環境関連施策の一環として普及促進に取り組むよう努める。 また、代替エネルギー源を確保することで、災害時の二次被害・混乱等が軽減されると考えられることから、避難施設や防災拠点への導入など防災関連施策との連携を検討する。 ア <b>太陽エネルギーやコージェネレーション等の自立・分散型電源エネルギー</b>の利用促進 イ その他自然エネルギーの調査・研究</p>	<p>4. ライフライン施設 (略) (4) <b>東京瓦ガス株式会社</b>、京葉ガス株式会社 (略) (10) 代替エネルギー源の確保 震災によりライフラインが被災すると、<b>市民生活等</b>に多大な支障が及ぶ。本市では自然エネルギーの利用推進について環境関連施策の一環として普及促進に取り組むよう努める。 また、代替エネルギー源を確保することで、災害時の二次被害・混乱等が軽減されると考えられることから、避難施設や防災拠点への導入など防災関連施策との連携を検討する。 ア 太陽エネルギーの利用促進 イ その他自然エネルギーの調査・研究</p>
震-2-6	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第2節 市の災害活動体制の整備</b></p> <p>1. 事前の体制づくりと備蓄 (略) (2) 危機管理意識の醸成 <b>災害時</b>にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 市の災害活動体制の整備</b></p> <p>1. 事前の体制づくりと備蓄 (略) (2) 危機管理意識の醸成 <b>発災時</b>にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。 (略)</p>
震-2-7	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>3. 各課配備体制の更新と報告 <b>災害時に</b>的確な対応ができるよう、避難所直行職員を指名するほか、各課において機構改革や人事異動、地域防災計画見直し等の変化に応じた配備体制（配備レベルごとの動員職員名簿）の更新を図り、少なくとも年に一度定期的に防災担当（危機管理課）まで報告する。</p>	<p>3. 各課配備体制の更新と報告 <b>災害発生に際して</b>的確な対応ができるよう、避難所直行職員を指名するほか、各課において機構改革や人事異動、地域防災計画見直し等の変化に応じた配備体制（配備レベルごとの動員職員名簿）の更新を図り、少なくとも年に一度定期的に防災担当（危機管理課）まで報告する。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		また、更新内容等について、できるだけ対策部内での情報共有を図り、相互の連携を密に図ることを心がける。	また、更新内容等について、できるだけ対策部内での情報共有を図り、相互の連携を密に図ることを心がける。
震-2-7	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>5. 防災活動拠点の自立性構築</p> <p>(2) 市役所災害対策本部室等の整備</p> <p>地震等の<b>災害時</b>に、迅速に災害対策本部室（本部会議室・災害対策室）を設置し、災害の終息までの間、指揮命令の中枢拠点として機能できる施設及び設備等を整備する。</p> <p>整備に当たっては、災害対策本部員、本部事務局員、本部連絡員、防災行政無線や防災関連システムを集約、若しくは近接した配置とし、専用空調設備、非常用電源システム等の他、必要な事務機器（情報端末、印刷機など）の整備を行う。また、職員のための飲料水、食料、機材、簡易トイレ等の備蓄及び仮眠室等の整備を図る。</p>	<p>5. 防災活動拠点の自立性構築</p> <p>(2) 市役所災害対策本部室等の整備</p> <p>地震等の<b>災害発生時</b>に、迅速に災害対策本部室（本部会議室・災害対策室）を設置し、災害の終息までの間、指揮命令の中枢拠点として機能できる施設及び設備等を整備する。</p> <p>整備に当たっては、災害対策本部員、本部事務局員、本部連絡員、防災行政無線や防災関連システムを集約、若しくは近接した配置とし、専用空調設備、非常用電源システム等の他、必要な事務機器（情報端末、印刷機など）の整備を行う。また、職員のための飲料水、食料、機材、簡易トイレ等の備蓄及び仮眠室等の整備を図る。</p>
震-2-8	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>6. 業務継続体制の確保</p> <p>市は、<b>災害時</b>の応急対策の実施とともに、優先度の高い通常業務の継続のため業務継続計画（災害編、平成30年11月作成）及びICT業務継続計画を推進し、災害時における市の業務継続体制の確保に努める。</p>	<p>6. 業務継続体制の確保</p> <p>市は、<b>災害発生時</b>の応急対策の実施とともに、優先度の高い通常業務の継続のため業務継続計画（災害編、平成30年11月作成）及びICT業務継続計画を推進し、災害時における市の業務継続体制の確保に努める。</p>
震-2-9	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第3節 情報体制の整備</b></p> <p>3. 通信設備の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 千葉県防災行政無線等</p> <p>災害時における県庁と県出先機関、市町村等との間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の各種情報を関係機関や住民に提供している。（千葉県防災情報システム）</p> <p>また、県、市が入力した<b>高齢者等避難</b>・避難指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、Lアラート（災害情報共有システム）を通じて各報道機関へ発信する。</p> <p>(3) 震度情報ネットワークシステム</p> <p>県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町に計測震度計を設置するとともに、<u>（国研）防災科学技術研究所や気象庁、千葉市及び松戸市が設置した計測震度計の82観測点の震度情報</u>をオンラインで収集する「震度情報ネットワークシステム」を運用している。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 防災メール等の登録促進及び情報入力の一元化</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 情報体制の整備</b></p> <p>3. 通信設備の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 千葉県防災行政無線等</p> <p>災害時における県庁と県出先機関、市町村等との間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の各種情報を関係機関や住民に提供している。（千葉県防災情報システム）</p> <p>また、県、市が入力した<b>避難準備・勧告</b>・避難指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、Lアラート（災害情報共有システム）を通じて各報道機関へ発信する。</p> <p>(3) 震度情報ネットワークシステム</p> <p>県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町に計測震度計を設置するとともに、<u>（独）防災科学技術研究所や気象庁、千葉市の86地点の震度情報</u>をオンラインで収集する「震度情報ネットワークシステム」を運用している。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 防災メール等の登録促進及び情報入力の一元化</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>市の防災情報を携帯電話等に配信する「しろいメール配信サービス」、「市の公式LINEアカウント」、気象警報などを県が配信する「ちば防災メール」、ヤフーとの災害協定により市からの緊急防災情報を含む各種防災速報を配信する「Yahoo!防災速報」等のアプリの登録を、<u>住民</u>等に普及する。また、これらのメールや緊急速報メール（エリアメール）を一元的に実施できる環境を整備する。</p> <p>(7) 非常通信体制の充実強化</p> <p><u>災害時</u>に自己所有の無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に電波法第52条の規定による非常通信を活用するため、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じ、非常通信体制の充実強化に努める。</p>	<p>市の防災情報を携帯電話等に配信する「しろいメール配信サービス」、「市の公式 LINE アカウント」、気象警報などを県が配信する「ちば防災メール」、ヤフーとの災害協定により市からの緊急防災情報を含む各種防災速報を配信する「Yahoo!防災速報」等のアプリの登録を、<u>市民</u>等に普及する。また、これらのメールや緊急速報メール（エリアメール）を一元的に実施できる環境を整備する。</p> <p>(7) 非常通信体制の充実強化</p> <p><u>災害時等</u>に自己所有の無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に電波法第52条の規定による非常通信を活用するため、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じ、非常通信体制の充実強化に努める。</p>
震-2-11	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第4節 救助・救急・医療体制の整備</b></p> <p>2. 救助・救急知識の普及 各関係機関は、<u>災害時</u>の救助・救急活動について、市職員・住民と協力して活動ができるよう、その知識の普及、意識の向上を図る。 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 救助・救急・医療体制の整備</b></p> <p>2. 救助・救急知識の普及 各関係機関は、<u>災害発生時</u>の救助・救急活動について、市職員・住民と協力して活動ができるよう、その知識の普及、意識の向上を図る。 (略)</p>
震-2-13	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第5節 火災の予防</b></p> <p>1. 出火防止 (1) 建築物等の出火防止 (略)</p> <p>イ 防火対象物の防火管理体制の確立 防火管理者選任義務対象の防火対象物には、防火管理者を選任し、消防計画を作成するよう徹底を図る。また、その他の防火対象物についても地震に対する事前対策と<u>災害時</u>の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。特に、宿泊施設及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、統括防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の統括防火管理者が中心となった防災体制がとれるように指導する。</p> <p>多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、自衛消防組織の設置とともに防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うよう徹底を図る。なお、管理権原の分かれ</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 火災の予防</b></p> <p>1. 出火防止 (1) 建築物等の出火防止 (略)</p> <p>イ 防火対象物の防火管理体制の確立 防火管理者選任義務対象の防火対象物には、防火管理者を選任し、消防計画を作成するよう徹底を図る。また、その他の防火対象物についても地震に対する事前対策と<u>発災時</u>の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。特に、宿泊施設及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、統括防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の統括防火管理者が中心となった防災体制がとれるように指導する。</p> <p>多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、自衛消防組織の設置とともに防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うよう徹底を図る。なお、管理権原の分かれ</p>



ページ	修正理由	修正案	現行																
		<p>ているものについては、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うよう指導する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 火災予防についての啓発                      毎年3月1日から3月7日までの春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までの秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、市内各地で次のような啓発活動を実施する。                      ア 火災予防運動を<b>住民等</b>に周知させるため、火災予防運動期間中の消防機関による警鐘の打鐘の実施</p> <p>(略)</p>	<p>ているものについては、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うよう指導する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 火災予防についての啓発                      毎年3月1日から3月7日までの春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までの秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、市内各地で次のような啓発活動を実施する。                      ア 火災予防運動を<b>市民</b>に周知させるため、火災予防運動期間中の消防機関による警鐘の打鐘の実施</p> <p>(略)</p>																
震-2-16	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第6節 要配慮者の安全確保</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="443 675 1245 810"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難行動要支援者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 社会福祉施設等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 外国人等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、<b>災害時</b>の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、必要な事項を定める。また各種支援体制については、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」(県)等に基づいて整備に努める。</p> <p>1. 避難行動要支援者                      迅速な避難行動ができない高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を災害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合いの気持ちを持つことが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の避難行動要支援者の救済基盤となるものである。                      このため、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づいて市内の避難行動要支援者名簿を作成し、関係者と連携して避難支援体制の整備を図る。また、災害により庁舎が被災した場合等にも名簿の活用には支障がないよう、名簿情報の適切な管理に努める。                      なお、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいて地域防災計画に定める重要事項は次のとおりである。                      避難支援の重要事項</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難行動要支援者	(略)	2. 社会福祉施設等	(略)	3. 外国人等	(略)	<p style="text-align: center;"><b>第6節 要配慮者の安全確保</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1272 675 2074 810"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難行動要支援者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 社会福祉施設等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 外国人等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、<b>災害発生時</b>の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、必要な事項を定める。また各種支援体制については、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」(県)等に基づいて整備に努める。</p> <p>1. 避難行動要支援者                      迅速な避難行動ができない高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を災害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合いの気持ちを持つことが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の避難行動要支援者の救済基盤となるものである。                      このため、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づいて市内の避難行動要支援者名簿を作成し、関係者と連携して避難支援体制の整備を図る。また、災害により庁舎が被災した場合等にも名簿の活用には支障がないよう、名簿情報の適切な管理に努める。                      なお、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいて地域防災計画に定める重要事項は次のとおりである。                      避難支援の重要事項</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難行動要支援者	(略)	2. 社会福祉施設等	(略)	3. 外国人等	(略)
対策項目	担当部署および関係部・機関																		
1. 避難行動要支援者	(略)																		
2. 社会福祉施設等	(略)																		
3. 外国人等	(略)																		
対策項目	担当部署および関係部・機関																		
1. 避難行動要支援者	(略)																		
2. 社会福祉施設等	(略)																		
3. 外国人等	(略)																		

ページ	修正理由	修正案	現行																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 228 600 256">項目</th> <th data-bbox="600 228 1243 256">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 256 600 616">避難行動要 支援者名簿 に掲載する 者</td> <td data-bbox="600 256 1243 616">                     ① 身体障害者手帳を所持する方                      ・視覚障がい                      ・聴覚障がい                      ・上肢機能障がい（1級から2級）                      ・下肢、体幹機能障がい（1級から3級）                      ・呼吸器機能障がい（1級から2級）                      ② 療育手帳を所持する方（A又はA）                      ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級）                      ④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方                      ⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要）                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 616 600 715">避難支援等 関係者</td> <td data-bbox="600 616 1243 715">                     ① 自主防災組織（防災会）                      ② 自治会                      ③ 民生委員④ 社会福祉協議会など                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 715 600 874">名簿に掲載 する個人情 報</td> <td data-bbox="600 715 1243 874">                     ① 氏名 ② 生年月日                      ③ 性別 ④ 住所又は居所                      ⑤ 本人の連絡先（電話番号） ⑥ 緊急時の連絡先                      ⑦ 避難支援等を必要とする事由 ⑧ 必要とする支援内容                      ⑨ 自治会名・行政区名                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 874 600 973">個人情報の 入手方法</td> <td data-bbox="600 874 1243 973">                     ① 市民課の住民基本台帳                      ② 障害福祉課の障がい者情報（身体、知的、精神）                      ③ 高齢者福祉課の要介護者情報                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 973 600 1040">名簿の更新</td> <td data-bbox="600 973 1243 1040">                     ○ 定期的（年1回以上）                      ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1040 600 1394">名簿情報の 提供におけ る情報漏洩 防止措置</td> <td data-bbox="600 1040 1243 1394">                     ○ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管し、                      情報共有等のために複写する際にも必要最小限の枚数に                      する。                      また、名簿管理者の交代があった際には、所定の様式に                      より速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等に                      ついて新任者へ十分な引き継ぎを行なう。                      ○ 市は、名簿提供の際に避難支援等関係者に<u>対し、名簿                      情報の漏洩防止について必要な措置を講ずる</u>ほか、個人                      情報の取り扱いに関する守秘義務を説明する。                      また、市で保管する名簿は、バックアップ、適正管理を                      徹底する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	避難行動要 支援者名簿 に掲載する 者	① 身体障害者手帳を所持する方 ・視覚障がい ・聴覚障がい ・上肢機能障がい（1級から2級） ・下肢、体幹機能障がい（1級から3級） ・呼吸器機能障がい（1級から2級） ② 療育手帳を所持する方（A又はA） ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級） ④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方 ⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要）	避難支援等 関係者	① 自主防災組織（防災会） ② 自治会 ③ 民生委員④ 社会福祉協議会など	名簿に掲載 する個人情 報	① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 本人の連絡先（電話番号） ⑥ 緊急時の連絡先 ⑦ 避難支援等を必要とする事由 ⑧ 必要とする支援内容 ⑨ 自治会名・行政区名	個人情報の 入手方法	① 市民課の住民基本台帳 ② 障害福祉課の障がい者情報（身体、知的、精神） ③ 高齢者福祉課の要介護者情報	名簿の更新	○ 定期的（年1回以上） ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施	名簿情報の 提供におけ る情報漏洩 防止措置	○ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管し、 情報共有等のために複写する際にも必要最小限の枚数に する。 また、名簿管理者の交代があった際には、所定の様式に より速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等に ついて新任者へ十分な引き継ぎを行なう。 ○ 市は、名簿提供の際に避難支援等関係者に <u>対し、名簿                      情報の漏洩防止について必要な措置を講ずる</u> ほか、個人 情報の取り扱いに関する守秘義務を説明する。 また、市で保管する名簿は、バックアップ、適正管理を 徹底する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1279 228 1429 256">項目</th> <th data-bbox="1429 228 2072 256">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1279 256 1429 616">避難行動要 支援者名簿 に掲載する 者</td> <td data-bbox="1429 256 2072 616">                     ① 身体障害者手帳を所持する方                      ・視覚障がい                      ・聴覚障がい                      ・上肢機能障がい（1級から2級）                      ・下肢、体幹機能障がい（1級から3級）                      ・呼吸器機能障がい（1級から2級）                      ② 療育手帳を所持する方（A又はA）                      ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級）                      ④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方                      ⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要）                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 616 1429 715">避難支援等 関係者</td> <td data-bbox="1429 616 2072 715">                     ① 自主防災組織（防災会）                      ② 自治会                      ③ 民生委員④ 社会福祉協議会など                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 715 1429 874">名簿に掲載 する個人情 報</td> <td data-bbox="1429 715 2072 874">                     ① 氏名 ② 生年月日                      ③ 性別 ④ 住所又は居所                      ⑤ 本人の連絡先（電話番号） ⑥ 緊急時の連絡先                      ⑦ 避難支援等を必要とする事由 ⑧ 必要とする支援内容                      ⑨ 自治会名・行政区名                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 874 1429 973">個人情報の 入手方法</td> <td data-bbox="1429 874 2072 973">                     ① 市民課の住民基本台帳                      ② 障害福祉課の障がい者情報（身体、知的、精神）                      ③ 高齢者福祉課の要介護者情報                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 973 1429 1040">名簿の更新</td> <td data-bbox="1429 973 2072 1040">                     ○ 定期的（年1回以上）                      ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 1040 1429 1394">名簿情報の 提供におけ る情報漏洩 防止措置</td> <td data-bbox="1429 1040 2072 1394">                     ○ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管し、                      情報共有等のために複写する際にも必要最小限の枚数に                      する。                      また、名簿管理者の交代があった際には、所定の様式に                      より速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等に                      ついて新任者へ十分な引き継ぎを行なう。                      ○ 市は、名簿提供の際に避難支援等関係者に<u>規約及び誓                      約書の提出を求める</u>ほか、個人情報の取り扱いに関する                      守秘義務を説明する。                      また、市で保管する名簿は、バックアップ、適正管理を                      徹底する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	避難行動要 支援者名簿 に掲載する 者	① 身体障害者手帳を所持する方 ・視覚障がい ・聴覚障がい ・上肢機能障がい（1級から2級） ・下肢、体幹機能障がい（1級から3級） ・呼吸器機能障がい（1級から2級） ② 療育手帳を所持する方（A又はA） ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級） ④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方 ⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要）	避難支援等 関係者	① 自主防災組織（防災会） ② 自治会 ③ 民生委員④ 社会福祉協議会など	名簿に掲載 する個人情 報	① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 本人の連絡先（電話番号） ⑥ 緊急時の連絡先 ⑦ 避難支援等を必要とする事由 ⑧ 必要とする支援内容 ⑨ 自治会名・行政区名	個人情報の 入手方法	① 市民課の住民基本台帳 ② 障害福祉課の障がい者情報（身体、知的、精神） ③ 高齢者福祉課の要介護者情報	名簿の更新	○ 定期的（年1回以上） ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施	名簿情報の 提供におけ る情報漏洩 防止措置	○ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管し、 情報共有等のために複写する際にも必要最小限の枚数に する。 また、名簿管理者の交代があった際には、所定の様式に より速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等に ついて新任者へ十分な引き継ぎを行なう。 ○ 市は、名簿提供の際に避難支援等関係者に <u>規約及び誓                      約書の提出を求める</u> ほか、個人情報の取り扱いに関する 守秘義務を説明する。 また、市で保管する名簿は、バックアップ、適正管理を 徹底する。
項目	内容																														
避難行動要 支援者名簿 に掲載する 者	① 身体障害者手帳を所持する方 ・視覚障がい ・聴覚障がい ・上肢機能障がい（1級から2級） ・下肢、体幹機能障がい（1級から3級） ・呼吸器機能障がい（1級から2級） ② 療育手帳を所持する方（A又はA） ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級） ④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方 ⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要）																														
避難支援等 関係者	① 自主防災組織（防災会） ② 自治会 ③ 民生委員④ 社会福祉協議会など																														
名簿に掲載 する個人情 報	① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 本人の連絡先（電話番号） ⑥ 緊急時の連絡先 ⑦ 避難支援等を必要とする事由 ⑧ 必要とする支援内容 ⑨ 自治会名・行政区名																														
個人情報の 入手方法	① 市民課の住民基本台帳 ② 障害福祉課の障がい者情報（身体、知的、精神） ③ 高齢者福祉課の要介護者情報																														
名簿の更新	○ 定期的（年1回以上） ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施																														
名簿情報の 提供におけ る情報漏洩 防止措置	○ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管し、 情報共有等のために複写する際にも必要最小限の枚数に する。 また、名簿管理者の交代があった際には、所定の様式に より速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等に ついて新任者へ十分な引き継ぎを行なう。 ○ 市は、名簿提供の際に避難支援等関係者に <u>対し、名簿                      情報の漏洩防止について必要な措置を講ずる</u> ほか、個人 情報の取り扱いに関する守秘義務を説明する。 また、市で保管する名簿は、バックアップ、適正管理を 徹底する。																														
項目	内容																														
避難行動要 支援者名簿 に掲載する 者	① 身体障害者手帳を所持する方 ・視覚障がい ・聴覚障がい ・上肢機能障がい（1級から2級） ・下肢、体幹機能障がい（1級から3級） ・呼吸器機能障がい（1級から2級） ② 療育手帳を所持する方（A又はA） ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級） ④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方 ⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要）																														
避難支援等 関係者	① 自主防災組織（防災会） ② 自治会 ③ 民生委員④ 社会福祉協議会など																														
名簿に掲載 する個人情 報	① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 本人の連絡先（電話番号） ⑥ 緊急時の連絡先 ⑦ 避難支援等を必要とする事由 ⑧ 必要とする支援内容 ⑨ 自治会名・行政区名																														
個人情報の 入手方法	① 市民課の住民基本台帳 ② 障害福祉課の障がい者情報（身体、知的、精神） ③ 高齢者福祉課の要介護者情報																														
名簿の更新	○ 定期的（年1回以上） ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施																														
名簿情報の 提供におけ る情報漏洩 防止措置	○ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管し、 情報共有等のために複写する際にも必要最小限の枚数に する。 また、名簿管理者の交代があった際には、所定の様式に より速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等に ついて新任者へ十分な引き継ぎを行なう。 ○ 市は、名簿提供の際に避難支援等関係者に <u>規約及び誓                      約書の提出を求める</u> ほか、個人情報の取り扱いに関する 守秘義務を説明する。 また、市で保管する名簿は、バックアップ、適正管理を 徹底する。																														



ページ	修正理由	修正案	現行						
		<p>(移設)</p> <p>配慮を要する者の円滑な避難のための情報伝達の配慮</p> <p>○ 市は避難支援等関係者と可能な限り連絡を取り合う。 ○ その他、「(5) 情報伝達・避難誘導」参照</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>個別避難支援プラン（個別避難計画）の作成等</u></p> <p><u>市は、避難支援等関係者への名簿情報の提供について本人の同意を得た方を対象とし、避難支援等関係者と連携して個別避難計画の作成に努める。</u></p> <p><u>作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打ち合わせを行いながら作成する。</u></p> <p><u>また、避難行動要支援者全体に計画が作成されるように、状況によっては自主防災組織等の避難支援等関係者が記入する形態での個別避難計画の作成も進める。</u></p> <p><u>なお、個別避難計画は、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいて次のとおり運用する。</u></p> <table border="1" data-bbox="450 1002 1243 1362"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別避難計画に掲載する事項</td> <td>① 避難行動要支援者名簿情報 ② 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先 ③ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ④ その他市が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮等）</td> </tr> <tr> <td>計画の更新</td> <td>○ 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難行動の変更等に応じて随時実施</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	個別避難計画に掲載する事項	① 避難行動要支援者名簿情報 ② 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先 ③ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ④ その他市が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮等）	計画の更新	○ 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難行動の変更等に応じて随時実施	<p>避難支援等関係者の安全確保</p> <p>○ 個別避難支援プランの作成の際、避難支援は、避難支援等関係者自身の安全確保が最優先となり、避難支援等関係者が直ちに支援に來られない場合があることを避難支援等関係者と避難行動要支援者の双方が理解する。</p> <p>配慮を要する者の円滑な避難のための情報伝達の配慮</p> <p>○ 市は避難支援等関係者と可能な限り連絡を取り合う。 ○ その他、「(4) 情報伝達・避難誘導」参照</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>避難支援プランの策定</u> <u>ア 個別避難支援プラン（個別計画）</u></p> <p><u>避難支援等関係者への名簿情報の提供について本人の同意を得た方を対象とした個別計画を策定する。</u></p>
項 目	内 容								
個別避難計画に掲載する事項	① 避難行動要支援者名簿情報 ② 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先 ③ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ④ その他市が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮等）								
計画の更新	○ 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難行動の変更等に応じて随時実施								

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>個別避難計画情報の提供</u></p> <p>○ <u>避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得た上で、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する。</u></p> <p><u>個別避難計画情報の提供における情報漏洩防止措置</u></p> <p>○ <u>個別避難計画情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個別避難計画情報を施錠可能な場所に保管するなど情報漏洩防止を徹底し、知り得た秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>○ <u>市は、個別避難計画情報提供の際に避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏洩防止について必要な措置を講ずるほか、個人情報の取り扱いに関する守秘義務を説明する。</u></p> <p><u>また、市で保管する個別避難計画は、バックアップ、適正管理を徹底する。</u></p> <p><u>避難支援等関係者の安全確保</u></p> <p>○ <u>個別避難計画の作成の際、避難支援は、避難支援等関係者自身の安全確保が最優先となり、避難支援等関係者が直ちに支援に來られない場合があることを避難支援等関係者と避難行動要支援者の双方が理解する。</u></p> <p><u>地区防災計画との整合</u></p> <p>○ <u>地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるように、個別避難計画で定めた避難支援の役割分担及び支援内容と整合が図られるようにするとともに、一体的な運用が図られるように努める。</u></p> <p><u>(4) 災害準備ノートの作成</u> 人工呼吸器を使用している要配慮者については、平時に支援をしている関係者を中心に<u>災害準備ノートを作成する。</u></p> <p><u>(5) 情報伝達・避難誘導</u> (略)</p> <p><u>(6) 防災設備等の整備</u> (略)</p> <p><u>(7) 避難施設等の整備</u> (略)</p> <p><u>(8) 防災教育・訓練等</u> (略)</p>	<p>イ 人工呼吸器を使用している要配慮者については、平時に支援をしている関係者を中心に<u>個別計画（災害準備ノート）を策定する。</u></p> <p><u>(4) 情報伝達・避難誘導</u> (略)</p> <p><u>(5) 防災設備等の整備</u> (略)</p> <p><u>(6) 避難施設等の整備</u> (略)</p> <p><u>(7) 防災教育・訓練等</u> (略)</p>
震-2-20	緊急輸送道路2次路線及び3次路線の明記及	<p align="center"><b>第7節 緊急輸送体制の整備</b></p> <p>1. 緊急輸送道路の確保 県では、<u>災害時</u>の被害者の救援や緊急物資の輸送等の災害対策を目的</p>	<p align="center"><b>第7節 緊急輸送体制の整備</b></p> <p>1. 緊急輸送道路の確保 県では、<u>災害発生時</u>の被害者の救援や緊急物資の輸送等の災害対策を</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
	び語句の修正	<p>として緊急輸送道路の1次路線、2次路線、<u>3次路線</u>を設定している。</p> <p>白井市では1次路線として<u>国道16号及び国道464号</u>、2次路線として<u>国道464号白井駅交差点から白井市役所までの区間</u>、3次路線として<u>国道16号富塚交差点から白井第一工業団地及び第二工業団地までの区間が該当するが</u>、破損等により他の道路も通行禁止や交通規制が行われる可能性があるため、警察及び道路管理者と事前に情報交換体制を確立しておく必要がある。</p> <p>多重化や代替性を考慮しつつ、<u>災害時</u>の緊急輸送のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点・集積拠点について把握・点検、調整し、災害に対する安全性を検討し、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図り、関係機関に対する周知徹底に努める。</p> <p><u>災害時</u>の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の円滑な運用体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>目的として緊急輸送道路の1次路線、2次路線、<u>3次路線</u>を設定している。</p> <p>白井市では1次路線として<u>国道16号、国道464号が該当するが</u>、破損等により他の道路も通行禁止や交通規制が行われる可能性があるため、警察及び道路管理者と事前に情報交換体制を確立しておく必要がある。<u>(市内に2次路線として設定された路線はない。)</u></p> <p>多重化や代替性を考慮しつつ、<u>災害発生時</u>の緊急輸送のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点・集積拠点について把握・点検、調整し、災害に対する安全性を検討し、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図り、関係機関に対する周知徹底に努める。</p> <p><u>発災後</u>の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の円滑な運用体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>
震-2-21	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>3. 輸送体制の整備</p> <p>旅客輸送及び緊急物資輸送等に関しては、交通の遮断、市有車両の不足等が予測されるため、平常時から運送事業者等と<u>災害時</u>の協力体制について協議していくものとする。</p> <p>必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送業者等の参加、物資集積拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資集積拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) トラック協会、日本通運、佐川急便（災害協定あり）、及び民間ヘリコプター運航会社</p> <p>ア 人員、物資輸送の要請方法について</p> <p>イ 集積施設、保有車両等の状況について</p> <p>ウ <u>災害時</u>の活動体制について</p> <p>(略)</p>	<p>3. 輸送体制の整備</p> <p>旅客輸送及び緊急物資輸送等に関しては、交通の遮断、市有車両の不足等が予測されるため、平常時から運送事業者等と<u>発災時</u>の協力体制について協議していくものとする。</p> <p>必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送業者等の参加、物資集積拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資集積拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) トラック協会、日本通運、佐川急便（災害協定あり）、及び民間ヘリコプター運航会社</p> <p>ア 人員、物資輸送の要請方法について</p> <p>イ 集積施設、保有車両等の状況について</p> <p>ウ <u>発災時</u>の活動体制について</p> <p>(略)</p>
震-2-21	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>4. 緊急通行車両</p> <p>交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合に備え、市はあらかじめ公安委員会（県警察本部、警察署）に緊急通行車両の事前届出を行い、緊急通行車両の事前届出済証の交付を受けておくものとする。</p>	<p>4. 緊急通行車両</p> <p>交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合に備え、市はあらかじめ公安委員会（県警察本部、警察署）に緊急通行車両の事前届出を行い、緊急通行車両の事前届出済証の交付を受けておくものとする。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																
		<p>輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、<b>災害時</b>に当該車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行う。</p>	<p>輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、<b>発災後</b>、当該車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行う。</p>																																
震-2-22	千葉県地域防災計画の修正による	<p style="text-align: center;"><b>第8節 避難収容体制の整備</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="443 451 1245 815"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難体制の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 避難所等の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. <b>家庭動物</b>対策</td> <td>危機管理課、環境課</td> </tr> <tr> <td>5. 避難所の開設・運営</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 応急仮設住宅の用地確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 避難体制の整備                      (1) 避難情報の広報体制                      ア 関係機関と連携し危険箇所等の公表と指定緊急避難場所について、住民への周知徹底に努める。                      イ 警戒基準・避難基準の設定を行い、自治会、自主防災組織等と連携して地区住民の自主的判断による警戒・避難及びその伝達方法の確立に努めるものとする。                      ウ <b>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等</b>に安全に避難できるように、ハザードマップの<b>配布</b>や広報紙記載などのほか、防災訓練等と関連づけるなど、日頃から住民に対して避難経路の検討の普及に努めるとともに、<b>避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。</b>                      エ 避難行動要支援者の避難支援については自治会、自主防災組織等が中心となって地区単位レベルで具体的な行動計画をまとめるよう努める。                      (略)</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難体制の整備	(略)	2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	(略)	3. 避難所等の整備	(略)	4. <b>家庭動物</b> 対策	危機管理課、環境課	5. 避難所の開設・運営	(略)	6. 応急仮設住宅の用地確保	(略)	(略)		<p style="text-align: center;"><b>第8節 避難収容体制の整備</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1272 451 2074 815"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難体制の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 避難所等の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. <b>ペット</b>対策</td> <td>危機管理課、環境課</td> </tr> <tr> <td>5. 避難所の開設・運営</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 応急仮設住宅の用地確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 避難体制の整備                      (1) 避難情報の広報体制                      ア 関係機関と連携し危険箇所等の公表と指定緊急避難場所について、住民への周知徹底に努める。                      イ 警戒基準・避難基準の設定を行い、自治会、自主防災組織等と連携して地区住民の自主的判断による警戒・避難及びその伝達方法の確立に努めるものとする。                      ウ <b>指定緊急避難場所</b>に安全に避難できるように、ハザードマップの<b>配付</b>や広報紙記載などのほか、防災訓練等と関連づけるなど、日頃から住民に対して避難経路の検討の普及に努める。                      エ 避難行動要支援者の避難支援については自治会、自主防災組織等が中心となって地区単位レベルで具体的な行動計画をまとめるよう<b>努める。</b>                      (略)</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難体制の整備	(略)	2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	(略)	3. 避難所等の整備	(略)	4. <b>ペット</b> 対策	危機管理課、環境課	5. 避難所の開設・運営	(略)	6. 応急仮設住宅の用地確保	(略)	(略)	
対策項目	担当部署および関係部・機関																																		
1. 避難体制の整備	(略)																																		
2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	(略)																																		
3. 避難所等の整備	(略)																																		
4. <b>家庭動物</b> 対策	危機管理課、環境課																																		
5. 避難所の開設・運営	(略)																																		
6. 応急仮設住宅の用地確保	(略)																																		
(略)																																			
対策項目	担当部署および関係部・機関																																		
1. 避難体制の整備	(略)																																		
2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	(略)																																		
3. 避難所等の整備	(略)																																		
4. <b>ペット</b> 対策	危機管理課、環境課																																		
5. 避難所の開設・運営	(略)																																		
6. 応急仮設住宅の用地確保	(略)																																		
(略)																																			

ページ	修正理由	修正案	現行
震-2-23	千葉県地域防災計画の修正及び語句の修正	<p>2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 (略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 火災の延焼拡大や余震による二次被害、風水害等から<u>住民等</u>の身の安全を確保するとともに、住宅被災者の一時滞在場所を確保するため、公共施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所に指定し、県に通知する。 また、指定に当たっては、災害対策基本法、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府、平成28年4月改訂)、並びに「災害時における避難所運営の手引き」(千葉県、平成29年7月)により適性を評価する。 市指定の避難場所・避難所は、次の3種類とする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定緊急避難場所・指定避難所の周知 指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況、<u>指定避難所の収容人数</u>、指定緊急避難場所と指定避難所の違い、内閣府の「避難行動判定フロー」を活用した緊急避難先の確認等を<u>住民等</u>に周知する。 大規模な<u>災害時</u>には、避難所の収容能力を超える避難者が殺到することが想定される。日頃から地域住民に対し、避難所等へ避難しなくても自活できる環境の整備、物資の備蓄、自宅の被害が軽微な場合は在宅避難へと誘導することなどを周知・啓発するとともに、<u>災害時には避難所の開設状況や混雑状況等をホームページ等で周知する。</u> その際、在宅避者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られることを周知する。</p> <p><u>(4) 福祉避難所への直接避難が必要な要配慮者の指定</u> <u>福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u> <u>また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。</u></p> <p><u>(5) ヘリコプター臨時離着陸場の安全措置</u> 災害時に有効な機能を有するヘリコプターの臨時離着陸場が指定緊急避難場所・指定避難所に選定されている場合は、避難住民の安全性等を考慮して避難場所・避難所と臨時離発着場の区別等、所要の安全措置を講じておくものとする。 【資料編】ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧</p>	<p>2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 (略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 火災の延焼拡大や余震による二次被害、風水害等から<u>市民</u>の身の安全を確保するとともに、住宅被災者の一時滞在場所を確保するため、公共施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所に指定し、県に通知する。 また、指定に当たっては、災害対策基本法、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府、平成28年4月改訂)、並びに「災害時における避難所運営の手引き」(千葉県、平成29年7月)により適性を評価する。 市指定の避難場所・避難所は、次の3種類とする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定緊急避難場所・指定避難所の周知 指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況、指定緊急避難場所と指定避難所の違い、内閣府の「避難行動判定フロー」を活用した緊急避難先の確認等を<u>市民等</u>に周知する。 大規模な<u>災害発生時</u>には、避難所の収容能力を超える避難者が殺到することが想定される。日頃から地域住民に対し、避難所等へ避難しなくても自活できる環境の整備、物資の備蓄、自宅の被害が軽微な場合は在宅避難へと誘導することなどを周知・啓発する。 その際、在宅避者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られることを周知する。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><u>(4) ヘリコプター臨時離着陸場の安全措置</u> 災害時に有効な機能を有するヘリコプターの臨時離着陸場が指定緊急避難場所・指定避難所に選定されている場合は、避難住民の安全性等を考慮して避難場所・避難所と臨時離発着場の区別等、所要の安全措置を講じておくものとする。 【資料編】ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
震-2-24	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>3. 指定避難所等の整備 (略) (4) 避難生活に備えた施設等の改善 (略)</p> <p>エ 避難の長期化等を想定し、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けるように努める。トイレ、更衣室、入浴設備等については、鍵の設置や十分な照明の配置など女性や子供が安全に安心して利用できる環境整備に努める。また、<u>家庭動物</u>の受け入れスペースの確保に努める。</p>	<p>3. 指定避難所等の整備 (略) (4) 避難生活に備えた施設等の改善 (略)</p> <p>エ 避難の長期化等を想定し、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けるように努める。トイレ、更衣室、入浴設備等については、鍵の設置や十分な照明の配置など女性や子供が安全に安心して利用できる環境整備に努める。また、<u>ペット</u>の受け入れスペースの確保に努める。</p>
震-2-24	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>4. <u>家庭動物</u>対策 市は、災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、<u>家庭動物</u>がケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、<u>家庭動物用</u>の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう<u>住民等</u>に普及啓発するとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を特定できるように迷子札の装着等を促進する。</p>	<p>4. <u>ペット</u>対策 市は、災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、<u>ペット</u>がケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、<u>ペット用</u>の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう<u>市民</u>に普及啓発するとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を特定できるように迷子札の装着等を促進する。</p>
震-2-25	千葉県地域防災計画の修正及び市のマニュアル策定に伴う語句の修正	<p>5. 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 避難所の開設 ア 市は、災害の状況により必要に応じて避難所を円滑に開設する体制を整備する。 イ 避難所の運営は、自治会や自主防災組織等の地元住民が主体的に実施できるよう、平時から「<u>避難所開設・運営マニュアル</u>」に基づく避難所運営委員会の整備を促進する。 ウ 市は、避難所の開設・運営のための職員を派遣するものとし、事前に各避難所への派遣職員(避難所直行職員)を定めておくものとする。派遣職員の選定にあたっては、避難所への参集時間等を考慮するほか、男性女性両方の職員を選ぶように努める。</p> <p>(2) 避難所の運営 ア 収容された住民が速やかに組織・運営ができるよう、各避難所に、運営主体となる自治会又は自主防災組織を割り当てておく。 避難所の運営には、男性・女性が共に役員等の責任ある立場で参画することで、男女双方の視点を反映し、男女のニーズの違いに配慮する。 イ 突発的な災害に備え、住民の自主避難が円滑に行えるよう、事前に、住民による避難所の開設方法や鍵の貸与等について自主防災組織や自治会の役員と調整を図る。</p>	<p>5. 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 避難所の開設 ア 市は、災害の状況により必要に応じて避難所を円滑に開設する体制を整備する。 イ 避難所の運営は、自治会や自主防災組織等の地元住民が主体的に実施できるよう、平時から「<u>自治会等向け災害時対応マニュアル</u>」に基づく避難所運営委員会の整備を促進する。 ウ 市は、避難所の開設・運営のための職員を派遣するものとし、事前に各避難所への派遣職員(避難所直行職員)を定めておくものとする。派遣職員の選定にあたっては、避難所への参集時間等を考慮するほか、男性女性両方の職員を選ぶように努める。</p> <p>(2) 避難所の運営 ア 収容された住民が速やかに組織・運営ができるよう、各避難所に、運営主体となる自治会又は自主防災組織を割り当てておく。 避難所の運営には、男性・女性が共に役員等の責任ある立場で参画することで、男女双方の視点を反映し、男女のニーズの違いに配慮する。 イ 突発的な災害に備え、住民の自主避難が円滑に行えるよう、事前に、住民による避難所の開設方法や鍵の貸与等について自主防災組織や自治会の役員と調整を図る。</p>



ページ	修正理由	修正案	現行																																																																
		<p>ウ 住民による自主的な避難所運営が図られるよう自治会、自主防災組織に「<u>避難所開設・運営マニュアル</u>」を周知し、必要な知識等の普及・啓発に努める。<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及・啓発に努める。</u></p> <p>また、住民、自治会、自主防災組織、施設管理者等による避難所運営の実動訓練やイメージトレーニング等を促進し、避難所ごとの運営マニュアルの整備を図る。</p> <p>エ 施設を避難所のほかに救護所や物資集積等の拠点に指定する場合には、その設置・運営に関して、関係機関との事前調整に努める。</p> <p><u>オ 災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</u></p>	<p>ウ 住民による自主的な避難所運営が図られるよう自治会、自主防災組織に「<u>自治会等向け災害時対応マニュアル</u>」の避難所運営要領を周知し、必要な知識等の普及・啓発に努める。</p> <p>また、住民、自治会、自主防災組織、施設管理者等による避難所運営の実動訓練やイメージトレーニング等を促進し、避難所ごとの運営マニュアルの整備を図る。</p> <p>エ 施設を避難所のほかに救護所や物資集積等の拠点に指定する場合には、その設置・運営に関して、関係機関との事前調整に努める。</p> <p>(新設)</p>																																																																
震-2-28	千葉県地域防災計画の修正及び語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第10節 備蓄体制の整備</b></p> <p>1. 備蓄・調達体制の整備</p> <p>災害発生直後から支援物資が届くまでの間、緊急支援の措置として供給する被災者の生活に不可欠な物資を中心に備蓄等を図る。</p> <p>(1) 市による備蓄・調達体制</p> <p>ア 備蓄の対象人口は、白井市防災アセスメント調査結果による2,011人(地震の発生1日後の避難者数)を基準とし、3日分の飲料水、食料と生活必需品を計画的に備蓄するものとする。また、本市の水道は<u>他市にある浄水場から受水しており</u>、下水道は花見川又は手賀沼の終末処理場に繋がっているため、市内の施設に被害がなくとも市外の関連施設が被災した場合には、市内全域で給排水が停止する可能性があることに留意し、飲料水、仮設トイレの備蓄については、さらなる増量を検討する。</p> <table border="1" data-bbox="448 1101 1243 1409"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">備蓄目標量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料(一般向け)</td> <td>11,370</td> <td>食</td> <td>紙コップ 19,310 個</td> </tr> <tr> <td>食料(要配慮者向け)</td> <td>3,030</td> <td>食</td> <td>紙どんぶり 14,400 個</td> </tr> <tr> <td>飲料水(500ml)</td> <td>28,960</td> <td>本</td> <td>先割れスプーン 14,400 個</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>3,220</td> <td>枚</td> <td>使い捨て哺乳瓶 180 本</td> </tr> <tr> <td>仮設トイレ</td> <td>40</td> <td>基</td> <td>乳幼児用ミルク 180 食</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ(薬剤・袋)</td> <td>30,170</td> <td>個</td> <td>生理用品 1,660 枚</td> </tr> <tr> <td>トイレトペーパー</td> <td>660</td> <td>ロール</td> <td>紙おむつ(乳幼児) 690 枚</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄目標量				食料(一般向け)	11,370	食	紙コップ 19,310 個	食料(要配慮者向け)	3,030	食	紙どんぶり 14,400 個	飲料水(500ml)	28,960	本	先割れスプーン 14,400 個	毛布	3,220	枚	使い捨て哺乳瓶 180 本	仮設トイレ	40	基	乳幼児用ミルク 180 食	簡易トイレ(薬剤・袋)	30,170	個	生理用品 1,660 枚	トイレトペーパー	660	ロール	紙おむつ(乳幼児) 690 枚	<p style="text-align: center;"><b>第10節 備蓄体制の整備</b></p> <p>1. 備蓄・調達体制の整備</p> <p>災害発生直後から支援物資が届くまでの間、緊急支援の措置として供給する被災者の生活に不可欠な物資を中心に備蓄等を図る。</p> <p>(1) 市による備蓄・調達体制</p> <p>ア 備蓄の対象人口は、白井市防災アセスメント調査結果による2,011人(地震の発生1日後の避難者数)を基準とし、3日分の飲料水、食料と生活必需品を計画的に備蓄するものとする。また、本市の水道は<u>印旛広域市町村圏事務組合より受水しており</u>、下水道は花見川又は手賀沼の終末処理場に繋がっているため、市内の施設に被害がなくとも市外の関連施設が被災した場合には、市内全域で給排水が停止する可能性があることに留意し、飲料水、仮設トイレの備蓄については、さらなる増量を検討する。</p> <table border="1" data-bbox="1276 1101 2072 1409"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">備蓄目標量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料(一般向け)</td> <td>11,370</td> <td>食</td> <td>紙コップ 19,310 個</td> </tr> <tr> <td>食料(要配慮者向け)</td> <td>3,030</td> <td>食</td> <td>紙どんぶり 14,400 個</td> </tr> <tr> <td>飲料水(500ml)</td> <td>28,960</td> <td>本</td> <td>先割れスプーン 14,400 個</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>3,220</td> <td>枚</td> <td>使い捨て哺乳瓶 180 本</td> </tr> <tr> <td>仮設トイレ</td> <td>40</td> <td>基</td> <td>乳幼児用ミルク 180 食</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ(薬剤・袋)</td> <td>30,170</td> <td>個</td> <td>生理用品 1,660 枚</td> </tr> <tr> <td>トイレトペーパー</td> <td>660</td> <td>ロール</td> <td>紙おむつ(乳幼児) 690 枚</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄目標量				食料(一般向け)	11,370	食	紙コップ 19,310 個	食料(要配慮者向け)	3,030	食	紙どんぶり 14,400 個	飲料水(500ml)	28,960	本	先割れスプーン 14,400 個	毛布	3,220	枚	使い捨て哺乳瓶 180 本	仮設トイレ	40	基	乳幼児用ミルク 180 食	簡易トイレ(薬剤・袋)	30,170	個	生理用品 1,660 枚	トイレトペーパー	660	ロール	紙おむつ(乳幼児) 690 枚
備蓄目標量																																																																			
食料(一般向け)	11,370	食	紙コップ 19,310 個																																																																
食料(要配慮者向け)	3,030	食	紙どんぶり 14,400 個																																																																
飲料水(500ml)	28,960	本	先割れスプーン 14,400 個																																																																
毛布	3,220	枚	使い捨て哺乳瓶 180 本																																																																
仮設トイレ	40	基	乳幼児用ミルク 180 食																																																																
簡易トイレ(薬剤・袋)	30,170	個	生理用品 1,660 枚																																																																
トイレトペーパー	660	ロール	紙おむつ(乳幼児) 690 枚																																																																
備蓄目標量																																																																			
食料(一般向け)	11,370	食	紙コップ 19,310 個																																																																
食料(要配慮者向け)	3,030	食	紙どんぶり 14,400 個																																																																
飲料水(500ml)	28,960	本	先割れスプーン 14,400 個																																																																
毛布	3,220	枚	使い捨て哺乳瓶 180 本																																																																
仮設トイレ	40	基	乳幼児用ミルク 180 食																																																																
簡易トイレ(薬剤・袋)	30,170	個	生理用品 1,660 枚																																																																
トイレトペーパー	660	ロール	紙おむつ(乳幼児) 690 枚																																																																

ページ	修正理由	修正案	現行																								
		<table border="1" data-bbox="443 226 1245 418"> <tr> <td>消毒液 (60m l)</td> <td>700 本</td> <td>おしりふきシート</td> <td>6,900 枚</td> </tr> <tr> <td>液体歯ミガキ (960ml)</td> <td>250 本</td> <td>紙おむつ (大人テープ型)</td> <td>120 枚</td> </tr> <tr> <td>使い捨てカイロ</td> <td>6,030 個</td> <td>尿漏れパット (大人テープ型)</td> <td>360 枚</td> </tr> </table> <p data-bbox="481 422 1245 901">                     イ 調理器具や食器類等についても必要最小限の備蓄に努める。                      ウ 乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー患者、食事制限者等の要配慮者や女性に配慮した備蓄に努める。                      エ 有効期限が近づいた保存食料は、防災訓練等の住民啓発活動及びフードバンク等に活用するなど、無駄にしないよう措置を講じる。  <u>オ 避難所での感染症対策に必要なマスク、手指等消毒薬、間仕切り等の備蓄に努める。</u>                      (略)                      (3) 住民による食料品等の備蓄促進                      ア 家庭においても1人当たり最低3日分、推奨1週間分の食料(調理の不要なものが望ましい)、飲料水、生活必需品を持ち出し可能な状態で<u>備蓄すること、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方(ローリングストック)など、備蓄の必要性と備蓄に関するノウハウを併せて普及・啓発する。</u>                      (略)                 </p>	消毒液 (60m l)	700 本	おしりふきシート	6,900 枚	液体歯ミガキ (960ml)	250 本	紙おむつ (大人テープ型)	120 枚	使い捨てカイロ	6,030 個	尿漏れパット (大人テープ型)	360 枚	<table border="1" data-bbox="1272 226 2069 418"> <tr> <td>消毒液 (60m l)</td> <td>700 本</td> <td>おしりふきシート</td> <td>6,900 枚</td> </tr> <tr> <td>液体歯ミガキ (960ml)</td> <td>250 本</td> <td>紙おむつ (大人テープ型)</td> <td>120 枚</td> </tr> <tr> <td>使い捨てカイロ</td> <td>6,030 個</td> <td>尿漏れパット (大人テープ型)</td> <td>360 枚</td> </tr> </table> <p data-bbox="1310 422 2069 837">                     イ 調理器具や食器類等についても必要最小限の備蓄に努める。                      ウ 乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー患者、食事制限者等の要配慮者や女性に配慮した備蓄に努める。                      エ 有効期限が近づいた保存食料は、防災訓練等の住民啓発活動及びフードバンク等に活用するなど、無駄にしないよう措置を講じる。                      (略)                      (3) 住民による食料品等の備蓄促進                      ア 家庭においても1人当たり最低3日分、推奨1週間分の食料(調理の不要なものが望ましい)、飲料水、生活必需品を持ち出し可能な状態で<u>備蓄する。</u>                      (略)                 </p>	消毒液 (60m l)	700 本	おしりふきシート	6,900 枚	液体歯ミガキ (960ml)	250 本	紙おむつ (大人テープ型)	120 枚	使い捨てカイロ	6,030 個	尿漏れパット (大人テープ型)	360 枚
消毒液 (60m l)	700 本	おしりふきシート	6,900 枚																								
液体歯ミガキ (960ml)	250 本	紙おむつ (大人テープ型)	120 枚																								
使い捨てカイロ	6,030 個	尿漏れパット (大人テープ型)	360 枚																								
消毒液 (60m l)	700 本	おしりふきシート	6,900 枚																								
液体歯ミガキ (960ml)	250 本	紙おむつ (大人テープ型)	120 枚																								
使い捨てカイロ	6,030 個	尿漏れパット (大人テープ型)	360 枚																								
震-2-29	市のマニュアル策定に伴う語句の修正	<p data-bbox="448 938 1245 1324">                     2. 供給体制の整備                      調達した物資等を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備に努める。                      (1) 供給拠点から避難所までの輸送方法等について、輸送業者等とあらかじめ協議を行い、連絡方法、集積場所等についても調整しておく。                      (2) 避難所に届いた食料等の仕分け、保管、配布等の対応・役割分担について、あらかじめ自主防災組織等と十分な協議を行っておく。                      備蓄食料については、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。                      (3) 自主防災組織等は、「<u>避難所開設・運営マニュアル</u>」による市との役割分担に基づいて避難所での水や食糧等の配布についてあらかじめ住民に周知を図るよう努める。                      (略)                 </p>	<p data-bbox="1276 938 2069 1324">                     2. 供給体制の整備                      調達した物資等を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備に努める。                      (1) 供給拠点から避難所までの輸送方法等について、輸送業者等とあらかじめ協議を行い、連絡方法、集積場所等についても調整しておく。                      (2) 避難所に届いた食料等の仕分け、保管、配布等の対応・役割分担について、あらかじめ自主防災組織等と十分な協議を行っておく。                      備蓄食料については、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。                      (3) 自主防災組織等は、「<u>自治会等向け災害時対応マニュアル</u>」による市との役割分担に基づいて避難所での水や食糧等の配布についてあらかじめ住民に周知を図るよう努める。                      (略)                 </p>																								



ページ	修正理由	修正案	現行
震-2-30	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第 11 節 防災意識の向上と知識の普及</b></p> <p>1. 市職員に対して 市職員は、日常業務において常に防災に関する意識を持ち、業務を推進するよう心がけるとともに、<b>災害時</b>に应急対策実行の主体となることから、その責務を十分に理解し、教育訓練を実施するとともに、防災知識力や判断力、技能の向上を図るものとする。 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 11 節 防災意識の向上と知識の普及</b></p> <p>1. 市職員に対して 市職員は、日常業務において常に防災に関する意識を持ち、業務を推進するよう心がけるとともに、<b>災害発生時</b>に应急対策実行の主体となることから、その責務を十分に理解し、教育訓練を実施するとともに、防災知識力や判断力、技能の向上を図るものとする。 (略)</p>
震-2-30	千葉県地域防災計画の修正及び市のマニュアル策定に伴う語句の修正	<p>2. 住民に対して 住民は日頃から「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、防災活動を行うよう市は関係機関と協力し、次の事項について意識の向上、知識の普及、過去の災害教訓の伝承を図る。</p> <p>(1) 普及知識等の内容 防災知識の向上によって被害を防止あるいは軽減できることを中心に知識の普及、意識の向上を図る。</p> <p>ア 災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の予防（消火器の管理、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等）、</li> <li>・地震への備え（耐震診断・耐震改修、家具固定化、ブロック塀等の安全対策、地震保険の制度等）</li> <li>・水、食料、日用品等の備蓄、非常用持出品の準備</li> </ul> <p>イ 災害時の心得 地震が発生した場合において、あらかじめ各世帯で承知しておくべき次に示す知識の普及に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災に関する基礎知識と、とっさの防御行動</li> <li>・初期消火の重要性と対策方法</li> <li>・避難する場合の<b>携帯品や、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所及び指定避難所と避難経路の確認</b></li> <li>・応急手当の知識</li> <li>・避難所運営への協力</li> <li>・避難所へ避難せずに自活するための備え</li> <li>・自助・共助・公助についての考え</li> <li>・帰宅困難者の心得</li> <li>・<b>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</b></li> </ul>	<p>2. 住民に対して 住民は日頃から「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、防災活動を行うよう市は関係機関と協力し、次の事項について意識の向上、知識の普及、過去の災害教訓の伝承を図る。</p> <p>(1) 普及知識等の内容 防災知識の向上によって被害を防止あるいは軽減できることを中心に知識の普及、意識の向上を図る。</p> <p>ア 災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の予防（消火器の管理、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等）、</li> <li>・地震への備え（耐震診断・耐震改修、家具固定化、ブロック塀等の安全対策、地震保険の制度等）</li> <li>・水、食料、日用品等の備蓄、非常用持出品の準備</li> </ul> <p>イ 災害時の心得 地震が発生した場合において、あらかじめ各世帯で承知しておくべき次に示す知識の普及に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災に関する基礎知識と、とっさの防御行動</li> <li>・初期消火の重要性と対策方法</li> <li>・避難する場合の<b>携帯品、指定緊急避難場所・指定避難所と避難経路</b></li> <li>・応急手当の知識</li> <li>・避難所運営への協力</li> <li>・避難所へ避難せずに自活するための備え</li> <li>・自助・共助・公助についての考え</li> <li>・帰宅困難者の心得</li> </ul>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>ウ 白井市地域防災計画の概要 特に住民に関与する部分を中心に本計画の周知に努める。</p> <p>エ 支援物資送付時の心得 他地域が被災した場合、小口・混載の支援物資を送ることは、被災 地方公共団体の負担になることなど、被災者支援に関する知識の普及 に努める。</p> <p>オ 過去の災害教訓の伝承 過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、県と連 携し、<u>住民等</u>への伝承に努める。 <u>また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等 の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p> <p>(2) 普及等の方法 住民に対する意識の向上は以下のような方法で行うものとし、必要 に応じ情報提供のための施設、機材の充実に努める。</p> <p>ア 広報誌及び印刷物、メディアの活用 広報「しろい」及びハザードマップ、<u>避難所開設・運営マニュアル</u> などのパンフレット等を通じ、火災発生シーズン、台風などの災害多 発時期及び防災の日（9月1日）、防災とボランティアの日（1月17日） 等に重点的に震災や延焼火災防止等に関する記事を掲載し、啓発を図 る。 また、インターネットの活用や新聞、テレビ等のメディアの協力を 得て、多角的な情報提供を図る。</p> <p>イ 映画・スライド等の上映、講習会の開催等 防災についての映画、スライドの上映、防災ビデオの貸し出しに加 え、<u>防災アドバイザー等の知見を活用し</u>、防災講習会、座談会等の開 催により広く防災知識の普及向上を図る。 また、そうした機会を捉え、消火器取扱い体験といった実地の知識 普及も図る。</p> <p>ウ 広報車による広報活動 春秋火災予防期間及び季節的災害シーズンには、随時広報車により、 地域住民に防災を意識するよう広報に努める。</p>	<p>ウ 白井市地域防災計画の概要 特に住民に関与する部分を中心に本計画の周知に努める。</p> <p>エ 支援物資送付時の心得 他地域が被災した場合、小口・混載の支援物資を送ることは、被災 地方公共団体の負担になることなど、被災者支援に関する知識の普及 に努める。</p> <p>オ 過去の災害教訓の伝承 過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、県と 連携し、<u>市民</u>への伝承に努める。</p> <p>(2) 普及等の方法 住民に対する意識の向上は以下のような方法で行うものとし、必要 に応じ情報提供のための施設、機材の充実に努める。</p> <p>ア 広報誌及び印刷物、メディアの活用 広報「しろい」及びハザードマップ、<u>自治会等向け災害時対応マニ ュアル</u>などのパンフレット等を通じ、火災発生シーズン、台風などの 災害多発時期及び防災の日（9月1日）、防災とボランティアの日（1月 17日）等に重点的に震災や延焼火災防止等に関する記事を掲載し、啓 発を図る。 また、インターネットの活用や新聞、テレビ等のメディアの協力を 得て、多角的な情報提供を図る。</p> <p>イ 映画・スライド等の上映、講習会の開催等 防災についての映画、スライドの上映、防災ビデオの貸し出しに加 え、防災講習会、座談会等の開催により広く防災知識の普及向上を図 る。 また、そうした機会を捉え、消火器取扱い体験といった実地の知識 普及も図る。</p> <p>ウ 広報車による広報活動 春秋火災予防期間及び季節的災害シーズンには、随時広報車により、 地域住民に防災を意識するよう広報に努める。</p>
震-2-31	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	<p>3. 児童・生徒等に対して 学校においては、県が防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の 指針」等に基づき、防災訓練等、防災関係行事等の実施により児童・生徒 等に対する防災教育の充実に図り、<u>災害時</u>の対応力を高めることに努め る。</p>	<p>3. 児童・生徒等に対して 学校においては、県が防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の 指針」等に基づき、防災訓練等、防災関係行事等の実施により児童・生徒 等に対する防災教育の充実に図り、<u>災害発生時</u>の対応力を高めることに 努める。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		(略) (3) 知識を深め、 <u>災害時</u> の対応力を高めるための教材や資料を整備する。 (略) (5) 教職員用の <u>災害時</u> 対応要領を整備し、教職員研修の充実を図る。 (略)	(略) (3) 知識を深め、 <u>災害発生時</u> の対応力を高めるための教材や資料を整備する。 (略) (5) 教職員用の <u>災害発生時</u> 対応要領を整備し、教職員研修の充実を図る。 (略)
震-2-32	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	5. 施設管理者に対して (略) (5) 防災関係機関における防災教育 防災関係機関は、職員に対して <u>災害時</u> の対応の基礎知識や応急対策等の教育や訓練に努める。	5. 施設管理者に対して (略) (5) 防災関係機関における防災教育 防災関係機関は、職員に対して <u>災害発生時</u> の対応の基礎知識や応急対策等の教育や訓練に努める。
震-2-34	千葉県地域防災計画の修正及び市のマニュアル策定に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第12節 防災訓練の実施</b></p> 1. 防災訓練の種別 (1) 市が実施する主な訓練 (略) イ 分野別訓練 下記の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも、必要に応じて該当する部門が関係機関と連携して実施する。 (ア) 非常参集訓練 勤務時間外の <u>災害時</u> における市職員の迅速かつ的確な初動体制の確保を目的とする。実施については期間をある程度特定した上、抜き打ちで行うことも検討する。 (略) (キ) 避難訓練 市は、防災関係機関及び住民の協力を得て、 <u>避難指示</u> 、誘導、避難所設置等の訓練を実施する。また、多数の人が利用する建物の防火管理者(学校、保育園、宿泊施設等)は、毎年、印西地区消防組合と協力して避難訓練を実施する。 (略) (2) 住民主体の防災訓練 震災発生時において、住民が落ち着いて家族や自らの安全を確保し、適切な防災対策を実施するためには、日頃から訓練を積み重ね、体験により理解することが必要である。 各家庭、自主防災組織等は、 <u>避難所開設・運営マニュアル</u> やハザード	<p style="text-align: center;"><b>第12節 防災訓練の実施</b></p> 1. 防災訓練の種別 (1) 市が実施する主な訓練 (略) イ 分野別訓練 下記の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも、必要に応じて該当する部門が関係機関と連携して (ア) 非常参集訓練 勤務時間外の <u>災害発生時</u> における市職員の迅速かつ的確な初動体制の確保を目的とする。実施については期間をある程度特定した上、抜き打ちで行うことも検討する。 (略) (キ) 避難訓練 市は、防災関係機関及び住民の協力を得て、 <u>避難勧告</u> 、誘導、避難所設置等の訓練を実施する。また、多数の人が利用する建物の防火管理者(学校、保育園、宿泊施設等)は、毎年、印西地区消防組合と協力して避難訓練を実施する。 (略) (2) 住民主体の防災訓練 震災発生時において、住民が落ち着いて家族や自らの安全を確保し、適切な防災対策を実施するためには、日頃から訓練を積み重ね、体験により理解することが必要である。 各家庭、自主防災組織等は、 <u>自治会等向け災害時対応マニュアル</u> やハ

ページ	修正理由	修正案	現行																								
		<p>マップなどを活用し、災害を想定した情報伝達、安否確認、避難誘導、救助救出、応急手当、避難所開設・運営等の訓練を企画、実施し、市はそれに対し積極的に支援するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>ザードマップなどを活用し、災害を想定した情報伝達、安否確認、避難誘導、救助救出、応急手当、避難所開設・運営等の訓練を企画、実施し、市はそれに対し積極的に支援するよう努める。</p> <p>(略)</p>																								
震-2-35	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>2. 訓練の実施と事後評価</p> <p>訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、訓練実施後には事後評価を行い、次の訓練及び本計画の修正に反映させるよう努める。</p> <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p>ア 訓練の実施機関は多様なケースを想定し、参加者自身の判断が<u>求められるなど、災害時</u>における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害の想定を明らかにする</li> <li><u>・通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定する</u></li> <li>訓練の実施時間（夜間等）を工夫する</li> <li>避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>2. 訓練の実施と事後評価</p> <p>訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、訓練実施後には事後評価を行い、次の訓練及び本計画の修正に反映させるよう努める。</p> <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p>ア 訓練の実施機関は多様なケースを想定し、参加者自身の判断が<u>求められ発災時</u>における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害の想定を明らかにする</li> <li>訓練の実施時間（夜間等）を工夫する</li> <li>避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる</li> </ul> <p>(略)</p>																								
震-2-38	千葉県地域防災計画の修正及び市のマニュアル策定に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第 14 節 自主防災活動の推進</b></p> <p>1. 地域住民 (略)</p> <p>(2) 自主防災組織の活動内容</p> <p>自主防災組織の活動内容については、次のようなものがあげられるが、その詳細については各地域の実態を踏まえ各組織で独自に決定するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">平常時の活動</th> <th style="width: 50%;">災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 情報の収集伝達体制の整備</td> <td>(ア) 出火防止・初期消火の実施</td> </tr> <tr> <td>(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施</td> <td>(イ) 情報収集・伝達・広報</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 家庭の耐震、火気使用設備器具の点検の啓発</td> <td>(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td>(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理</td> <td>(エ) 住民に対する<u>避難指示</u>の伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(オ) 避難誘導・避難所運営への参画</td> </tr> </tbody> </table>	平常時の活動	災害時の活動	(ア) 情報の収集伝達体制の整備	(ア) 出火防止・初期消火の実施	(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施	(イ) 情報収集・伝達・広報	(ウ) 家庭の耐震、火気使用設備器具の点検の啓発	(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力	(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理	(エ) 住民に対する <u>避難指示</u> の伝達		(オ) 避難誘導・避難所運営への参画	<p style="text-align: center;"><b>第 14 節 自主防災活動の推進</b></p> <p>1. 地域住民 (略)</p> <p>(2) 自主防災組織の活動内容</p> <p>自主防災組織の活動内容については、次のようなものがあげられるが、その詳細については各地域の実態を踏まえ各組織で独自に決定するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">平常時の活動</th> <th style="width: 50%;">災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 情報の収集伝達体制の整備</td> <td>(ア) 出火防止・初期消火の実施</td> </tr> <tr> <td>(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施</td> <td>(イ) 情報収集・伝達・広報</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 家庭の耐震、火気使用設備器具の点検の啓発</td> <td>(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td>(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理</td> <td>(エ) 住民に対する<u>避難勧告・指示</u>の伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(オ) 避難誘導・避難所運営への参</td> </tr> </tbody> </table>	平常時の活動	災害時の活動	(ア) 情報の収集伝達体制の整備	(ア) 出火防止・初期消火の実施	(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施	(イ) 情報収集・伝達・広報	(ウ) 家庭の耐震、火気使用設備器具の点検の啓発	(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力	(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理	(エ) 住民に対する <u>避難勧告・指示</u> の伝達		(オ) 避難誘導・避難所運営への参
平常時の活動	災害時の活動																										
(ア) 情報の収集伝達体制の整備	(ア) 出火防止・初期消火の実施																										
(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施	(イ) 情報収集・伝達・広報																										
(ウ) 家庭の耐震、火気使用設備器具の点検の啓発	(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力																										
(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理	(エ) 住民に対する <u>避難指示</u> の伝達																										
	(オ) 避難誘導・避難所運営への参画																										
平常時の活動	災害時の活動																										
(ア) 情報の収集伝達体制の整備	(ア) 出火防止・初期消火の実施																										
(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施	(イ) 情報収集・伝達・広報																										
(ウ) 家庭の耐震、火気使用設備器具の点検の啓発	(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力																										
(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理	(エ) 住民に対する <u>避難勧告・指示</u> の伝達																										
	(オ) 避難誘導・避難所運営への参																										

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(イ) 地域内の危険箇所等の状況把握                      (カ) 避難場所・避難所、避難体制の確認                      (キ) 避難行動要支援者の把握、支援体制整備</p> <p>(ハ) 給食・給水及び救援物資等の配分                      (ヘ) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>(3) 自主防災活動に対する市の支援体制                      ア 自治会や自主防災組織等が行う自主防災活動の円滑な運営を図るため、運営の指針となる「<u>避難所開設・運営マニュアル</u>」等を普及し、自主防災活動の活発化を促進する。                      (略)</p>	<p>(イ) 地域内の危険箇所等の状況把握                      (カ) 避難場所・避難所、避難体制の確認                      (キ) 避難行動要支援者の把握、支援体制整備</p> <p>(ハ) 給食・給水及び救援物資等の配分                      (ヘ) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>(3) 自主防災活動に対する市の支援体制                      ア 自治会や自主防災組織等が行う自主防災活動の円滑な運営を図るため、運営の指針となる「<u>自治会等向け災害時対応マニュアル(平成27年3月)</u>」等を普及し、自主防災活動の活発化を促進する。                      (略)</p>
震-2-43	語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第17節 災害復旧・復興への備え</b></p> <p>1. 各種データの整備保全                      災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下配管図等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。市は、これらのデータが災害により消失しないよう、また、消失した場合は複製を別途保存しておくなどバックアップが可能な体制の整備を行うよう努める。                      また、住民記録、税収納等の<u>住民情報</u>についても同様の体制整備を図る。                      公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第17節 災害復旧・復興への備え</b></p> <p>1. 各種データの整備保全                      災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下配管図等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。市は、これらのデータが災害により消失しないよう、また、消失した場合は複製を別途保存しておくなどバックアップが可能な体制の整備を行うよう努める。                      また、住民記録、税収納等の<u>市民情報</u>についても同様の体制整備を図る。                      公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。</p>
震-3-1	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第3章 震災応急対策計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 市の活動体制の確立</b></p> <p>1. 市災害対策本部設置前の体制 &lt;注意配備、警戒配備体制&gt;                      (略)                      (2) 災害警戒本部の設置                      市長又は総務部長は、警戒配備体制をとり、さらに災害応急対策等を強化する必要があるときは、速やかに災害警戒本部を設置する。                      ア 組織構成                      災害警戒本部は総務部長を警戒本部長とし、以下の関係課職員で組織する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 震災応急対策計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 市の活動体制の確立</b></p> <p>1. 市災害対策本部設置前の体制 &lt;注意配備、警戒配備体制&gt;                      (略)                      (2) 災害警戒本部の設置                      市長又は総務部長は、警戒配備体制をとり、さらに災害応急対策等を強化する必要があるときは、速やかに災害警戒本部を設置する。                      ア 組織構成                      災害警戒本部は総務部長を警戒本部長とし、以下の関係課職員で組織する。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																								
		<p style="text-align: center;">災害警戒本部組織構成 (22課)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">班名</th> <th style="width: 20%;">担当課</th> <th style="width: 60%;">主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">総務班 (本部事務局) 7課</td> <td>①危機管理課</td> <td>1 職員の動員</td> </tr> <tr> <td>②総務課</td> <td>2 災害情報の受伝達及び整理</td> </tr> <tr> <td>③財政課</td> <td>3 被害情報の取りまとめ</td> </tr> <tr> <td>④公共施設マネジメント課</td> <td>4 各部及び関係機関等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>⑤産業振興課</td> <td>5 公共施設の被害状況の調査及び保全</td> </tr> <tr> <td>⑥秘書課</td> <td>6 <u>住民等への避難指示</u></td> </tr> <tr> <td>⑦議会事務局</td> <td>7 警戒本部の庶務</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8 車両の配車</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>9 災害情報の広報</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10 報道機関等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>避難班 6課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福祉医療班 5課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>インフラ班 4課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①の課長が班長となる。 (略) ウ 資機材等の確保 事務局には、警戒本部が設置されたとき、必要に応じて次の資機材等を速やかに確保する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ <u>住民等</u>からの通報受信電話、記録用紙</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	班名	担当課	主な事務分掌	総務班 (本部事務局) 7課	①危機管理課	1 職員の動員	②総務課	2 災害情報の受伝達及び整理	③財政課	3 被害情報の取りまとめ	④公共施設マネジメント課	4 各部及び関係機関等との連絡調整	⑤産業振興課	5 公共施設の被害状況の調査及び保全	⑥秘書課	6 <u>住民等への避難指示</u>	⑦議会事務局	7 警戒本部の庶務			8 車両の配車			9 災害情報の広報			10 報道機関等との連絡調整	避難班 6課	(略)	(略)	福祉医療班 5課	(略)	(略)	インフラ班 4課	(略)	(略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ <u>住民等</u> からの通報受信電話、記録用紙	○ (略)	○ (略)	○ (略)	<p style="text-align: center;">災害警戒本部組織構成 (22課)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">班名</th> <th style="width: 20%;">担当課</th> <th style="width: 60%;">主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">総務班 (本部事務局) 7課</td> <td>①危機管理課</td> <td>1 職員の動員</td> </tr> <tr> <td>②総務課</td> <td>2 災害情報の受伝達及び整理</td> </tr> <tr> <td>③財政課</td> <td>3 被害情報の取りまとめ</td> </tr> <tr> <td>④公共施設マネジメント課</td> <td>4 各部及び関係機関等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>⑤産業振興課</td> <td>5 公共施設の被害状況の調査及び保全</td> </tr> <tr> <td>⑥秘書課</td> <td>6 <u>住民の避難勧告、指示</u></td> </tr> <tr> <td>⑦議会事務局</td> <td>7 警戒本部の庶務</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8 車両の配車</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>9 災害情報の広報</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10 報道機関等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>避難班 6課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福祉医療班 5課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>インフラ班 4課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①の課長が班長となる。 (略) ウ 資機材等の確保 事務局には、警戒本部が設置されたとき、必要に応じて次の資機材等を速やかに確保する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ <u>市民</u>からの通報受信電話、記録用紙</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	班名	担当課	主な事務分掌	総務班 (本部事務局) 7課	①危機管理課	1 職員の動員	②総務課	2 災害情報の受伝達及び整理	③財政課	3 被害情報の取りまとめ	④公共施設マネジメント課	4 各部及び関係機関等との連絡調整	⑤産業振興課	5 公共施設の被害状況の調査及び保全	⑥秘書課	6 <u>住民の避難勧告、指示</u>	⑦議会事務局	7 警戒本部の庶務			8 車両の配車			9 災害情報の広報			10 報道機関等との連絡調整	避難班 6課	(略)	(略)	福祉医療班 5課	(略)	(略)	インフラ班 4課	(略)	(略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ <u>市民</u> からの通報受信電話、記録用紙	○ (略)	○ (略)	○ (略)
班名	担当課	主な事務分掌																																																																																									
総務班 (本部事務局) 7課	①危機管理課	1 職員の動員																																																																																									
	②総務課	2 災害情報の受伝達及び整理																																																																																									
	③財政課	3 被害情報の取りまとめ																																																																																									
	④公共施設マネジメント課	4 各部及び関係機関等との連絡調整																																																																																									
	⑤産業振興課	5 公共施設の被害状況の調査及び保全																																																																																									
	⑥秘書課	6 <u>住民等への避難指示</u>																																																																																									
	⑦議会事務局	7 警戒本部の庶務																																																																																									
		8 車両の配車																																																																																									
		9 災害情報の広報																																																																																									
		10 報道機関等との連絡調整																																																																																									
避難班 6課	(略)	(略)																																																																																									
福祉医療班 5課	(略)	(略)																																																																																									
インフラ班 4課	(略)	(略)																																																																																									
○ (略)																																																																																											
○ (略)																																																																																											
○ (略)																																																																																											
○ (略)																																																																																											
○ <u>住民等</u> からの通報受信電話、記録用紙																																																																																											
○ (略)																																																																																											
○ (略)																																																																																											
○ (略)																																																																																											
班名	担当課	主な事務分掌																																																																																									
総務班 (本部事務局) 7課	①危機管理課	1 職員の動員																																																																																									
	②総務課	2 災害情報の受伝達及び整理																																																																																									
	③財政課	3 被害情報の取りまとめ																																																																																									
	④公共施設マネジメント課	4 各部及び関係機関等との連絡調整																																																																																									
	⑤産業振興課	5 公共施設の被害状況の調査及び保全																																																																																									
	⑥秘書課	6 <u>住民の避難勧告、指示</u>																																																																																									
	⑦議会事務局	7 警戒本部の庶務																																																																																									
		8 車両の配車																																																																																									
		9 災害情報の広報																																																																																									
		10 報道機関等との連絡調整																																																																																									
避難班 6課	(略)	(略)																																																																																									
福祉医療班 5課	(略)	(略)																																																																																									
インフラ班 4課	(略)	(略)																																																																																									
○ (略)																																																																																											
○ (略)																																																																																											
○ (略)																																																																																											
○ (略)																																																																																											
○ <u>市民</u> からの通報受信電話、記録用紙																																																																																											
○ (略)																																																																																											
○ (略)																																																																																											
○ (略)																																																																																											
震-3-3	千葉県地域防災計画の	2. 市災害対策本部の設置 <第1～3配備体制> (略)	2. 市災害対策本部の設置 <第1～3配備体制> (略)																																																																																								

ページ	修正理由	修正案	現行																																																				
	修正に伴う 語句の修正	<p>(8) 組織図 (略)</p> <p style="text-align: center;">各部各班の事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="443 320 1243 719"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">本部 事務局</td> <td>庶務班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>○危機管理課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5. 防災気象情報の監視、<u>避難指示</u>等の発令に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(9) 設備等の確保・配置                      本部事務局は、災害対策本部が設置されたときは、本部室の運営に必要な次の設備等を配置する。</p> <table border="1" data-bbox="443 852 1243 1046"> <tbody> <tr><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ <u>住民等</u>からの通報受信電話、記録用紙の配置</td></tr> <tr><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(10) 現地対策本部                      災害対策本部長は、局地的な災害が発生し、必要と判断したときは、災害発生現場に近い公共施設に現地対策本部を設置する。                      (略)                      イ 事務分掌                      (ア) 避難に関する <u>指示・警告</u>を含む現地での応急対策の実施                      (略)</p>	部	班名	事務分掌	本部 事務局	庶務班	(略)	○危機管理課	(略)	総務課	(略)	監査委員事務局	(略)		5. 防災気象情報の監視、 <u>避難指示</u> 等の発令に関すること		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	○ (略)	○ <u>住民等</u> からの通報受信電話、記録用紙の配置	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	<p>(8) 組織図 (略)</p> <p style="text-align: center;">各部各班の事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1270 320 2069 719"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">本部 事務局</td> <td>庶務班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>○危機管理課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5. 防災気象情報の監視、<u>避難勧告</u>等の発令に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(9) 設備等の確保・配置                      本部事務局は、災害対策本部が設置されたときは、本部室の運営に必要な次の設備等を配置する。</p> <table border="1" data-bbox="1270 852 2069 1046"> <tbody> <tr><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ <u>市民</u>からの通報受信電話、記録用紙の配置</td></tr> <tr><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(10) 現地対策本部                      災害対策本部長は、局地的な災害が発生し、必要と判断したときは、災害発生現場に近い公共施設に現地対策本部を設置する。                      (略)                      イ 事務分掌                      (ア) 避難に関する <u>勧告・指示・警告</u>を含む現地での応急対策の実施                      (略)</p>	部	班名	事務分掌	本部 事務局	庶務班	(略)	○危機管理課	(略)	総務課	(略)	監査委員事務局	(略)		5. 防災気象情報の監視、 <u>避難勧告</u> 等の発令に関すること		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	○ (略)	○ <u>市民</u> からの通報受信電話、記録用紙の配置	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)
部	班名	事務分掌																																																					
本部 事務局	庶務班	(略)																																																					
	○危機管理課	(略)																																																					
	総務課	(略)																																																					
	監査委員事務局	(略)																																																					
		5. 防災気象情報の監視、 <u>避難指示</u> 等の発令に関すること																																																					
	(略)	(略)																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
○ (略)																																																							
○ <u>住民等</u> からの通報受信電話、記録用紙の配置																																																							
○ (略)																																																							
○ (略)																																																							
○ (略)																																																							
○ (略)																																																							
部	班名	事務分掌																																																					
本部 事務局	庶務班	(略)																																																					
	○危機管理課	(略)																																																					
	総務課	(略)																																																					
	監査委員事務局	(略)																																																					
		5. 防災気象情報の監視、 <u>避難勧告</u> 等の発令に関すること																																																					
	(略)	(略)																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
○ (略)																																																							
○ <u>市民</u> からの通報受信電話、記録用紙の配置																																																							
○ (略)																																																							
○ (略)																																																							
○ (略)																																																							
○ (略)																																																							
震-3-8	語句の修正	3. 市職員の動員・配備 (略) (3) 動員時の留意事項 (略)	3. 市職員の動員・配備 (略) (3) 動員時の留意事項 (略)																																																				

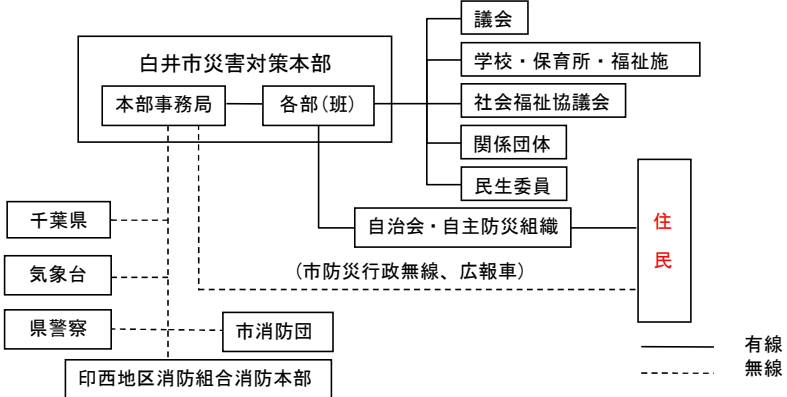
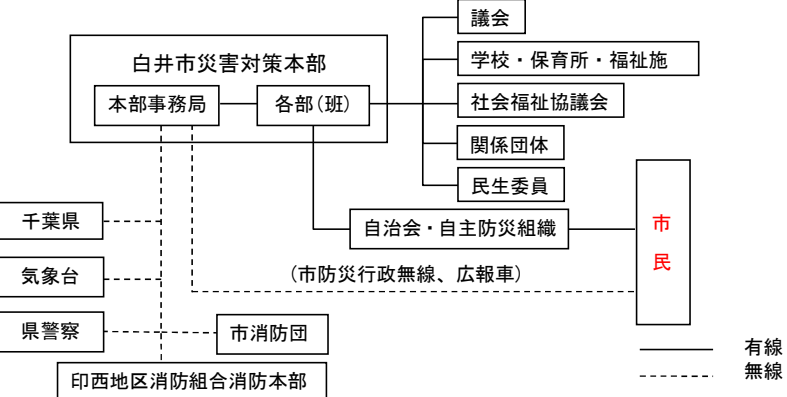


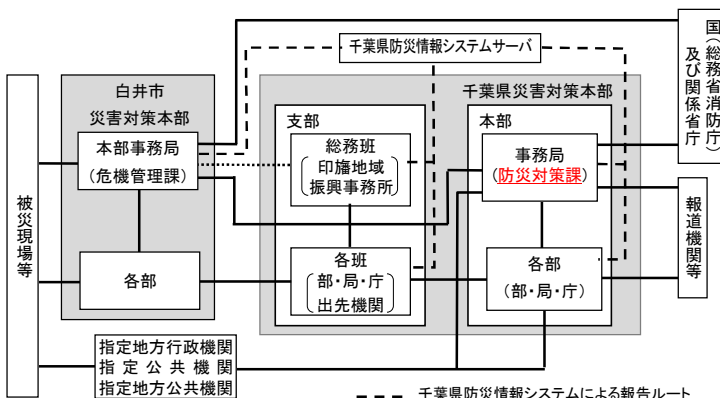
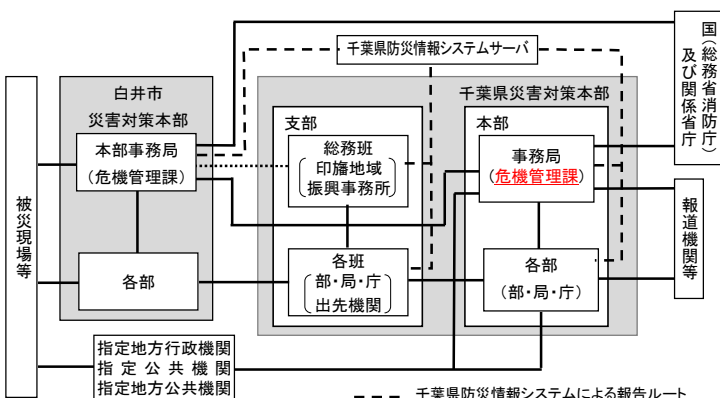
ページ	修正理由	修正案	現行																										
		<p>ウ 参集途中の緊急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要救護者、火災現場等を発見した場合は緊急措置にあたり、その後速やかに参集する。</li> <li>・<b>住民等</b>に情報提供を求められた場合は、自らの言動で<b>住民等</b>に不安や誤解を与えないよう細心の注意を払って、できる限り対応する。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>ウ 参集途中の緊急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要救護者、火災現場等を発見した場合は緊急措置にあたり、その後速やかに参集する。</li> <li>・<b>市民</b>に情報提供を求められた場合は、自らの言動で<b>市民</b>に不安や誤解を与えないよう細心の注意を払って、できる限り対応する。</li> </ul> <p>(略)</p>																										
震-3-11	千葉県地域防災計画の修正による	<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害救助法の適用</b></p> <p>1. 災害救助法の適用 (略)</p> <p>(2) 災害救助法の適用基準</p> <p><u>ア 災害が発生した場合の適用基準</u></p> <p>災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定に基づいて、次のいずれかに該当する場合において知事が決める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">1世帯としての換算</p> <table border="1" data-bbox="443 802 1243 1002"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th colspan="2">世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊（全焼・流失）住家</td> <td>1世帯</td> <td rowspan="3">それぞれ住家減失 1世帯として換算</td> </tr> <tr> <td>半壊（半焼）住家</td> <td>2世帯</td> </tr> <tr> <td>床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家</td> <td>3世帯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※全壊、半壊等の被害認定は、第20節「5.被害家屋認定調査」を参照</p> <p><u>イ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等</u></p> <p><u>災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域を単位に行われる。</u></p>	被害程度	世帯数		全壊（全焼・流失）住家	1世帯	それぞれ住家減失 1世帯として換算	半壊（半焼）住家	2世帯	床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家	3世帯	床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。			<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害救助法の適用</b></p> <p>1. 災害救助法の適用 (略)</p> <p>(2) 災害救助法の適用基準</p> <p>災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定に基づいて、次のいずれかに該当する場合において知事が決める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">1世帯としての換算</p> <table border="1" data-bbox="1272 802 2072 1002"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th colspan="2">世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊（全焼・流失）住家</td> <td>1世帯</td> <td rowspan="3">それぞれ住家減失 1世帯として換算</td> </tr> <tr> <td>半壊（半焼）住家</td> <td>2世帯</td> </tr> <tr> <td>床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家</td> <td>3世帯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※全壊、半壊等の被害認定は、第20節「5.被害家屋認定調査」を参照 (新設)</p>	被害程度	世帯数		全壊（全焼・流失）住家	1世帯	それぞれ住家減失 1世帯として換算	半壊（半焼）住家	2世帯	床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家	3世帯	床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。		
被害程度	世帯数																												
全壊（全焼・流失）住家	1世帯	それぞれ住家減失 1世帯として換算																											
半壊（半焼）住家	2世帯																												
床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家	3世帯																												
床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。																													
被害程度	世帯数																												
全壊（全焼・流失）住家	1世帯	それぞれ住家減失 1世帯として換算																											
半壊（半焼）住家	2世帯																												
床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家	3世帯																												
床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。																													
震-3-12	千葉県地域防災計画の修正による	<p>2. 帳簿の作成等</p> <p>災害救助法が適用された場合、各種の救助を迅速に行うため、県知事は応急仮設住宅の建設以外の事務を市長にあらかじめ委任している。</p> <p>災害救助法の対象事務の各担当班（次表参照）は、千葉県「災害救助の手引き」に基づいて実施した内容や経費の帳簿を整備する。財務・管財班はこれらの帳簿をとりまとめ、経費の一時繰替支弁を行うため予算措</p>	<p>2. 帳簿の作成等</p> <p>災害救助法が適用された場合、各種の救助を迅速に行うため、県知事は応急仮設住宅の建設以外の事務を市長にあらかじめ委任している。</p> <p>災害救助法の対象事務の各担当班（次表参照）は、千葉県「災害救助の手引き」に基づいて実施した内容や経費の帳簿を整備する。財務・管財班はこれらの帳簿をとりまとめ、経費の一時繰替支弁を行うため予算措</p>																										



ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																										
		<p>置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">実施項目及び実施者</p> <table border="1" data-bbox="443 288 1245 1082"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施者（市の担当班）</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置 <u>（災害が発生した場合）</u></td> <td>市長（避難班）</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td><u>避難所の設置（災害のおそれがある場合）</u></td> <td><u>市長（避難班）</u></td> <td><u>災害が発生しなかったと判明し、救助が必要なくなった日まで</u></td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>炊き出し及び食品の給与</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>被服寝具及び生活必需品の給貸与</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>被災住宅の応急修理</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>埋葬等</u></td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>死体の搜索</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>死体の処理</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>住宅障害物の除去</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 情報収集・伝達</b></p> <p>1. 通信手段の確保 一般加入電話や携帯電話等は、通信の輻輳や断線により不通になることも予想される。その場合は県防災行政無線をはじめ、市保有の無線設備等により通信手段を確保する。 （略） (3) 保有無線の利用（有線による通信が途絶した場合） （略）</p>	救助の種類	実施者（市の担当班）	実施期間	避難所の設置 <u>（災害が発生した場合）</u>	市長（避難班）	7日以内	<u>避難所の設置（災害のおそれがある場合）</u>	<u>市長（避難班）</u>	<u>災害が発生しなかったと判明し、救助が必要なくなった日まで</u>	応急仮設住宅の供与	（略）	（略）	炊き出し及び食品の給与	（略）	（略）	飲料水の供給	（略）	（略）	被服寝具及び生活必需品の給貸与	（略）	（略）	医療及び助産	（略）	（略）	被災者の救出	（略）	（略）	被災住宅の応急修理	（略）	（略）	学用品の給与	（略）	（略）	<u>埋葬等</u>	（略）	（略）	死体の搜索	（略）	（略）	死体の処理	（略）	（略）	住宅障害物の除去	（略）	（略）	<p>置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">実施項目及び実施者</p> <table border="1" data-bbox="1272 288 2074 1082"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施者（市の担当班）</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>市長（避難班）</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>炊き出し及び食品の給与</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>被服寝具及び生活必需品の給貸与</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>被災住宅の応急修理</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>死体の搜索</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>死体の処理</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>住宅障害物の除去</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 情報収集・伝達</b></p> <p>1. 通信手段の確保 一般加入電話や携帯電話等は、通信の輻輳や断線により不通になることも予想される。その場合は県防災行政無線をはじめ、市保有の無線設備等により通信手段を確保する。 （略） (3) 保有無線の利用（有線による通信が途絶した場合） （略）</p>	救助の種類	実施者（市の担当班）	実施期間	避難所の設置	市長（避難班）	7日以内				応急仮設住宅の供与	（略）	（略）	炊き出し及び食品の給与	（略）	（略）	飲料水の供給	（略）	（略）	被服寝具及び生活必需品の給貸与	（略）	（略）	医療及び助産	（略）	（略）	被災者の救出	（略）	（略）	被災住宅の応急修理	（略）	（略）	学用品の給与	（略）	（略）	埋葬	（略）	（略）	死体の搜索	（略）	（略）	死体の処理	（略）	（略）	住宅障害物の除去	（略）	（略）
救助の種類	実施者（市の担当班）	実施期間																																																																																											
避難所の設置 <u>（災害が発生した場合）</u>	市長（避難班）	7日以内																																																																																											
<u>避難所の設置（災害のおそれがある場合）</u>	<u>市長（避難班）</u>	<u>災害が発生しなかったと判明し、救助が必要なくなった日まで</u>																																																																																											
応急仮設住宅の供与	（略）	（略）																																																																																											
炊き出し及び食品の給与	（略）	（略）																																																																																											
飲料水の供給	（略）	（略）																																																																																											
被服寝具及び生活必需品の給貸与	（略）	（略）																																																																																											
医療及び助産	（略）	（略）																																																																																											
被災者の救出	（略）	（略）																																																																																											
被災住宅の応急修理	（略）	（略）																																																																																											
学用品の給与	（略）	（略）																																																																																											
<u>埋葬等</u>	（略）	（略）																																																																																											
死体の搜索	（略）	（略）																																																																																											
死体の処理	（略）	（略）																																																																																											
住宅障害物の除去	（略）	（略）																																																																																											
救助の種類	実施者（市の担当班）	実施期間																																																																																											
避難所の設置	市長（避難班）	7日以内																																																																																											
応急仮設住宅の供与	（略）	（略）																																																																																											
炊き出し及び食品の給与	（略）	（略）																																																																																											
飲料水の供給	（略）	（略）																																																																																											
被服寝具及び生活必需品の給貸与	（略）	（略）																																																																																											
医療及び助産	（略）	（略）																																																																																											
被災者の救出	（略）	（略）																																																																																											
被災住宅の応急修理	（略）	（略）																																																																																											
学用品の給与	（略）	（略）																																																																																											
埋葬	（略）	（略）																																																																																											
死体の搜索	（略）	（略）																																																																																											
死体の処理	（略）	（略）																																																																																											
住宅障害物の除去	（略）	（略）																																																																																											
震-3-13	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正																																																																																												

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>イ 通信の統制</p> <p><b>災害時</b>には各種通信の混乱が予想される。そのため、災害対策本部は無線通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努めるものとする。</p> <p>(ア) 重要通信優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）</p> <p>(イ) 通信許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る。なお子局間通信は原則として制限をかけるものとする）</p> <p>(ウ) 簡潔通話の原則（通信時間短縮のため、簡潔に行う）</p> <p>(エ) 専任通信担当者の設置（できるだけ各子局には担当者を常駐させる）</p> <p>(略)</p>	<p>イ 通信の統制</p> <p><b>災害発生時</b>には各種通信の混乱が予想される。そのため、災害対策本部は無線通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努めるものとする。</p> <p>(ア) 重要通信優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）</p> <p>(イ) 通信許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る。なお子局間通信は原則として制限をかけるものとする）</p> <p>(ウ) 簡潔通話の原則（通信時間短縮のため、簡潔に行う）</p> <p>(エ) 専任通信担当者の設置（できるだけ各子局には担当者を常駐させる）</p> <p>(略)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
震-3-14	語句の修正	<p>2. 連絡体制の確立 (略)</p> <p>(2) 気象警報等の伝達方法</p> <p>ア 千葉県その他の機関から伝達された警報等は、庶務班が受領(受信)し、庶務班長はその情報を速やかに本部長に報告するとともに庁内各部(班)に伝達する。なお、解除されたときもこれと同様とする。</p> <p>イ 伝達を受けた庁内各部(班)は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに所轄する施設又は関係団体へ電話又はFAX等をもって伝達する。</p> <p>ウ <b>住民等</b>への伝達方法は、市防災行政無線及び広報車による放送伝達、消防機関による広報のほか状況により、サイレン、警鐘による伝達を行う。</p> <p>(3) 伝達系統</p> 	<p>2. 連絡体制の確立 (略)</p> <p>(2) 気象警報等の伝達方法</p> <p>ア 千葉県その他の機関から伝達された警報等は、庶務班が受領(受信)し、庶務班長はその情報を速やかに本部長に報告するとともに庁内各部(班)に伝達する。なお、解除されたときもこれと同様とする。</p> <p>イ 伝達を受けた庁内各部(班)は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに所轄する施設又は関係団体へ電話又はFAX等をもって伝達する。</p> <p>ウ <b>一般市民</b>への伝達方法は、市防災行政無線及び広報車による放送伝達、消防機関による広報のほか状況により、サイレン、警鐘による伝達を行う。</p> <p>(3) 伝達系統</p> 
震-3-14	千葉県地域防災計画及び緊急地震速報の発表基準の修正による	<p>3. 地震に関する情報</p> <p>市及び関係機関は、地震が発生した場合に気象庁が発表する以下の地震情報を確認し、震度に応じた配備体制をとる。</p> <p>(1) <b>緊急地震速報(警報)</b></p> <p><u>最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上を予想したときに、震度4以上又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対して発表する。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</u></p>	<p>3. 地震に関する情報</p> <p>市及び関係機関は、地震が発生した場合に気象庁が発表する以下の地震情報を確認し、震度に応じた配備体制をとる。</p> <p>(1) <b>緊急地震速報</b></p> <p><u>地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震の予報・警報</u></p> <p>(2) 震度速報</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(2) 震度速報 地震発生から約1分半後に、<u>震度3以上を観測した地域名</u>（本市は千葉県北西部）と地震の揺れの検知時刻を<u>速報</u>する。</p> <p>(3) 震源・震度に関する情報 <u>以下のいずれかを満たした場合に発表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>震度3以上</u></li> <li>・<u>津波警報または津波注意報発表時</u></li> <li>・<u>若干の海面変動が予想される場合</u></li> <li>・<u>緊急地震速報（警報）を発表した場合</u></li> </ul> <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上が観測された地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。<u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点</u>がある場合は、その市町村名を発表する。</p> <p>(略)</p>	<p>地震発生から約1分半後に、<u>震度3以上の地域名</u>（本市は千葉県北西部）と地震の揺れの検知時刻を<u>発表</u>する。</p> <p>(3) 震源・震度に関する情報</p> <p><u>県内で震度3以上が観測されたとき</u>、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上が観測された地域名と市町村名を発表する。<u>震度5弱以上と考えられるが震度が入手できない地点</u>がある場合は、その市町村名を発表する。</p> <p>(略)</p>
震-3-17	千葉県地域防災計画の修正による語句の修正、千葉県の指摘による修正及び千葉県の組織改正に伴う名称変更の修正	<p>5. 県等への被害報告 県等への被害情報等の収集報告活動については、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき行うものとする。</p>  <p>(1) 報告すべき災害 市（庶務班）は、次の基準に該当する場合、県本部事務局（<u>防災対策課</u>）へ報告する。</p>	<p>5. 県等への被害報告 県等への被害情報等の収集報告活動については、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき行うものとする。</p>  <p>(1) 報告すべき災害 市（庶務班）は、次の基準に該当する場合、県本部事務局（<u>危機管理課</u>）へ報告する。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																																								
		<p>(略)</p> <p>(3) 報告の手順等                      ア 各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、調整する。                      イ 被害の報告は、規定された報告の区分及び様式に従って、<u>千葉県防災情報システム (システム端末)</u> で報告する。                      ただし、県に報告できない場合にあつては、国 (総務省消防庁) に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 報告先とその内容</p> <p style="text-align: center;">国及び県への報告方法</p> <table border="1" data-bbox="443 639 1243 1129"> <thead> <tr> <th></th> <th>総務省消防庁</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務時間内</td> <td>(略)</td> <td><b>【県防災対策課】</b> (略)</td> </tr> <tr> <td>勤務時間外</td> <td><b>【消防庁宿直室】</b> ① 県防災行政無線                              電話 048-500-90-49102 (衛星系)                              120-90-49102 (地上系)                              FAX 048-500-90-49036 (衛星系)                              120-90-49036 (地上系)                              ② 一般加入電話                              電話 03-5253-7777                              FAX 03-5253-7553</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>被害情報等の主な項目、担当、県への報告様式は次のとおりである。なお、各項目の被害認定基準及び県への報告要領は「千葉県危機管理情報共有要綱」による。</p> <p style="text-align: center;"><b>【資料編】千葉県危機管理情報共有要綱 (抜粋)</b></p> <table border="1" data-bbox="443 1257 1243 1423"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>情報項目</th> <th>市の担当班</th> <th>関係機関</th> <th>県への報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住家被害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		総務省消防庁	県	勤務時間内	(略)	<b>【県防災対策課】</b> (略)	勤務時間外	<b>【消防庁宿直室】</b> ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49102 (衛星系) 120-90-49102 (地上系) FAX 048-500-90-49036 (衛星系) 120-90-49036 (地上系) ② 一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	(略)	分類	情報項目	市の担当班	関係機関	県への報告様式	人的被害	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	住家被害	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>(3) 報告の手順等                      ア 各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、調整する。                      イ 被害の報告は、規定された報告の区分及び様式に従って、<u>千葉県総合防災情報システム (システム端末) 及び電話・ファクシミリ又は千葉県防災行政無線</u> で報告する。                      ただし、県に報告できない場合にあつては、国 (総務省消防庁) に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 報告先とその内容</p> <p style="text-align: center;">国及び県への報告方法</p> <table border="1" data-bbox="1270 639 2069 1129"> <thead> <tr> <th></th> <th>総務省消防庁</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務時間内</td> <td>(略)</td> <td><b>【県危機管理課】</b> (略)</td> </tr> <tr> <td>勤務時間外</td> <td><b>【消防庁宿直室】</b> ① 県防災行政無線                              電話 048-500-90-49102 (衛星系)                              120-90-49012 (地上系)                              FAX 048-500-90-49036 (衛星系)                              120-90-49036 (地上系)                              ② 一般加入電話                              電話 03-5253-7777                              FAX 03-5253-7553</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>被害情報等の主な項目、担当、県への報告様式は次のとおりである。なお、各項目の被害認定基準及び県への報告要領は「千葉県危機管理情報共有要綱」による。</p> <p style="text-align: center;"><b>【資料編】千葉県危機管理情報共有要綱 (抜粋)</b></p> <table border="1" data-bbox="1270 1257 2069 1423"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>情報項目</th> <th>市の担当班</th> <th>関係機関</th> <th>県への報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住家被害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		総務省消防庁	県	勤務時間内	(略)	<b>【県危機管理課】</b> (略)	勤務時間外	<b>【消防庁宿直室】</b> ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49102 (衛星系) 120-90-49012 (地上系) FAX 048-500-90-49036 (衛星系) 120-90-49036 (地上系) ② 一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	(略)	分類	情報項目	市の担当班	関係機関	県への報告様式	人的被害	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	住家被害	(略)	(略)	(略)	(略)
	総務省消防庁	県																																																									
勤務時間内	(略)	<b>【県防災対策課】</b> (略)																																																									
勤務時間外	<b>【消防庁宿直室】</b> ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49102 (衛星系) 120-90-49102 (地上系) FAX 048-500-90-49036 (衛星系) 120-90-49036 (地上系) ② 一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	(略)																																																									
分類	情報項目	市の担当班	関係機関	県への報告様式																																																							
人的被害	(略)	(略)	(略)	(略)																																																							
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																							
住家被害	(略)	(略)	(略)	(略)																																																							
	総務省消防庁	県																																																									
勤務時間内	(略)	<b>【県危機管理課】</b> (略)																																																									
勤務時間外	<b>【消防庁宿直室】</b> ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49102 (衛星系) 120-90-49012 (地上系) FAX 048-500-90-49036 (衛星系) 120-90-49036 (地上系) ② 一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	(略)																																																									
分類	情報項目	市の担当班	関係機関	県への報告様式																																																							
人的被害	(略)	(略)	(略)	(略)																																																							
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																							
住家被害	(略)	(略)	(略)	(略)																																																							

ページ	修正理由	修正案				現行																							
		罹災世帯 ・罹災者					罹災世帯 ・罹災者																						
非住家 被害		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	非住家 被害	(略)	(略)	(略)	(略)																		
道路被害		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	道路被害	(略)	(略)	(略)	(略)																		
その他 被害		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	その他 被害	(略)	(略)	(略)	(略)																		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																		
		<u>避難指示等発令状況</u>	庶務班	—	様式5 <u>(避難指示等)</u>	<u>避難勧告等発令状況</u>	庶務班	—	様式5 <u>(避難勧告等)</u>																				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																		
震-3-19	語句の修正	<p>6. 広報活動 (略)</p> <p>(1) 広報内容 震災発生後において提供されるべき災害情報の内容及び留意点について定める。 ア 震災発生直後から初動活動期（概ね72時間） 発生直後は、次に示す混乱防止情報、生存関連情報を重点的に提供する。</p> <table border="1" data-bbox="432 1214 1243 1415"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 1214 584 1246">分類</th> <th data-bbox="584 1214 846 1246">広報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 1246 584 1278">混乱防止 のための 情報</td> <td data-bbox="584 1246 846 1278">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1278 584 1310"></td> <td data-bbox="584 1278 846 1310">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1310 584 1342"></td> <td data-bbox="584 1310 846 1342">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1342 584 1415">4 一般的な避難情報 (<u>避難指示</u>とは区別)</td> <td data-bbox="584 1342 846 1415">(略)</td> </tr> </tbody> </table>				分類	広報内容	混乱防止 のための 情報	(略)		(略)		(略)	4 一般的な避難情報 ( <u>避難指示</u> とは区別)	(略)	<p>6. 広報活動 (略)</p> <p>(1) 広報内容 震災発生後において提供されるべき災害情報の内容及び留意点について定める。 ア 震災発生直後から初動活動期（概ね72時間） 発生直後は、次に示す混乱防止情報、生存関連情報を重点的に提供する。</p> <table border="1" data-bbox="1258 1214 2069 1415"> <thead> <tr> <th data-bbox="1258 1214 1411 1246">分類</th> <th data-bbox="1411 1214 1673 1246">広報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1258 1246 1411 1278">混乱防止 のための 情報</td> <td data-bbox="1411 1246 1673 1278">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 1278 1411 1310"></td> <td data-bbox="1411 1278 1673 1310">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 1310 1411 1342"></td> <td data-bbox="1411 1310 1673 1342">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 1342 1411 1415">4 一般的な避難情報 (<u>避難勧告</u>とは区別)</td> <td data-bbox="1411 1342 1673 1415">(略)</td> </tr> </tbody> </table>				分類	広報内容	混乱防止 のための 情報	(略)		(略)		(略)	4 一般的な避難情報 ( <u>避難勧告</u> とは区別)	(略)
分類	広報内容																												
混乱防止 のための 情報	(略)																												
	(略)																												
	(略)																												
4 一般的な避難情報 ( <u>避難指示</u> とは区別)	(略)																												
分類	広報内容																												
混乱防止 のための 情報	(略)																												
	(略)																												
	(略)																												
4 一般的な避難情報 ( <u>避難勧告</u> とは区別)	(略)																												

ページ	修正理由	修正案	現行																																
		<table border="1" data-bbox="443 225 1247 360"> <tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>生存関連</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>情報</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>イ 生活の再開時期（概ね72時間以降）            災害の拡大するおそれなくなり、<b>住民</b>が生活を<b>再開するために提供</b>する各情報については、住民が必要とする情報の変化に留意するとともに、情報の性格にあわせた的確な広報手段を用いるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報手段            (略)</p> <p>イ 広報車による広報  <b>住民等</b>への呼びかけや避難誘導等を目的として、被災状況や交通規制等を確認の上、必要に応じて放送機材を搭載した車両を出動させ広報を行う。</p> <p>ウ 市職員・自主防災組織・消防団等による広報            (ア) 災害当初、地区対応・避難所等の応急対策現場の職員等は、その所属に関係なく、収集した情報を掲示板への張り出し等により<b>住民等</b>に提供する。            (イ) 職員等は、広報紙・メモ等を携帯し、<b>住民等</b>の問い合わせ等に対応できるようにする。</p> <p>(略)</p>		(略)	(略)		(略)	(略)	生存関連	(略)	(略)	情報	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1270 225 2074 360"> <tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>生存関連</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>情報</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>イ 生活の再開時期（概ね72時間以降）            災害の拡大するおそれなくなり、<b>市民</b>が生活を<b>再開するために、提供</b>する各情報については、住民が必要とする情報の変化に留意するとともに、情報の性格にあわせた的確な広報手段を用いるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報手段            (略)</p> <p>イ 広報車による広報  <b>住民</b>への呼びかけや避難誘導等を目的として、被災状況や交通規制等を確認の上、必要に応じて放送機材を搭載した車両を出動させ広報を行う。</p> <p>ウ 市職員・自主防災組織・消防団等による広報            (ア) 災害当初、地区対応・避難所等の応急対策現場の職員等は、その所属に関係なく、収集した情報を掲示板への張り出し等により<b>市民</b>に提供する。            (イ) 職員等は、広報紙・メモ等を携帯し、<b>住民</b>の問い合わせ等に対応できるようにする。</p> <p>(略)</p>		(略)	(略)		(略)	(略)	生存関連	(略)	(略)	情報	(略)	(略)								
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
生存関連	(略)	(略)																																	
情報	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
生存関連	(略)	(略)																																	
情報	(略)	(略)																																	
震-3-23	千葉県指摘による修正及び千葉県の組織改正に伴う名称変更の修正	<p style="text-align: center;"><b>第4節 応援要請</b></p> <p>1. 県に対する応援要請            (略)</p> <table border="1" data-bbox="443 1145 1247 1431"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">応援要請内容</th> </tr> <tr> <th>要請先</th> <th>要請の内容</th> <th>要請時に明らかにすべき事項</th> <th>根拠法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事（防災危機管理部<b>防災対策課</b>）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応援要請内容				要請先	要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	根拠法令等	県知事（防災危機管理部 <b>防災対策課</b> ）	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;"><b>第4節 応援要請</b></p> <p>1. 県に対する応援要請            (略)</p> <table border="1" data-bbox="1270 1145 2074 1431"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">援要請内容</th> </tr> <tr> <th>要請先</th> <th>要請の内容</th> <th>要請時に明らかにすべき事項</th> <th>根拠法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事（防災危機管理部<b>危機管理課</b>）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	援要請内容				要請先	要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	根拠法令等	県知事（防災危機管理部 <b>危機管理課</b> ）	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
応援要請内容																																			
要請先	要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	根拠法令等																																
県知事（防災危機管理部 <b>防災対策課</b> ）	(略)	(略)	(略)																																
	(略)	(略)	(略)																																
援要請内容																																			
要請先	要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	根拠法令等																																
県知事（防災危機管理部 <b>危機管理課</b> ）	(略)	(略)	(略)																																
	(略)	(略)	(略)																																

ページ	修正理由	修正案	現行												
		(略) (3) <b>応急対策職員派遣制度</b> の活用 <b>応急対策職員派遣制度</b> により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム*の派遣を要請する。 (略)	(略) (3) <b>被災市区町村応援確保システム</b> の活用 <b>被災市区町村応援確保システム</b> により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム*の派遣を要請する。 (略)												
震-3-30	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第5節 自主防災活動</b></p> 1. 地域の自主防災 (略) (1) 避難誘導班（避難誘導、避難者名簿作成） ア 市や消防署と協力して、あるいは自主的に判断して <b>市からの避難情報の伝達</b> を行い、必要に応じて屋外拡声装置を用いる。 (略) (4) 情報・伝達班（情報収集、広報） ア 隣近所が呼びかけを互に行い、被害情報、 <b>避難指示等</b> の災害情報が、正確に全家庭に伝達されているか確認する。必要に応じて屋外拡声装置を用いる。 (略)	<p style="text-align: center;"><b>第5節 自主防災活動</b></p> 1. 地域の自主防災 (略) (1) 避難誘導班（避難誘導、避難者名簿作成） ア 市や消防署と協力して、あるいは自主的に判断して <b>避難勧告等</b> を行い、必要に応じて屋外拡声装置を用いる。 (略) (4) 情報・伝達班（情報収集、広報） ア 隣近所が呼びかけを互に行い、被害情報、 <b>避難勧告等</b> の災害情報が、正確に全家庭に伝達されているか確認する。必要に応じて屋外拡声装置を用いる。 (略)												
震-3-31	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	2. 職場の自主防災 消防法第8条及び第14条の4により消防計画の策定や自衛消防組織の設置が義務付けられる事業所以外の事業所等にあっても、施設利用者、従業員、周辺地域住民の安全を積極的に守るために、 <b>災害時には迅速で確実な防災活動</b> を実施する。	2. 職場の自主防災 消防法第8条及び第14条の4により消防計画の策定や自衛消防組織の設置が義務付けられる事業所以外の事業所等にあっても、施設利用者、従業員、周辺地域住民の安全を積極的に守るために、 <b>発災時の迅速で確実な防災活動</b> を実施する。												
震-3-32	語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第6節 救助・救急・医療活動</b></p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" data-bbox="448 1225 1240 1358"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 救助・救急活動</td> <td>消防班、住民</td> </tr> <tr> <td>2. 医療活動</td> <td>医療班、消防班、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛健康福祉センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>大規模震災発生直後には救助救急機関と地域住民、自主防災組織とが連携し迅速に活動を実施し、<b>住民等</b>の安全確保に万全を期すため、救助・</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 救助・救急活動	消防班、住民	2. 医療活動	医療班、消防班、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛健康福祉センター	<p style="text-align: center;"><b>第6節 救助・救急・医療活動</b></p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" data-bbox="1276 1225 2069 1358"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 救助・救急活動</td> <td>消防班、住民</td> </tr> <tr> <td>2. 医療活動</td> <td>医療班、消防班、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛健康福祉センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>大規模震災発生直後には救助救急機関と地域住民、自主防災組織とが連携し迅速に活動を実施し、<b>市民</b>の安全確保に万全を期すため、救助・</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 救助・救急活動	消防班、住民	2. 医療活動	医療班、消防班、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛健康福祉センター
対策項目	担当部署および関係部・機関														
1. 救助・救急活動	消防班、住民														
2. 医療活動	医療班、消防班、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛健康福祉センター														
対策項目	担当部署および関係部・機関														
1. 救助・救急活動	消防班、住民														
2. 医療活動	医療班、消防班、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛健康福祉センター														



ページ	修正理由	修正案	現行
		救急及び医療活動について必要な事項を定める。	救急及び医療活動について必要な事項を定める。
震-3-36	語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第7節 消防活動</b></p> <p>2. 消防活動の方針            (1) 初期消防活動            大規模震災が発生した場合は、消防隊の到着に時間を要することも想定されるので、それまで地震発生直後の初期消火や救出活動等については、受け持ち区域の消防団が主力となり、自主防災組織及び付近の住民等と協力して消防活動を行う。            (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 消防活動</b></p> <p>2. 消防活動の方針            (1) 初期消防活動            大規模震災が発生した場合は、消防隊の到着に時間を要することも想定されるので、それまで地震発生直後の初期消火や救出活動等については、受け持ち区域の消防団が主力となり、自主防災組織及び付近市民と協力して消防活動を行う。            (略)</p>
震-3-37	語句の修正	<p>3. 消防団の活動            消防団は、次に示す原則に基づき、住民等に対する出火防止の呼びかけや初期消火活動等を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模災害による二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○地震の発生により火災が予測される場合は、居住地付近の住民等に対し出火防止を呼びかける。            ○出火した場合は、消防隊が到着するまで住民等と協力して、初期消火を図る。            ○ (略)            ○ (略)            ○ (略)            ○ (略)            ○避難の指示がなされた場合は、これを住民等に伝達するとともに、消防署、警察、市災害対策本部、自主防災組織等と連携をとり、協力して住民等を安全に避難させる。</p> </div>	<p>3. 消防団の活動            消防団は、次に示す原則に基づき、市民に対する出火防止の呼びかけや初期消火活動等を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模災害による二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○地震の発生により火災が予測される場合は、居住地付近の市民に対し出火防止を呼びかける。            ○出火した場合は、消防隊が到着するまで市民と協力して、初期消火を図る。            ○ (略)            ○ (略)            ○ (略)            ○ (略)            ○避難の指示・勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、消防署、警察、市災害対策本部、自主防災組織等と連携をとり、協力して市民を安全に避難させる。</p> </div>
震-3-41	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第9節 要配慮者対策</b></p> <p>3. 福祉避難所の設置            要配慮者を収容するため、福祉避難所を設置する。            (1) 福祉避難所の設置            福祉避難所の設置は、災害時に福祉避難所に指定されている施設及び災害協定を締結している施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。市内で対応不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9節 要配慮者対策</b></p> <p>3. 福祉避難所の設置            要配慮者を収容するため、福祉避難所を設置する。            (1) 福祉避難所の設置            福祉避難所の設置は、発災後に福祉避難所に指定されている施設及び災害協定を締結している施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。市内で対応不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																
震-3-43	千葉県が指定する緊急輸送道路2次路線及び3次路線の明記	<p>得て実施する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第10節 緊急輸送活動</b></p> <p>1. 緊急輸送道路の確保 (略)</p> <p>(3) 緊急輸送道路の確保 道路管理者、警察署及び県警察本部は、建設業者等の協力を得て必要に応じて原則2車線（やむを得ない場合は1車線）以上の緊急輸送道路を確保し、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止または制限を行う。 また、確保に当たっては、必要に応じて災害対策基本法により、区間を指定して緊急通行車両の通行の障害となる車両やその他物件の撤去を運転者等に命じるほか、運転者等が不在の場合は自ら移動する。 なお、県は県内道路が被災した場合に啓開や復旧を優先すべき緊急輸送道路をあらかじめ設定しており、市内では最も重要な1次路線として<u>国道16号及び国道464号、2次路線として国道464号白井駅交差点から白井市役所までの区間、3次路線として国道16号富塚交差点から白井第一工業団地及び第二工業団地内までの区間</u>が該当している。</p>	<p>得て実施する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第10節 緊急輸送活動</b></p> <p>1. 緊急輸送道路の確保 (略)</p> <p>(3) 緊急輸送道路の確保 道路管理者、警察署及び県警察本部は、建設業者等の協力を得て必要に応じて原則2車線（やむを得ない場合は1車線）以上の緊急輸送道路を確保し、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止または制限を行う。 また、確保に当たっては、必要に応じて災害対策基本法により、区間を指定して緊急通行車両の通行の障害となる車両やその他物件の撤去を運転者等に命じるほか、運転者等が不在の場合は自ら移動する。 なお、県は県内道路が被災した場合に啓開や復旧を優先すべき緊急輸送道路をあらかじめ設定しており、市内では最も重要な1次路線として<u>国道16号、464号が該当している。</u></p>																																
震-3-48	語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第12節 避難収容活動</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="443 901 1243 1268"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難指示等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 警戒区域の設定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 収容計画</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. 避難所の運営</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. 新型コロナウイルス等感染症対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 避難所の自治運営体制の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7. 避難所の共存・閉鎖</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>震災から<u>住民等</u>の生命を確保するため迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、想定される長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。なお避難所の運営は、<u>住民等</u>による自主的な運営を基本とする。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難指示等	(略)	2. 警戒区域の設定	(略)	3. 収容計画	(略)	4. 避難所の運営	(略)	5. 新型コロナウイルス等感染症対策	(略)	6. 避難所の自治運営体制の整備	(略)	7. 避難所の共存・閉鎖	(略)	<p style="text-align: center;"><b>第12節 避難収容活動</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1272 901 2072 1268"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難指示等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 警戒区域の設定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 収容計画</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. 避難所の運営</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. 新型コロナウイルス等感染症対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 避難所の自治運営体制の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7. 避難所の共存・閉鎖</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>震災から<u>住民</u>の生命を確保するため迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、想定される長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。なお避難所の運営は、<u>住民</u>による自主的な運営を基本とする。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難指示等	(略)	2. 警戒区域の設定	(略)	3. 収容計画	(略)	4. 避難所の運営	(略)	5. 新型コロナウイルス等感染症対策	(略)	6. 避難所の自治運営体制の整備	(略)	7. 避難所の共存・閉鎖	(略)
対策項目	担当部署および関係部・機関																																		
1. 避難指示等	(略)																																		
2. 警戒区域の設定	(略)																																		
3. 収容計画	(略)																																		
4. 避難所の運営	(略)																																		
5. 新型コロナウイルス等感染症対策	(略)																																		
6. 避難所の自治運営体制の整備	(略)																																		
7. 避難所の共存・閉鎖	(略)																																		
対策項目	担当部署および関係部・機関																																		
1. 避難指示等	(略)																																		
2. 警戒区域の設定	(略)																																		
3. 収容計画	(略)																																		
4. 避難所の運営	(略)																																		
5. 新型コロナウイルス等感染症対策	(略)																																		
6. 避難所の自治運営体制の整備	(略)																																		
7. 避難所の共存・閉鎖	(略)																																		

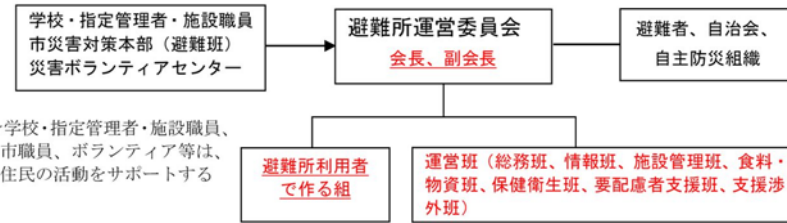
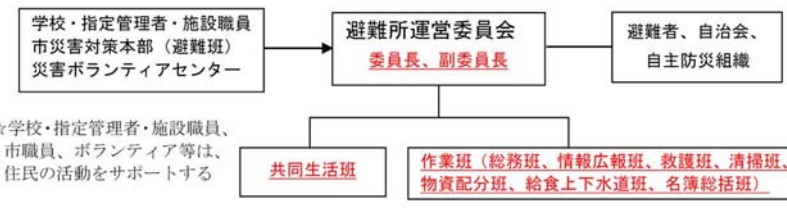
ページ	修正理由	修正案	現行																								
震-3-48	千葉県地域防災計画の修正による	<p>1. 避難指示等 (1) <u>避難指示等</u>の権限・要件</p> <table border="1" data-bbox="443 323 1249 1233"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 323 696 387">職権行使者及び根拠法規</th> <th data-bbox="696 323 1249 387"><u>避難指示等</u>を行う要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 387 696 647">市長 【災害対策基本法第60条】</td> <td data-bbox="696 387 1249 647">○<u>住民等</u>の生命、身体に危険を及ぼすと<u>認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する</u>。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための<u>立退きの指示等</u>に関する措置を市長に代わって実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 647 696 746">水防管理者(市長) 【水防法第29条】</td> <td data-bbox="696 647 1249 746">○洪水により著しい危険が切迫していると<u>認められるとき</u>、必要と認める区域の<u>住民等</u>に避難を指示する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 746 696 938">警察官 【災害対策基本法第61条】 【警察官職務執行法第4条】</td> <td data-bbox="696 746 1249 938">○市長から要請があったとき、市長が措置をとることができないと認められるとき、もしくは<u>住民等</u>の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の<u>住民等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する</u>。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 938 696 1070">県知事又は代行者 【水防法第29条】 【地すべり等防止法第25条】</td> <td data-bbox="696 938 1249 1070">○洪水及び地滑り等により著しい危険が切迫していると<u>認めるとき</u>、必要と認める区域の<u>住民等</u>に避難を指示する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1070 696 1233">自衛官 【自衛隊法第94条】</td> <td data-bbox="696 1070 1249 1233">○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいるときは、危険な場所にいる<u>住民等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置</u>を指示する。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="454 1334 1249 1422">*避難指示 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要</p>	職権行使者及び根拠法規	<u>避難指示等</u> を行う要件	市長 【災害対策基本法第60条】	○ <u>住民等</u> の生命、身体に危険を及ぼすと <u>認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する</u> 。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための <u>立退きの指示等</u> に関する措置を市長に代わって実施する。	水防管理者(市長) 【水防法第29条】	○洪水により著しい危険が切迫していると <u>認められるとき</u> 、必要と認める区域の <u>住民等</u> に避難を指示する。	警察官 【災害対策基本法第61条】 【警察官職務執行法第4条】	○市長から要請があったとき、市長が措置をとることができないと認められるとき、もしくは <u>住民等</u> の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の <u>住民等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する</u> 。	県知事又は代行者 【水防法第29条】 【地すべり等防止法第25条】	○洪水及び地滑り等により著しい危険が切迫していると <u>認めるとき</u> 、必要と認める区域の <u>住民等</u> に避難を指示する。	自衛官 【自衛隊法第94条】	○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいるときは、危険な場所にいる <u>住民等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置</u> を指示する。	<p>1. 避難指示等 (1) <u>避難勧告・指示</u>の権限・要件</p> <table border="1" data-bbox="1272 323 2078 1233"> <thead> <tr> <th data-bbox="1272 323 1525 387">職権行使者及び根拠法規</th> <th data-bbox="1525 323 2078 387"><u>勧告・指示</u>を行う要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1272 387 1525 647">市長 【災害対策基本法第60条】</td> <td data-bbox="1525 387 2078 647">○<u>市民</u>の生命、身体に危険を及ぼすと<u>認めるときは、勧告または指示等を行う</u>。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための<u>立ち退き勧告及びの指示</u>に関する措置を市長に代わって実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 647 1525 746">水防管理者(市長等) 【水防法第29条】</td> <td data-bbox="1525 647 2078 746">○洪水により著しい危険が切迫していると<u>認められる時</u>、必要と認める区域の<u>市民</u>に避難を指示する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 746 1525 938">警察官 【災害対策基本法第61条】 【警察官職務執行法第4条】</td> <td data-bbox="1525 746 2078 938">○市長から要請があったとき、市長が措置をとることができないと認められるとき、もしくは<u>市民</u>の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の<u>市民に避難を指示する</u>。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 938 1525 1070">県知事又は代行者 【水防法第29条】 【地すべり等防止法第25条】</td> <td data-bbox="1525 938 2078 1070">○洪水及び地滑り等により著しい危険が切迫していると<u>認める時</u>、必要と認める区域の<u>市民</u>に避難を指示する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 1070 1525 1233">自衛官 【自衛隊法第94条】</td> <td data-bbox="1525 1070 2078 1233">○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいるときは、危険な場所にいる<u>市民に避難</u>を指示する。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1283 1238 2078 1326">*勧告：地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待し、避難のための立ち退きを進め又は促す行為。</p> <p data-bbox="1283 1334 2078 1390">*指示：被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告等よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせる行為。</p>	職権行使者及び根拠法規	<u>勧告・指示</u> を行う要件	市長 【災害対策基本法第60条】	○ <u>市民</u> の生命、身体に危険を及ぼすと <u>認めるときは、勧告または指示等を行う</u> 。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための <u>立ち退き勧告及びの指示</u> に関する措置を市長に代わって実施する。	水防管理者(市長等) 【水防法第29条】	○洪水により著しい危険が切迫していると <u>認められる時</u> 、必要と認める区域の <u>市民</u> に避難を指示する。	警察官 【災害対策基本法第61条】 【警察官職務執行法第4条】	○市長から要請があったとき、市長が措置をとることができないと認められるとき、もしくは <u>市民</u> の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の <u>市民に避難を指示する</u> 。	県知事又は代行者 【水防法第29条】 【地すべり等防止法第25条】	○洪水及び地滑り等により著しい危険が切迫していると <u>認める時</u> 、必要と認める区域の <u>市民</u> に避難を指示する。	自衛官 【自衛隊法第94条】	○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいるときは、危険な場所にいる <u>市民に避難</u> を指示する。
職権行使者及び根拠法規	<u>避難指示等</u> を行う要件																										
市長 【災害対策基本法第60条】	○ <u>住民等</u> の生命、身体に危険を及ぼすと <u>認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する</u> 。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための <u>立退きの指示等</u> に関する措置を市長に代わって実施する。																										
水防管理者(市長) 【水防法第29条】	○洪水により著しい危険が切迫していると <u>認められるとき</u> 、必要と認める区域の <u>住民等</u> に避難を指示する。																										
警察官 【災害対策基本法第61条】 【警察官職務執行法第4条】	○市長から要請があったとき、市長が措置をとることができないと認められるとき、もしくは <u>住民等</u> の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の <u>住民等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する</u> 。																										
県知事又は代行者 【水防法第29条】 【地すべり等防止法第25条】	○洪水及び地滑り等により著しい危険が切迫していると <u>認めるとき</u> 、必要と認める区域の <u>住民等</u> に避難を指示する。																										
自衛官 【自衛隊法第94条】	○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいるときは、危険な場所にいる <u>住民等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置</u> を指示する。																										
職権行使者及び根拠法規	<u>勧告・指示</u> を行う要件																										
市長 【災害対策基本法第60条】	○ <u>市民</u> の生命、身体に危険を及ぼすと <u>認めるときは、勧告または指示等を行う</u> 。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための <u>立ち退き勧告及びの指示</u> に関する措置を市長に代わって実施する。																										
水防管理者(市長等) 【水防法第29条】	○洪水により著しい危険が切迫していると <u>認められる時</u> 、必要と認める区域の <u>市民</u> に避難を指示する。																										
警察官 【災害対策基本法第61条】 【警察官職務執行法第4条】	○市長から要請があったとき、市長が措置をとることができないと認められるとき、もしくは <u>市民</u> の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の <u>市民に避難を指示する</u> 。																										
県知事又は代行者 【水防法第29条】 【地すべり等防止法第25条】	○洪水及び地滑り等により著しい危険が切迫していると <u>認める時</u> 、必要と認める区域の <u>市民</u> に避難を指示する。																										
自衛官 【自衛隊法第94条】	○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいるときは、危険な場所にいる <u>市民に避難</u> を指示する。																										

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>があると認めるときに発せられ、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退きを求める行為。</u></p> <p><u>*緊急安全確保</u>  <u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに発せられ、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための行動を求める行為。</u></p> <p>(2) 実施責任者の報告等の義務                  ア 市長（根拠法令：災害対策基本法第60条）  <u>避難の指示</u>を実施した場合、知事に報告する。                  なお、避難の必要がなくなった場合は、その旨を公示するとともに、知事に報告する。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市長・災害対策本部</span> → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">知 事</span> </p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>避難の指示等</u>の内容                  ア 避難対象地域及び避難時期                  イ 避難先及び避難経路                  ウ <u>避難の指示等</u>の理由</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>避難の指示等</u>の伝達方法  <u>避難の指示等</u>の伝達にあたっては、防災行政無線、広報車（市、消防機関）、自治会長等を通じた口頭・文書による伝達、報道機関を通じて行う伝達広報の他、緊急速報メール、防災情報メール、ソーシャルメディア等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 実施責任者の報告等の義務                  ア 市長（根拠法令：災害対策基本法第60条）  <u>避難の勧告又は指示</u>を実施した場合、知事に報告する。                  なお、避難の必要がなくなった場合は、その旨を公示するとともに、知事に報告する。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市長・災害対策本部</span> → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">知 事</span> </p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>避難の勧告又は指示</u>の内容                  ア 避難対象地域及び避難時期                  イ 避難先及び避難経路                  ウ <u>避難</u>の理由</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>避難勧告・指示</u>の伝達方法  <u>避難勧告・指示等</u>の伝達にあたっては、防災行政無線、広報車（市、消防機関）、自治会長等を通じた口頭・文書による伝達、報道機関を通じて行う伝達広報の他、緊急速報メール、防災情報メール、ソーシャルメディア等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努める。</p> <p>(略)</p>
震-3-50	千葉県地域防災計画の修正による	<p>3. 収容計画                  (1) 避難所の開設                  (略)                  ア 勤務時間内（市職員主導による避難所の開設）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                 ① 施設の安全確認と二次災害の防止                  地震発生直後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止に努める。             </p>	<p>3. 収容計画                  (1) 避難所の開設                  (略)                  ア 勤務時間内（市職員主導による避難所の開設）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                 ① 施設の安全確認と二次災害の防止                  地震発生直後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止に努める。             </p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>② 災害情報の収集 本部は、<b>住民等</b>の避難状況や市内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を当該施設、職員の情報等から把握し、市職員の派遣の必要性や対策を判断する。</p> <p>③ 市職員の派遣と開設 (略)</p> <p>④ 避難者の受け入れと誘導 (略)</p> <p>⑤ 避難所開設の報告 (略)</p> <p>(略)</p> <p>エ 他市町村への広域避難を要する場合の対応</p> <p>災害協定や災害対策基本法に基づき、他市町村に避難者の受け入れを要請する。</p> <p>① 相互応援協定に基づく避難者の一時受入要請 県内市町村及び県外市町村との災害時相互応援協定に基づき、避難者の一時受け入れを要請する。</p> <p>② 広域一時滞在の要請 災害対策基本法に基づき、県知事に県外市町村への避難者の広域一時滞在を要請する<b>ほか、事態に照らして緊急を要するときは、県知事に報告した上で、直接他の都道府県の市町村に受け入れを協議することができる。</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) <b>家庭動物</b>への対応 <b>家庭動物</b>同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを確保するよう努める。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内への<b>家庭動物</b>の持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境課を通じて、関係機関に<b>家庭動物</b>対策を要請する。 ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。 なお、避難時の<b>家庭動物</b>の保護及び飼養は、原則として<b>家庭動物</b>の管理者が行う。</p>	<p>② 災害情報の収集 本部は、<b>市民</b>の避難状況や市内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を当該施設、職員の情報等から把握し、市職員の派遣の必要性や対策を判断する。</p> <p>③ 市職員の派遣と開設 (略)</p> <p>④ 避難者の受け入れと誘導 (略)</p> <p>⑤ 避難所開設の報告 (略)</p> <p>(略)</p> <p>エ 他市町村への広域避難を要する場合の対応</p> <p>災害協定や災害対策基本法に基づき、他市町村に避難者の受け入れを要請する。</p> <p>① 相互応援協定に基づく避難者の一時受入要請 県内市町村及び県外市町村との災害時相互応援協定に基づき、避難者の一時受け入れを要請する。</p> <p>② 広域一時滞在の要請 災害対策基本法に基づき、県知事に県外市町村への避難者の広域一時滞在を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <b>ペット</b>への対応 <b>ペット</b>同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを確保するよう努める。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内への<b>ペット</b>の持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境課を通じて、関係機関に<b>ペット</b>対策を要請する。 ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。 なお、避難時の<b>ペット</b>の保護及び飼養は、原則として<b>ペット</b>の管理者が行う。</p>
震-3-52	千葉県地域防災計画の修正による	<p>4. 避難所の運営 (略)</p> <p>(2) 避難所運営業務</p>	<p>4. 避難所の運営 (略)</p> <p>(2) 避難所運営業務</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(略)</p> <p>ウ 性差によるニーズの違い、<u>性暴力やDVの発生防止</u>への対応 授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けるように努め、<u>女性や子供等に対する性暴力やDVの発生を防止するため、女性用と男性用は離れた場所に設置する、トイレ、更衣室、入浴設備等は昼夜問わず安心して利用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力やDVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供が安全に安心して利用できるよう配慮する。</u> <u>また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p>エ <u>救護室や福祉避難室等の確保</u> <u>体調不良者等のための救護室や要配慮者のための福祉避難室等を校舎等に設置するにあたっては、施設管理者と協議し確保する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>ウ 性差によるニーズの違いへの対応</p> <p>授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けるように努める。<u>トイレ、更衣室、入浴設備等は鍵の設置や十分な照明の配置など女性や子供が安全に安心して利用できるよう配慮する。</u></p> <p>エ <u>ミーティングルーム等の確保</u> <u>避難所運営委員会が、ミーティングルームとして利用する部屋、又医療救護所を開設するにあたっては、医療救護用の部屋を施設管理者と協議し確保する。</u></p> <p>(略)</p>
震-3-53	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>5. 新型コロナウイルス等感染症対策 新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染を防止する対策を実施する。</p> <p>(1) 避難行動の普及 平時から感染を防止するための適切な避難行動を<u>住民</u>等に周知しておく。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自宅療養者等の避難確保 平時から保健所と自宅療養者や濃厚接触者の情報を共有し、<u>避難指示等発令時</u>の避難の要否、避難方法、避難先を確保しておく。 災害時は、自宅療養者等に<u>避難指示等</u>の発令情報を速やかに連絡するとともに、避難状況や避難先を確認する。</p> <p>(略)</p>	<p>5. 新型コロナウイルス等感染症対策 新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染を防止する対策を実施する。</p> <p>(1) 避難行動の普及 平時から感染を防止するための適切な避難行動を<u>市民</u>等に周知しておく。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自宅療養者等の避難確保 平時から保健所と自宅療養者や濃厚接触者の情報を共有し、<u>避難勧告等発令時</u>の避難の要否、避難方法、避難先を確保しておく。 災害時は、自宅療養者等に<u>避難勧告等</u>の発令情報を速やかに連絡するとともに、避難状況や避難先を確認する。</p> <p>(略)</p>



ページ	修正理由	修正案	現行				
震-3-54	市のマニュアル策定及び避難所運営方法の見直しによる修正	<p>6. 避難所の自治運営体制の整備 (略)</p> <p>(2) 避難所運営委員会の組織づくり</p> <p>一定期間秩序ある生活をするために、各避難所において自治会・自主防災組織等が中心となり、「避難所運営委員会」を組織し、避難所を管理運営するものとする。そのため、市が作成した<u>避難所開設・運営マニュアル</u>を基に、地域において避難所運営訓練等を行い、避難所ごとの運営マニュアルの作成に努め、市はその支援を行うものとする。</p> <p>避難所の運営の主体は、避難者が組織する避難所運営委員会とし、市職員、学校・指定管理者・施設管理者及びボランティアは、できる限りその支援にあたるものとする。</p> <p style="text-align: center;">《避難所運営委員会の組織例》</p> 	<p>6. 避難所の自治運営体制の整備 (略)</p> <p>(2) 避難所運営委員会の組織づくり</p> <p>一定期間秩序ある生活をするために、各避難所において自治会・自主防災組織等が中心となり、「避難所運営委員会」を組織し、避難所を管理運営するものとする。そのため、市が作成した<u>避難所運営マニュアル (標準案)</u>を基に、地域において避難所運営訓練等に基づき、避難所ごとの運営マニュアルを作成しておくものとする。</p> <p>避難所の運営の主体は、避難者が組織する避難所運営委員会とし、市職員、学校・指定管理者・施設管理者及びボランティアは、できる限りその支援にあたるものとする。</p> <p style="text-align: center;">《避難所運営委員会の組織例》</p> 				
震-3-55	避難所運営方法の見直しによる修正	<p>(3) 避難所運営委員会の役割</p> <p>避難所運営委員会は、避難所ごとに<u>会長、副会長を中心に避難所利用者で作る組及び運営班を組織し</u>、毎日時間を定めて1回以上避難所担当の市職員、ボランティア等の関係者を加えたミーティングを行い諸問題に対応する。男性女性双方の視点の違いを活かすために、役員をはじめとするミーティングの参加者に男性女性両方が参画するものとする。</p> <p><u>避難所利用者で作る組及び各運営班</u>の役割は以下のとおりとするが、避難所毎に臨機に対応していくものとする。また、<u>各運営班</u>の構成については、男性女性両方が参画するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="448 1316 1232 1412"> <tr> <td><u>避難所利用者で作る組</u></td> <td><u>避難所利用者の取りまとめを行うため、自治会等の協力を得て6～10世帯程度を一つの組として組分けし、組ごとに組長(代表者)を決める。</u></td> </tr> </table>	<u>避難所利用者で作る組</u>	<u>避難所利用者の取りまとめを行うため、自治会等の協力を得て6～10世帯程度を一つの組として組分けし、組ごとに組長(代表者)を決める。</u>	<p>(3) 避難所運営委員会の役割</p> <p>避難所運営委員会は、避難所ごとに<u>委員長、副委員長をもとに共同生活班及び作業班で組織し</u>、毎日時間を定めて1回以上避難所担当の市職員、ボランティア等の関係者を加えたミーティングを行い諸問題に対応する。男性女性双方の視点の違いを活かすために、役員をはじめとするミーティングの参加者に男性女性両方が参画するものとする。</p> <p><u>各班</u>の役割は以下のとおりとするが、避難所毎に臨機に対応していくものとする。また、<u>各作業班</u>の構成については、男性女性両方が参画するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1276 1316 2060 1412"> <tr> <td><u>共同生活班</u></td> <td><u>共同生活班は避難所内の小グループごとの代表者によって班を構成する。いわば臨時の大家族の家長を担う人達が集まって作る班である。グループの単位の規</u></td> </tr> </table>	<u>共同生活班</u>	<u>共同生活班は避難所内の小グループごとの代表者によって班を構成する。いわば臨時の大家族の家長を担う人達が集まって作る班である。グループの単位の規</u>
<u>避難所利用者で作る組</u>	<u>避難所利用者の取りまとめを行うため、自治会等の協力を得て6～10世帯程度を一つの組として組分けし、組ごとに組長(代表者)を決める。</u>						
<u>共同生活班</u>	<u>共同生活班は避難所内の小グループごとの代表者によって班を構成する。いわば臨時の大家族の家長を担う人達が集まって作る班である。グループの単位の規</u>						



ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>①組内の意見を取りまとめて委員会に報告する。</p> <p>②避難所運営委員会や各運営班での決定事項を組内全員に伝える。</p> <p>③委員会や各運営班の決定を受け、炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除など、避難所の運営を、各組ごとに当番制で行う。</p> <p>④組ごとに配給される食料や物資を組内全員に配布する。</p> <p>⑤組内に支援が必要な人（高齢者や障がい者など）がいる場合は、組長を中心に組内で協力して支援を行う。</p> <p>⑥掃除や環境の整備は、組長を中心に組内で協力して行う。</p>	<p>模は避難所毎に適宜決めるが、目安としては1教室分程度とする。</p> <p>① 給食・生活物資等の受け取り、分配を行う。</p> <p>② 避難所内でのトラブルを予防し、必要に応じ相談の上、運営ルールを作成する。</p> <p>③ 共同生活を送るための決められたルールの徹底を図る。</p>
		<p>総務班</p> <p>①総合受付（入退所など各種手続き、苦情相談対応）、避難所記録簿の作成、名簿管理、利用者の把握、安否確認等を行う。</p> <p>②避難所運営委員会の庶務、事務局を担当する。</p>	<p>総務班 (総務対策)</p> <p>① 備蓄倉庫内の資機材の取扱い及び管理を行う。</p> <p>② 避難所のレイアウトを施設管理者と相談し、設定する。</p> <p>③ 必要があれば、保安要員を確保し、避難所内のパトロールを行う。</p> <p>④ ボランティアとの連絡調整を行い、必要に応じボランティアの要請も行う。</p> <p>⑤ 避難所日誌を作成する。</p> <p>⑥ 避難所運営委員会の庶務及び事務局を担当する。</p>
		<p>情報班</p> <p>① デマやパニックを防止するため、情報管理の一元化をする。</p> <p>② 避難者等から避難所生活に必要な生活関連情報や要望等を収集し、避難所運営委員会に報告する。</p> <p>③ 避難所内の掲示板(各種情報を掲示するもの)を管理し、各種情報を避難者に伝達する。</p>	<p>情報広報班 (情報広報対策)</p> <p>① デマやパニックを防止するため、情報管理の一元化をする。</p> <p>② 避難所担当の市職員並びに施設職員との連絡調整を行い、避難所生活に必要な生活関連情報、生活支援情報、各種相談窓口の情報、要望等を収集し伝達する。</p> <p>③ 避難所内の掲示板(各種情報を掲示するもの)を管理し、各種情報を伝達する。</p>
		<p>施設管理班</p> <p>① 避難所のレイアウトを作成し、使用する部屋や立入禁止場所の指定・表示、災害用トイレの設置などを行う。</p> <p>② 施設や設備の点検、故障対応を行う。</p> <p>③ 夜間の見回りや当直当番体制の編成、照明の確保などの防犯対策、防火対策を行う。</p> <p>④ 飲酒や喫煙などのルールを定め、徹底させる。</p>	<p>救護班 (要配慮者の保護)</p> <p>① 障がい者、高齢者、傷病者等の要配慮者を援護する。</p> <p>② 名簿総括班と連携し、傷病者を把握する。</p> <p>③ 負傷者の応急手当、医療機関への誘導、搬送の手配をする。</p> <p>④ 医療拠点となった避難所では、医師の指導のもと傷病者の救護等を行う。</p>
		<p>食料・物資班</p> <p>① 備蓄食糧や救援物資、生活必需品等を本部から受け入れ、配布する。</p> <p>②総務班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握する。</p> <p>③ 高齢者、障がい者等の要配慮者への対応を優先し、不満や混乱が生じないように分配する。</p> <p>④ 非常用井戸等により被災者へ給水を行う。</p>	<p>清掃班 (環境衛生対策)</p> <p>① 仮設トイレを設置する。</p> <p>② 避難所からのごみの出し方(分別)のルールを徹底させる。</p> <p>③ 市によるごみ収集が始動するまでの間、施設内においてごみを処理(保管)する。</p> <p>④ 避難所の清掃を中心となって行う。</p>
			<p>物資分配班</p> <p>① 備蓄食糧や救援物資、生活必需品等を本部から受け</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>保健・衛生班</u></p> <p>① トイレの衛生管理のルールを徹底させ、組ごとに毎日交代で清掃を行う。</p> <p>② 避難所からのごみの出し方（分別）のルールを徹底させる。</p> <p>③ 健康管理のため一定時間での水分摂取、感染症予防やエコノミークラス症候群への注意などを呼びかける。</p> <p>④ けが人の応急手当や体調不良者への対応を行う。</p> <p>⑤ 総務班・施設管理班と連携し、避難所での家庭動物の飼育のルールや衛生管理を決定し、飼いが責任をもって飼育するよう徹底する。</p> <p><u>要配慮者支援班</u></p> <p>① 総務班と連携して要配慮者を把握し、保健・衛生班や保健師等の協力を得て巡回を行うなど要配慮者のニーズを聞き取り、支援を行う。</p> <p>② 本人や家族の意向を確認し、福祉避難所等に移動できるよう連絡・調整を行う。</p> <p><u>支援渉外班</u></p> <p>① 各運営班の意見を聞き、ボランティアの受け入れについて検討し、ボランティアを必要な部署に配置する。</p> <p>② 活動内容に応じて、避難所利用者から運営協力者を募る。</p>	<p><u>(食料・生活用品等の調達・配布)</u></p> <p>入れ、配布する。</p> <p>② 名簿総括班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握する。</p> <p>③ 高齢者、障がい者等の要配慮者への対応を優先し、不満や混乱が生じないように分配する。</p> <p><u>給食・上下水道班</u> <u>(給食・給水対策)</u></p> <p>① 給食施設がある避難所では、給食機材の有効利用を図る。</p> <p>② 給水時に混乱が起こらないよう対策を講じる。</p> <p>③ 名簿総括班、物資配分班と連携し、炊き出しに必要な材料、燃料等、市職員を通じて本部に要請し、確保する。</p> <p><u>名簿総括班</u> <u>(避難者名簿の管理)</u></p> <p>① 食料、物資配給の基礎データとなる名簿を一元管理し、入退所を把握する。</p> <p>② 要配慮者、帰宅困難者等の名簿を別途作成・管理し、市本部へ報告する。</p> <p>③ 作業各班に情報を提供し、各班の活動がスムーズに行えるよう連携を密にする。</p>
震-3-56	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>7. 避難所の共存・閉鎖 (略)</p> <p>(2) 避難所の閉鎖</p> <p><u>避難指示等</u>の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を順次閉鎖していくものとする。</p>	<p>7. 避難所の共存・閉鎖 (略)</p> <p>(2) 避難所の閉鎖</p> <p><u>避難勧告・指示</u>の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を順次閉鎖していくものとする。</p>
震-3-59	詳細に記載するため一文を追加	<p style="text-align: center;"><b>第14節 食料・生活必需品対策</b></p> <p>1. 食料品等の調達・供給 (略)</p> <p>ウ 調達体制</p> <p>備蓄物資のほか協定業者及び市内の取扱業者に協力を依頼し、次のとおり調達する。</p> <p>(ア) 協定業者及び市内取扱業者から食料品を購入する。</p> <p>(イ) 市の調達食料に不足が予想されるときや調達不可能な時は、本部長が県知事に支援を要請する。</p> <p>(ウ) 要配慮者用の特殊栄養食品については、必要に応じて県と連携し、日</p>	<p style="text-align: center;"><b>第14節 食料・生活必需品対策</b></p> <p>7. 食料品等の調達・供給 (略)</p> <p>ウ 調達体制</p> <p>備蓄物資のほか協定業者及び市内の取扱業者に協力を依頼し、次のとおり調達する。</p> <p>(ア) 協定業者及び市内取扱業者から食料品を購入する。</p> <p>(イ) 市の調達食料に不足が予想されるときや調達不可能な時は、本部長が県知事に支援を要請する。</p> <p>(ウ) 要配慮者用の特殊栄養食品については、必要に応じて県と連携し、日</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>本栄養士会（JDA-DAT）に支援を要請する。  【資料編（巻末）】白井市災害協定集</p> <p><u>エ 政府所有米穀の調達</u>  政府所有米穀を調達する場合は、市長から知事に要請し、知事は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと農産局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引渡しを受けることができる。</p> <p><u>なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。</u></p> <p><u>オ 供給体制</u>  被災住民に食料を供給するときは、避難所等の供給先には責任者を定めて受入の確認を行うと共に、要配慮者を優先するなど一定の運用ルールを設け供給の適正化を図り公平に配分する。特に、要配慮者用の特殊栄養食品等の食料は、必要な物資を速やかに届けることができるよう、一般食料と保管場所を分け、特殊栄養食品ステーションを設置し保管する。食料の仕分けや在庫管理、供給などについては、必要に応じて日本栄養士会（JDA-DAT）に依頼する。</p> <p><u>カ 炊き出し</u>  炊き出しを実施する場合は、次により行う。  (ア) 炊き出しは原則として避難所・避難場所又は、給食センターで行う。  (イ) 炊き出し要員は、給食センターについては災害協定により市が運営会社に要請し、避難所・避難場所については避難所運営委員会が自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、ボランティアの協力を得て行う。その他自衛隊の災害派遣部隊に炊き出しを要請する場合は、市が炊き出しを行う避難所・避難場所を選定する。  (ウ) 炊き出しのための食材、資機材等は「ウ 調達体制」に準じて市が調達する。</p>	<p>本栄養士会（JDA-DAT）に支援を要請する。  【資料編（巻末）】白井市災害協定集</p> <p>(新設)</p> <p><u>エ 供給体制</u>  被災住民に食料を供給するときは、避難所等の供給先には責任者を定めて受入の確認を行うと共に、要配慮者を優先するなど一定の運用ルールを設け供給の適正化を図り公平に配分する。特に、要配慮者用の特殊栄養食品等の食料は、必要な物資を速やかに届けることができるよう、一般食料と保管場所を分け、特殊栄養食品ステーションを設置し保管する。食料の仕分けや在庫管理、供給などについては、必要に応じて日本栄養士会（JDA-DAT）に依頼する。</p> <p><u>オ 炊き出し</u>  炊き出しを実施する場合は、次により行う。  (ア) 炊き出しは原則として避難所・避難場所又は、給食センターで行う。  (イ) 炊き出し要員は、給食センターについては災害協定により市が運営会社に要請し、避難所・避難場所については避難所運営委員会が自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、ボランティアの協力を得て行う。その他自衛隊の災害派遣部隊に炊き出しを要請する場合は、市が炊き出しを行う避難所・避難場所を選定する。  (ウ) 炊き出しのための食材、資機材等は「ウ 調達体制」に準じて市が調達する。<u>なお、政府所有米穀を調達する場合は市長から知事に要請し、農林水産省（政策統括官）の指示に基づき、保管された事業所において米穀の引き渡しを受ける。なお、状況に応じて市長から農林水産省に直接連絡した場合は、事後その旨を知事に報告する。</u></p>

ページ	修正理由	修正案	現行																												
震-3-62	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第 15 節 保健衛生活動</b></p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対策項目</th> <th style="width: 50%;">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 保健衛生対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 栄養・食生活支援</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 防疫対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. 飲料水の安全確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. <b>家庭動物</b>対策</td> <td>環境班</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>5. <b>家庭動物</b>対策</p> <p>避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となる<b>家庭動物</b>問題が生じた場合は、県動物愛護センター及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体が<b>家庭動物</b>の救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するように関係機関と協議し、必要に応じて避難者に周知する。</p> <p>なお、本計画に基づき、市が行う動物の救護対策と(公社)千葉県獣医師会等関係機関が行う動物救護活動について相互協力をする。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 保健衛生対策	(略)	2. 栄養・食生活支援	(略)	3. 防疫対策	(略)	4. 飲料水の安全確保	(略)	5. <b>家庭動物</b> 対策	環境班	(略)		<p style="text-align: center;"><b>第 15 節 保健衛生活動</b></p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対策項目</th> <th style="width: 50%;">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 保健衛生対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 栄養・食生活支援</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 防疫対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. 飲料水の安全確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. <b>ペット</b>対策</td> <td>環境班</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>5. <b>ペット</b>対策</p> <p>避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となる<b>ペット</b>問題が生じた場合は、県動物愛護センター及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体が<b>ペット</b>の救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するように関係機関と協議し、必要に応じて避難者に周知する。</p> <p>なお、本計画に基づき、市が行う動物の救護対策と(公社)千葉県獣医師会等関係機関が行う動物救護活動について相互協力をする。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 保健衛生対策	(略)	2. 栄養・食生活支援	(略)	3. 防疫対策	(略)	4. 飲料水の安全確保	(略)	5. <b>ペット</b> 対策	環境班	(略)	
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 保健衛生対策	(略)																														
2. 栄養・食生活支援	(略)																														
3. 防疫対策	(略)																														
4. 飲料水の安全確保	(略)																														
5. <b>家庭動物</b> 対策	環境班																														
(略)																															
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 保健衛生対策	(略)																														
2. 栄養・食生活支援	(略)																														
3. 防疫対策	(略)																														
4. 飲料水の安全確保	(略)																														
5. <b>ペット</b> 対策	環境班																														
(略)																															
震-3-67	語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第 17 節 廃棄物処理対策</b></p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対策項目</th> <th style="width: 50%;">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害状況の調査・把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 災害廃棄物の処理</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. し尿処理</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>震災時に大量に発生する災害廃棄物及びごみ、し尿を適正に処理し、生活環境の保全、<b>住民</b>生活の再開を図るため、必要な事項を定める。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 被害状況の調査・把握	(略)	2. 災害廃棄物の処理	(略)	3. し尿処理	(略)	<p style="text-align: center;"><b>第 17 節 廃棄物処理対策</b></p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対策項目</th> <th style="width: 50%;">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害状況の調査・把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 災害廃棄物の処理</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. し尿処理</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>震災時に大量に発生する災害廃棄物及びごみ、し尿を適正に処理し、生活環境の保全、<b>市民</b>生活の再開を図るため、必要な事項を定める。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 被害状況の調査・把握	(略)	2. 災害廃棄物の処理	(略)	3. し尿処理	(略)												
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 被害状況の調査・把握	(略)																														
2. 災害廃棄物の処理	(略)																														
3. し尿処理	(略)																														
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 被害状況の調査・把握	(略)																														
2. 災害廃棄物の処理	(略)																														
3. し尿処理	(略)																														
震-3-70	関係機関の名称変更による修正及び語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第 18 節 ライフライン対策</b></p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対策項目</th> <th style="width: 50%;">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 上水道</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 下水道</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 上水道	(略)	2. 下水道	(略)	<p style="text-align: center;"><b>第 18 節 ライフライン対策</b></p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対策項目</th> <th style="width: 50%;">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 上水道</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 下水道</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 上水道	(略)	2. 下水道	(略)																
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 上水道	(略)																														
2. 下水道	(略)																														
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 上水道	(略)																														
2. 下水道	(略)																														

ページ	修正理由	修正案	現行																
		<table border="1"> <tr> <td>3. 電力施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. ガス施設</td> <td><u>東京ガスネットワーク(株)</u>、京葉ガス(株)</td> </tr> <tr> <td>5. 通信施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 郵政事業</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>災害活動上及び<u>住民</u>生活の再開に向けて重要なライフラインが、地震により被災した場合における各部・機関が行う応急復旧対策等について定める。 県及び市は、情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。</p>	3. 電力施設	(略)	4. ガス施設	<u>東京ガスネットワーク(株)</u> 、京葉ガス(株)	5. 通信施設	(略)	6. 郵政事業	(略)	<table border="1"> <tr> <td>3. 電力施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. ガス施設</td> <td><u>東京ガス(株)</u>、京葉ガス(株)</td> </tr> <tr> <td>5. 通信施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 郵政事業</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>災害活動上及び<u>市民</u>生活の再開に向けて重要なライフラインが、地震により被災した場合における各部・機関が行う応急復旧対策等について定める。 県及び市は、情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。</p>	3. 電力施設	(略)	4. ガス施設	<u>東京ガス(株)</u> 、京葉ガス(株)	5. 通信施設	(略)	6. 郵政事業	(略)
3. 電力施設	(略)																		
4. ガス施設	<u>東京ガスネットワーク(株)</u> 、京葉ガス(株)																		
5. 通信施設	(略)																		
6. 郵政事業	(略)																		
3. 電力施設	(略)																		
4. ガス施設	<u>東京ガス(株)</u> 、京葉ガス(株)																		
5. 通信施設	(略)																		
6. 郵政事業	(略)																		
震-3-71	千葉県地域防災計画の修正及び語句の修正	<p>3. 電力施設</p> <p>東京電力パワーグリッド株式会社の防災業務計画に基づき、二次災害の防止、電力の早期復旧、需要家への適切な広報等を実施する。</p> <p>(1) 活動体制 非常災害対策本部を千葉総支社に設置するとともに、支部を各支社に設置する。</p> <p>(2) 危険予防措置 <u>電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。</u> <u>なお、</u>建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、<u>各関係機関</u>に連絡するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>4. ガス施設</p> <p>ガス供給会社の防災業務計画に基づき、二次災害の防止、ガスの早期復旧、需要家への適切な広報等を実施する。 ●<u>東京ガスネットワーク株式会社</u></p> <p>(1) 防災体制（非常体制）</p>	<p>3. 電力施設</p> <p>東京電力パワーグリッド株式会社の防災業務計画に基づき、二次災害の防止、電力の早期復旧、需要家への適切な広報等を実施する。</p> <p>(1) 活動体制 非常災害対策本部を千葉総支社に設置するとともに、支部を各支社に設置する。</p> <p>(2) 危険予防措置 <u>浸水、</u>建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、<u>関係各機関</u>に連絡するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>4. ガス施設</p> <p>ガス供給会社の防災業務計画に基づき、二次災害の防止、ガスの早期復旧、需要家への適切な広報等を実施する。 ●<u>東京ガス株式会社</u></p> <p>(1) 防災体制（非常体制）</p>																
震-3-72	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>5. 通信施設</p> <p>通信関連会社の防災業務計画の抜粋を以下に示す。 ●<u>東日本電信電話株式会社</u> (略)</p> <p>(2) <u>災害時</u>の応急措置</p>	<p>5. 通信施設</p> <p>通信関連会社の防災業務計画の抜粋を以下に示す。 ●<u>東日本電信電話株式会社</u> (略)</p> <p>(2) <u>発災時</u>の応急措置</p>																

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(略)</p> <p>●株式会社N T T ドコモ</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>災害時</u>の応急措置</p> <p>(略)</p> <p>●K D D I 株式会社</p> <p>災害時には局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため移動電源車の出動準備をする。また、通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般を対象に災害用伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。</p> <p>●ソフトバンク株式会社</p> <p><u>災害時</u>には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>●株式会社N T T ドコモ</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>発災時</u>の応急措置</p> <p>(略)</p> <p>●K D D I 株式会社</p> <p>災害時には局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため移動電源車の出動準備をする。また、通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般を対象に災害用伝言板サービス <u>及び災害用音声お届けサービス</u>による安否情報の伝達に協力する。</p> <p>●ソフトバンク株式会社</p> <p><u>災害発生時</u>には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般を対象に災害用伝言板、<u>災害用音声お届けサービス等</u>による安否情報の伝達に努める。</p>
震-3-76	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第 19 節 公共土木施設対策</b></p> <p>3. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>ア 危険区域に位置する人家集落への通報</p> <p>災害による急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害を生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び<u>避難指示等</u>の手段により安全の確保に努める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 19 節 公共土木施設対策</b></p> <p>3. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>ア 危険区域に位置する人家集落への通報</p> <p>災害による急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害を生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び<u>避難勧告等</u>の手段により安全の確保に努める。</p>
震-3-77	千葉県地域防災計画の修正による	<p style="text-align: center;"><b>第 20 節 建築物・応急住宅対策</b></p> <p>2. 一般建築物・応急住宅</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急住宅の供与</p> <p>既存住宅災害救助法が適用された場合、住戸が全壊、全焼又は流失し自己の資力では住戸の確保ができない被災者を収容するために、県及び市は応急仮設住宅を供与する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 20 節 建築物・応急住宅対策</b></p> <p>2. 一般建築物・応急住宅</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急住宅の供与</p> <p>既存住宅災害救助法が適用された場合、住戸が全壊、全焼又は流失し自己の資力では住戸の確保ができない被災者を収容するために、県及び市は応急仮設住宅を供与する。</p>



ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>ア 賃貸型応急住宅</u>  <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし</u>、被災規模や被害状況、民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案し、関係団体と協力して民間賃貸住宅を借り上げて被災者に提供する。</p> <p><u>イ 建設型応急住宅</u>  <u>市に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には</u>、市が敷地を選定し、知事が災害救助法の運用指針に基づいて<u>建設型応急住宅を建設</u>する。</p>	<p><u>ア 建設型応急住宅</u>  市が敷地を選定し、知事が災害救助法の運用指針に基づいて<u>応急仮設住宅建設を実施</u>する。</p> <p><u>イ 借上型応急住宅</u>  被災規模や被害状況、<u>応急仮設住宅の建設用地の確保及び</u>民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案し、関係団体と協力して民間賃貸住宅を借り上げて被災者に提供する。</p>
震-3-80	語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第 21 節 文教対策</b></p> <p>1. 応急教育等  (1) 事前準備  校長等は、学校の立地条件などを考慮したうえ、学校安全計画、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。  学校等は、保護者との間で<u>災害時</u>における児童生徒等の保護者への連絡方法、引渡しに関するルールをあらかじめ定める。  市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、<u>災害時</u>における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。  (略)</p> <p>2. 社会教育及び社会体育施設  (略)</p> <p>(2) 閉館時  震災の状況に応じ、定められた災害対策業務に基づき、適切な処置をとる。  ※ 開館・閉館時ともに<u>住民等</u>の避難所等としての利用に協力する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 21 節 文教対策</b></p> <p>1. 応急教育等  (1) 事前準備  校長等は、学校の立地条件などを考慮したうえ、学校安全計画、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。  学校等は、保護者との間で<u>災害発生時</u>における児童生徒等の保護者への連絡方法、引渡しに関するルールをあらかじめ定める。  市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、<u>災害発生時</u>における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。  (略)</p> <p>2. 社会教育及び社会体育施設  (略)</p> <p>(2) 閉館時  震災の状況に応じ、定められた災害対策業務に基づき、適切な処置をとる。  ※ 開館・閉館時ともに<u>一般市民</u>の避難所等としての利用に協力する。</p>
震-3-83	千葉県地域防災計画の修正による	<p style="text-align: center;"><b>第 22 節 ボランティアの活動対策</b></p> <p>1. ボランティアの受入体制の確保  白井市社会福祉協議会は、市の要請により災害ボランティアセンター（候補施設：保健福祉センター）を設置、運営し、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需給状況等ボランティアニーズの把握を行い、一般分野での活動を希望する個人及び団体の受付、登録を実施する。  <u>専門分野での活動を希望する個人及び団体については、千葉県災害ボ</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 22 節 ボランティアの活動対策</b></p> <p>1. ボランティアの受入体制の確保  白井市社会福祉協議会は、市の要請により災害ボランティアセンター（候補施設：保健福祉センター）を設置、運営し、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需給状況等ボランティアニーズの把握を行い、一般分野での活動を希望する個人及び団体の受付、登録を実施する。  <u>専門分野での活動を希望する個人及び団体については、千葉県災害ボ</u></p>



ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>ランティアセンターにて、受付、登録を実施する。</p> <p><u>なお、共助のボランティア活動と地方公共団体が実施する救助の調整事務について、市が社会福祉協議会等に委託した災害ボランティアセンターが行う場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p>	<p>ランティアセンターにて、受付、登録を実施する。</p>
震-3-83	語句の修正	<p>3. ボランティア活動の実施 (略)</p> <p>(2) 関係団体との連携 震災時には、<u>社会福祉協議会</u>は、「<u>災害時</u>における災害ボランティアセンター支援に関する協定」を取り交わした団体等と連携し、災害ボランティアセンターの運営や活動に必要な人材や資材などを確保するよう努める。</p>	<p>3. ボランティア活動の実施 (略)</p> <p>(2) 関係団体との連携 震災時には、<u>会福祉協議会</u>は、「<u>災害発生時</u>における災害ボランティアセンター支援に関する協定」を取り交わした団体等と連携し、災害ボランティアセンターの運営や活動に必要な人材や資材などを確保するよう努める。</p>
震-3-87	語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第 24 節 社会秩序の維持等に関する対策</b></p> <p>2. 物価の安定、物資の安定供給 (略)</p> <p>(1) 市 ア 買占め売惜しみ、便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格、供給状況等について調査、監視をし、<u>住民等</u>に対し適宜必要な情報を提供する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 24 節 社会秩序の維持等に関する対策</b></p> <p>2. 物価の安定、物資の安定供給 (略)</p> <p>(1) 市 ア 買占め売惜しみ、便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格、供給状況等について調査、監視をし、<u>市民</u>に対し適宜必要な情報を提供する。</p>
震-4-1	千葉県地域防災計画の修正による	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 震災復旧計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 民生安定化のための緊急措置計画</b></p> <p>1. 被災者の生活確保 (略)</p> <p>(2) 制度の周知及び利用者への広報 <u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努め</u>、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図るものとする。 ア 放送、報道機関との協力による放送、新聞広報等</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 震災復旧計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 民生安定化のための緊急措置計画</b></p> <p>1. 被災者の生活確保 (略)</p> <p>(2) 制度の周知及び利用者への広報 被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図るものとする。 ア 放送、報道機関との協力による放送、新聞広報等</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																												
		イ ホームページ、SNS、しろいメール配信サービス、掲示板、広報車、広報誌、チラシ等 (略) (9) 災害見舞金等の支給 震災により被害を受けた <u>住民</u> に対し、更正意欲を促進し <u>住民</u> 生活の安定に資することを目的として「白井市災害見舞金等支給規則」に基づき、災害見舞金及び災害弔慰金を支給する。 (略)	イ ホームページ、SNS、しろいメール配信サービス、掲示板、広報車、広報誌、チラシ等 (略) (9) 災害見舞金等の支給 震災により被害を受けた <u>市民</u> に対し、更正意欲を促進し <u>市民</u> 生活の安定に資することを目的として「白井市災害見舞金等支給規則」に基づき、災害見舞金及び災害弔慰金を支給する。																												
震-4-5	千葉県指摘による語句の修正	6. 被災者生活再建支援金の支給 (略) (2) 対象世帯 上記の自然災害により ア 住宅が「全壊」又は「半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、やむなく解体」した世帯 イ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯 ウ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯 ( <u>大規模又は中規模半壊世帯</u> )	6. 被災者生活再建支援金の支給 (略) (2) 対象世帯 上記の自然災害により ア 住宅が「全壊」又は「半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、やむなく解体」した世帯 イ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯 ウ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯 ( <u>大規模半壊世帯</u> )																												
震-4-7	関係機関の名称変更による修正	<p style="text-align: center;"><b>第2節 生活関連施設等の復旧計画</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="443 1029 1245 1294"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 上下水道施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 電気施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. ガス施設</td> <td><u>東京ガスネットワーク(株)</u>、京葉ガス(株)</td> </tr> <tr> <td>4. 通信施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. 公共土木施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 上下水道施設	(略)	2. 電気施設	(略)	3. ガス施設	<u>東京ガスネットワーク(株)</u> 、京葉ガス(株)	4. 通信施設	(略)	5. 公共土木施設	(略)	(略)		<p style="text-align: center;"><b>第2節 生活関連施設等の復旧計画</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1274 1029 2069 1294"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 上下水道施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 電気施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. ガス施設</td> <td><u>東京ガス(株)</u>、京葉ガス(株)</td> </tr> <tr> <td>4. 通信施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. 公共土木施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 上下水道施設	(略)	2. 電気施設	(略)	3. ガス施設	<u>東京ガス(株)</u> 、京葉ガス(株)	4. 通信施設	(略)	5. 公共土木施設	(略)	(略)	
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 上下水道施設	(略)																														
2. 電気施設	(略)																														
3. ガス施設	<u>東京ガスネットワーク(株)</u> 、京葉ガス(株)																														
4. 通信施設	(略)																														
5. 公共土木施設	(略)																														
(略)																															
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 上下水道施設	(略)																														
2. 電気施設	(略)																														
3. ガス施設	<u>東京ガス(株)</u> 、京葉ガス(株)																														
4. 通信施設	(略)																														
5. 公共土木施設	(略)																														
(略)																															
震-4-12	語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第4節 災害復興</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 災害復興</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p>																												

ページ	修正理由	修正案		現行	
		対策項目	担当部署および関係部・機関	対策項目	担当部署および関係部・機関
		1. 復興本部の設置	企画政策課、各課	1. 復興本部の設置	企画政策課、各課
		2. 復興計画の策定	企画政策課、各課	2. 復興計画の策定	企画政策課、各課
		3. 特定大規模災害時の措置	企画政策課、各課	3. 特定大規模災害時の措置	企画政策課、各課
		被災した <b>住民</b> の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。		被災した <b>市民</b> の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。	
震-4-12	語句の修正	1. 復興本部の設置 市は、 <b>住民</b> の生活や地域（都市）の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかに、かつ、計画的に実施するための組織として、白井市災害復興本部を設置する。		1. 復興本部の設置 市は、 <b>市民</b> の生活や地域（都市）の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかに、かつ、計画的に実施するための組織として、白井市災害復興本部を設置する。	

ページ	修正理由	修正案	現行																												
風-2-1	ハザードマップ更新に伴う名称の修正	<p style="text-align: center;"><b>第3節 風水害等編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 災害に強いまちづくり</b></p> <p>2. 風水害等災害の予防</p> <p>近年、全国各地で集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風による浸水被害、土砂災害が多発していることから、市内においても繰り返し浸水している地区や水害危険箇所の事前把握に努め、「<u>ハザードマップ</u>」等を活用し、住民への防災意識の高揚を図るとともに、国、県への働きかけを積極的に推進する。</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 風水害等編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 災害に強いまちづくり</b></p> <p>2. 風水害等災害の予防</p> <p>近年、全国各地で集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風による浸水被害、土砂災害が多発していることから、市内においても繰り返し浸水している地区や水害危険箇所の事前把握に努め、「<u>総合防災ハザードマップ</u>」等を活用し、住民への防災意識の高揚を図るとともに、国、県への働きかけを積極的に推進する。</p> <p>（略）</p>																												
風-2-3	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第2節 市の災害活動体制の整備</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="450 703 1243 1098"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 事前の体制づくりと備蓄</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>2. 職員初動マニュアルの整備</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>3. 各課配備体制の更新と報告</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>4. 広域防災体制の連携強化</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>5. 防災活動拠点の自立性構築</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>6. 業務継続体制の確保</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>初動時における市職員の参集、災害対策本部の設置等、<b>災害時</b>に災害応急対策を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備に関する必要な事項を定める。</p> <p>また、一つの市町村の対応力を上回る大規模災害に対し、周辺市町村が相互に協力し、迅速かつ的確な災害活動が実施されるよう、相互応援体制に基づき平常時に共同で実施する事業等について定める。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 事前の体制づくりと備蓄	（略）	2. 職員初動マニュアルの整備	（略）	3. 各課配備体制の更新と報告	（略）	4. 広域防災体制の連携強化	（略）	5. 防災活動拠点の自立性構築	（略）	6. 業務継続体制の確保	（略）	<p style="text-align: center;"><b>第2節 市の災害活動体制の整備</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1276 703 2069 1098"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 事前の体制づくりと備蓄</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>2. 職員初動マニュアルの整備</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>3. 各課配備体制の更新と報告</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>4. 広域防災体制の連携強化</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>5. 防災活動拠点の自立性構築</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>6. 業務継続体制の確保</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>初動時における市職員の参集、災害対策本部の設置等、<b>発災時</b>に災害応急対策を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備に関する必要な事項を定める。</p> <p>また、一つの市町村の対応力を上回る大規模災害に対し、周辺市町村が相互に協力し、迅速かつ的確な災害活動が実施されるよう、相互応援体制に基づき平常時に共同で実施する事業等について定める。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 事前の体制づくりと備蓄	（略）	2. 職員初動マニュアルの整備	（略）	3. 各課配備体制の更新と報告	（略）	4. 広域防災体制の連携強化	（略）	5. 防災活動拠点の自立性構築	（略）	6. 業務継続体制の確保	（略）
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 事前の体制づくりと備蓄	（略）																														
2. 職員初動マニュアルの整備	（略）																														
3. 各課配備体制の更新と報告	（略）																														
4. 広域防災体制の連携強化	（略）																														
5. 防災活動拠点の自立性構築	（略）																														
6. 業務継続体制の確保	（略）																														
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 事前の体制づくりと備蓄	（略）																														
2. 職員初動マニュアルの整備	（略）																														
3. 各課配備体制の更新と報告	（略）																														
4. 広域防災体制の連携強化	（略）																														
5. 防災活動拠点の自立性構築	（略）																														
6. 業務継続体制の確保	（略）																														

ページ	修正理由	修正案	現行																
風-2-9	語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第7節 土砂災害の予防</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対策項目</th> <th style="width: 50%;">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 土砂災害警戒区域等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 急傾斜地崩壊危険区域等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 防災知識の普及、啓発</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>台風や集中豪雨などによる土砂災害から<b>住民等</b>の生命、身体、財産を守るため、土砂災害の発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 土砂災害警戒区域等	(略)	2. 急傾斜地崩壊危険区域等	(略)	3. 防災知識の普及、啓発	(略)	<p style="text-align: center;"><b>第7節 土砂災害の予防</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対策項目</th> <th style="width: 50%;">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 土砂災害警戒区域等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 急傾斜地崩壊危険区域等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 防災知識の普及、啓発</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>台風や集中豪雨などによる土砂災害から<b>市民</b>の生命、身体、財産を守るため、土砂災害の発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 土砂災害警戒区域等	(略)	2. 急傾斜地崩壊危険区域等	(略)	3. 防災知識の普及、啓発	(略)
対策項目	担当部署および関係部・機関																		
1. 土砂災害警戒区域等	(略)																		
2. 急傾斜地崩壊危険区域等	(略)																		
3. 防災知識の普及、啓発	(略)																		
対策項目	担当部署および関係部・機関																		
1. 土砂災害警戒区域等	(略)																		
2. 急傾斜地崩壊危険区域等	(略)																		
3. 防災知識の普及、啓発	(略)																		
風-2-9	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>1. 土砂災害警戒区域等 (略)</p> <p>(3) 警戒避難体制の整備 土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等警戒避難体制に関する事項、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する情報等の伝達方法を定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じる。 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する場合は、当該施設に対し土砂災害に関する情報、予警報、<b>避難指示等</b>の情報の伝達方法を定めるとともに、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。 土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域に準じた警戒避難体制の整備に努める。 (略)</p>	<p>1. 土砂災害警戒区域等 (略)</p> <p>(3) 警戒避難体制の整備 土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等警戒避難体制に関する事項、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する情報等の伝達方法を定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じる。 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する場合は、当該施設に対し土砂災害に関する情報、予警報、<b>避難勧告等</b>の情報の伝達方法を定めるとともに、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。 土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域に準じた警戒避難体制の整備に努める。 (略)</p>																
風-2-11	語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第8節 風害の予防</b></p> <p>1. 竜巻等に関する知識の普及 市及び県は、台風・竜巻等による被害を最小限にとどめるため、<b>住民</b>や事業者等に対して普及啓発を図る。 (略)</p> <p>3. 施設等の風害防止対策 (略)</p> <p>(2) 看板類の風害対策</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8節 風害の予防</b></p> <p>1. 竜巻等に関する知識の普及 市及び県は、台風・竜巻等による被害を最小限にとどめるため、<b>市民</b>や事業者等に対して普及啓発を図る。 (略)</p> <p>3. 施設等の風害防止対策 (略)</p> <p>(2) 看板類の風害対策</p>																

ページ	修正理由	修正案	現行																
		<p>市は強風により飛来ないし落下の恐れのある看板類等については、日頃より管理者に点検を呼びかける他、<u>住民等</u>からの危険情報を入手する方法について検討する。</p>	<p>市は強風により飛来ないし落下の恐れのある看板類等については、日頃より管理者に点検を呼びかける他、<u>市民</u>からの危険情報を入手する方法について検討する。</p>																
風-2-13	千葉県地域防災計画の修正による	<p style="text-align: center;"><b>第9節 雪害の予防</b></p> <p>1. 道路雪害防止対策</p> <p>(1) 除雪区分及び除雪路線</p> <p>ア 国土交通省・県 国道16号については国土交通省、国道464号・主要地方道・県道については県が除雪を行う。</p> <p>イ 市道 市道については、主要な市道から優先して除雪を行う。</p> <p>ウ 歩道部及び歩道橋 歩道は、駅前を優先とし除雪に努める。また歩道橋についても、優先的に除雪に努める。</p> <p>(2) 除雪作業 市は、協力土木業者等の関係業者の協力を得て除雪を実施するための連絡体制を整備しておくものとする。 また、融雪時の夜間凍結による「スリップ」防止については、関係機関と連携し、通行規制や、砂・凍結防止剤散布等の処置に努める。</p> <p><u>(3) 防災知識の普及</u> <u>大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪が予想されるとき、人命を最優先とするためには、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に避けるための計画的・予防的な通行規制が必要であること、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、住民等への周知に努める。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第9節 雪害の予防</b></p> <p>1. 道路雪害防止対策</p> <p>(1) 除雪区分及び除雪路線</p> <p>ア 国土交通省・県 国道16号については国土交通省、国道464号・主要地方道・県道については県が除雪を行う。</p> <p>イ 市道 市道については、主要な市道から優先して除雪を行う。</p> <p>ウ 歩道部及び歩道橋 歩道は、駅前を優先とし除雪に努める。また歩道橋についても、優先的に除雪に努める。</p> <p>(2) 除雪作業 市は、協力土木業者等の関係業者の協力を得て除雪を実施するための連絡体制を整備しておくものとする。 また、融雪時の夜間凍結による「スリップ」防止については、関係機関と連携し、通行規制や、砂・凍結防止剤散布等の処置に努める。 (新設)</p>																
風-2-14	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第10節 要配慮者の安全確保</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="450 1206 1243 1337"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難行動要支援者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 社会福祉施設等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 外国人等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、<u>災害時</u>の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、必要な事項を定める。また各種支援体制</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難行動要支援者	(略)	2. 社会福祉施設等	(略)	3. 外国人等	(略)	<p style="text-align: center;"><b>第10節 要配慮者の安全確保</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1279 1206 2072 1337"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難行動要支援者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 社会福祉施設等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 外国人等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、<u>災害発生時</u>の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、必要な事項を定める。また各種支援</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難行動要支援者	(略)	2. 社会福祉施設等	(略)	3. 外国人等	(略)
対策項目	担当部署および関係部・機関																		
1. 避難行動要支援者	(略)																		
2. 社会福祉施設等	(略)																		
3. 外国人等	(略)																		
対策項目	担当部署および関係部・機関																		
1. 避難行動要支援者	(略)																		
2. 社会福祉施設等	(略)																		
3. 外国人等	(略)																		

ページ	修正理由	修正案	現行																																
		<p>については、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（県）等に基づいて整備に努める。</p>	<p>体制については、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（県）等に基づいて整備に努める。</p>																																
<p>風-2-16</p>	<p>千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正</p>	<p style="text-align: center;"><b>第12節 避難収容体制の整備</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="448 467 1245 831"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難体制の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 指定避難所等の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. <b>家庭動物</b>対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. 避難所の開設・運営</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 応急仮設住宅の用地確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4. <b>家庭動物</b>対策 震災編・第2章・第8節「4. <b>家庭動物</b>対策」に準ずる。 (略)</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難体制の整備	(略)	2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	(略)	3. 指定避難所等の整備	(略)	4. <b>家庭動物</b> 対策	(略)	5. 避難所の開設・運営	(略)	6. 応急仮設住宅の用地確保	(略)	(略)		<p style="text-align: center;"><b>第12節 避難収容体制の整備</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1274 467 2072 831"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難体制の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 家庭動物対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. <b>ペット</b>対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. 避難所の開設・運営</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 応急仮設住宅の用地確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4. <b>ペット</b>対策 震災編・第2章・第8節「4. <b>ペット</b>対策」に準ずる。 (略)</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難体制の整備	(略)	2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	(略)	3. 家庭動物対策	(略)	4. <b>ペット</b> 対策	(略)	5. 避難所の開設・運営	(略)	6. 応急仮設住宅の用地確保	(略)	(略)	
対策項目	担当部署および関係部・機関																																		
1. 避難体制の整備	(略)																																		
2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	(略)																																		
3. 指定避難所等の整備	(略)																																		
4. <b>家庭動物</b> 対策	(略)																																		
5. 避難所の開設・運営	(略)																																		
6. 応急仮設住宅の用地確保	(略)																																		
(略)																																			
対策項目	担当部署および関係部・機関																																		
1. 避難体制の整備	(略)																																		
2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	(略)																																		
3. 家庭動物対策	(略)																																		
4. <b>ペット</b> 対策	(略)																																		
5. 避難所の開設・運営	(略)																																		
6. 応急仮設住宅の用地確保	(略)																																		
(略)																																			
<p>風-2-19</p>	<p>千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正</p>	<p style="text-align: center;"><b>第15節 防災意識の向上と知識の普及</b></p> <p>6. 応急手当方法の指導・普及 震災編・第2章・第11節「6. 応急手当方法の指導・普及」に準じ、「地震発生にともない」を「<b>災害時</b>には」に読み替えるものとする。(震-2-32参照)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第15節 防災意識の向上と知識の普及</b></p> <p>6. 応急手当方法の指導・普及 震災編・第2章・第11節「6. 応急手当方法の指導・普及」に準じ、「地震発生にともない」を「<b>災害発生時</b>には」に読み替えるものとする。(震-2-32参照)</p>																																
<p>風-2-20</p>	<p>千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16節 防災訓練の実施</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="448 1305 1245 1431"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 防災訓練の種別</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 訓練の実施と事後評価</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 防災訓練の種別	(略)	2. 訓練の実施と事後評価	(略)	<p style="text-align: center;"><b>第16節 防災訓練の実施</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1274 1305 2072 1431"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 防災訓練の種別</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 訓練の実施と事後評価</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 防災訓練の種別	(略)	2. 訓練の実施と事後評価	(略)																				
対策項目	担当部署および関係部・機関																																		
1. 防災訓練の種別	(略)																																		
2. 訓練の実施と事後評価	(略)																																		
対策項目	担当部署および関係部・機関																																		
1. 防災訓練の種別	(略)																																		
2. 訓練の実施と事後評価	(略)																																		



ページ	修正理由	修正案	現行												
		<p>市及び関係機関は、<b>災害時</b>における行動の確認、関係機関及び住民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。</p>	<p>市及び関係機関は、<b>災害発生時</b>における行動の確認、関係機関及び住民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。</p>												
風-2-21	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第 17 節 住民の防災対策</b></p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" data-bbox="450 491 1240 592"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 日常の役割</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 風水害時の心構え</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>住民は「自分の身は自分で守る意識」と「自分達の地域は自分達で守る意識」に立ち、日頃から防災知識を身に付け、<b>災害時</b>には適切な行動をとり身の安全を確保するとともに、地域における防災活動を積極的に 行い被害の軽減に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2. 風水害時の心構え (略)</p> <p>(2) <b>災害時</b>の行動</p> <p>ア 家族の安否確認</p> <p>イ 子供などは、はぐれないようにお互いの体をロープで結ぶ</p> <p>ウ 隣近所への声かけと安全の確認</p> <p>エ 地域住民が力を合わせた救出活動の実施、けが人の応急手当てや救護所への搬送</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 日常の役割	(略)	2. 風水害時の心構え	(略)	<p style="text-align: center;"><b>第 17 節 住民の防災対策</b></p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" data-bbox="1274 491 2065 592"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 日常の役割</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 風水害時の心構え</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>住民は「自分の身は自分で守る意識」と「自分達の地域は自分達で守る意識」に立ち、日頃から防災知識を身に付け、<b>災害発生時</b>には適切な行動をとり身の安全を確保するとともに、地域における防災活動を積極的に 行い被害の軽減に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2. 風水害時の心構え (略)</p> <p>(2) <b>災害発生時</b>の行動</p> <p>ア 家族の安否確認</p> <p>イ 子供などは、はぐれないようにお互いの体をロープで結ぶ</p> <p>ウ 隣近所への声かけと安全の確認</p> <p>エ 地域住民が力を合わせた救出活動の実施、けが人の応急手当てや救護所への搬送</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 日常の役割	(略)	2. 風水害時の心構え	(略)
対策項目	担当部署および関係部・機関														
1. 日常の役割	(略)														
2. 風水害時の心構え	(略)														
対策項目	担当部署および関係部・機関														
1. 日常の役割	(略)														
2. 風水害時の心構え	(略)														
風-2-22	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第 18 節 自主防災活動の推進</b></p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" data-bbox="450 1107 1240 1208"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 地域住民</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 事業所等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>災害時</b>においては、防災関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な活動がきわめて重要である。このため、自主防災組織及び事業所等における自衛消防組織の整備育成について必要な事項を定める。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 地域住民	(略)	2. 事業所等	(略)	<p style="text-align: center;"><b>第 18 節 自主防災活動の推進</b></p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" data-bbox="1274 1107 2065 1208"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 地域住民</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 事業所等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>災害発生時</b>においては、防災関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な活動がきわめて重要である。このため、自主防災組織及び事業所等における自衛消防組織の整備育成について必要な事項を定める。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 地域住民	(略)	2. 事業所等	(略)
対策項目	担当部署および関係部・機関														
1. 地域住民	(略)														
2. 事業所等	(略)														
対策項目	担当部署および関係部・機関														
1. 地域住民	(略)														
2. 事業所等	(略)														

ページ	修正理由	修正案					現行								
風-3-1 の前	避難指示等発令の時期の修正	<b>第3章 風水害等応急対策計画</b>					<b>第3章 風水害等応急対策計画</b>								
		(参考1) 白井市役所の風水害時の配備基準					(参考1) 白井市役所の風水害時の配備基準								
		災害対策本部設置前	注意配備	<p>○市域に次の気象警報の1以上が発表され、災害の発生が予想されるとき。</p> <p>① 大雨警報 ② 洪水警報 ③ 暴風警報 ④ 大雪警報 ⑤ 暴風雪警報</p> <p>○深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。</p> <p>○<u>市域に気象警報が発表され、かつ、台風の暴風域に入るとき(確率70%以上)</u></p> <p>○その他、災害の発生が予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。</p>	<p><b>防災対策検討会議</b> (15課)</p> <p>・危機管理課 ・総務課 ・公共施設マネジメント課 ・産業振興課 ・市民活動支援課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者福祉課 ・保育課 ・健康課 ・道路課 ・都市計画課 ・上下水道課</p>	<p>防災対策検討会議構成15課の各課等長が指定した必要な職員</p>	<p>1) 情報収集・連絡活動が円滑にできる体制 2) 防災対策検討会議の開催 3) 巡回・応急対策活動等の体制準備 <u>4) 避難所の開設準備・開設</u> <u>5) 高齢者等避難の発令</u></p>			災害対策本部設置前	注意配備	<p>○市域に次の気象警報の1以上が発表され、災害の発生が予想されるとき。</p> <p>① 大雨警報 ② 洪水警報 ③ 暴風警報 ④ 大雪警報 ⑤ 暴風雪警報</p> <p>○深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。</p> <p>○<u>市域が台風の暴風域に入るとき</u></p> <p>○その他、災害の発生が予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。</p>	<p><b>防災対策検討会議</b> (15課)</p> <p>・危機管理課 ・総務課 ・公共施設マネジメント課 ・産業振興課 ・市民活動支援課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者福祉課 ・保育課 ・健康課 ・道路課 ・都市計画課 ・上下水道課</p>	<p>防災対策検討会議構成15課の各課等長が指定した必要な職員</p>	<p>1) 情報収集・連絡活動が円滑にできる体制 2) 防災対策検討会議の開催 3) 巡回・応急対策活動等の体制準備 <u>4) 避難準備・高齢者避難開始の発令準備</u> <u>5) 避難所の開設準備</u></p>
				警戒配備	<p>○注意配備を強化すると総務部長が認めたとき。</p> <p>○市域に土砂災害警戒情報、「特別警報」に至る可能性への言</p>	<p><b>災害警戒本部</b> (22課)</p> <p>注意配備に加え ・秘書課 ・財政課 ・市民課</p>	<p>警戒本部構成22課の1/3～1/2程度必要に応じて他職員は自宅待機</p>	<p>1) 災害警戒本部の設置 2) 避難所の開設・増設 3) <u>避難指示の発令</u></p>			警戒配備		<p>○注意配備を強化すると総務部長が認めたとき。</p> <p>○市域に土砂災害警戒情報、「特別警報」に至る可能性への言</p>	<p><b>災害警戒本部</b> (22課)</p> <p>注意配備に加え ・秘書課 ・財政課 ・市民課</p>	<p>警戒本部構成22課の1/3～1/2程度必要に応じて他職員は自宅待機</p>

ページ	修正理由	修正案					現行				
			<p>及」に係る気象情報が発表されたとき。</p> <p>○本市が台風の暴風域に入ることが<u>確実に予測されるとき</u></p> <p>○深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され、総務部長が必要と認めたとき。</p> <p>○その他、災害の発生が予想され、総務部長が必要と認めたとき。</p>	<p>・環境課 ・学校政策課 ・建築宅地課 ・議会事務局</p>				<p>及」に係る気象情報が発表されたとき。</p> <p>○市域に気象警報が発表され、かつ、台風の暴風域に入ることが見込まれるとき（<u>確率70%以上</u>）</p> <p>○深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され、総務部長が必要と認めたとき。</p> <p>○その他、災害の発生が予想され、総務部長が必要と認めたとき。</p>	<p>・環境課 ・学校政策課 ・建築宅地課 ・議会事務局</p>		
		<p>災害対策本部設置後</p> <p>第1配備</p>	<p>○災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合</p> <p>○市域に特別警報が発表されたとき</p> <p>○以下のいずれかに該当し、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき。</p> <p>・特に大きな被害が発生し、又は発生するお</p>	<p><b>災害対策本部設置</b> (全課)</p>	<p>全職員の4割程度</p>	<p>1) 応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。</p> <p>2) 避難所の増設</p> <p>3) <b>緊急安全確保の発令</b></p>	<p>災害対策本部設置後</p> <p>第1配備</p>	<p>○災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合</p> <p>○市域に特別警報が発表されたとき</p> <p>○以下のいずれかに該当し、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき。</p> <p>・本市が台風の暴風域に入ることが<u>確実に予測されるとき</u></p> <p>・特に大きな被害が発生し、又は発生するお</p>	<p><b>災害対策本部設置</b> (全課)</p>	<p>全職員の4割程度</p>	<p>1) 応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。</p> <p>2) 避難所の増設</p> <p>3) <b>避難勧告の発令</b></p>

ページ	修正理由	修正案				現行				
			<p>それがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な停電、断水などが発生し、回復に長期間を要すると見込まれるとき</li> </ul>				<p>それがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な停電、断水などが発生し、回復に長期間を要すると見込まれるとき</li> </ul>			
		第2配備	<p>○災害救助法の適用基準に達する被害が発生し本部長が必要と認めたととき。</p> <p>○以下のいずれかに該当し、市長が必要と認めたととき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内広範囲にわたる災害が発生</li> <li>・局地的災害であっても被害が甚大</li> <li>・大規模の災害発生が免れないと予想</li> </ul>	全職員の7割程度	<p>1) <u>第1配備体制を強化し対処する体制とする。</u></p> <p>2) 第3配備体制への移行準備</p> <p>3) 各関係機関への応援要請</p>	第2配備	<p>○災害救助法の適用基準に達する被害が発生し本部長が必要と認めたととき。</p> <p>○以下のいずれかに該当し、市長が必要と認めたととき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内広範囲にわたる災害が発生</li> <li>・局地的災害であっても被害が甚大</li> <li>・大規模の災害発生が免れないと予想</li> </ul>	全職員の7割程度		<p>1) <u>避難指示の発令</u></p> <p>2) 第3配備体制への移行準備</p> <p>3) 各関係機関への応援要請</p>
		第3配備	<p>○第2配備体制では、対処できないとき。</p> <p>○以下のいずれかに該当し、市長が必要と認めたととき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内広範囲にわたる災害が発生</li> <li>・局地的災害であっても被害が甚大</li> <li>・大規模の災害発生が免れないと予想</li> </ul>	全職員で対応	<p>1) 市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とする。</p> <p>2) 各関係機関への応援要請</p>	第3配備	<p>○第2配備体制では、対処できないとき。</p> <p>○以下のいずれかに該当し、市長が必要と認めたととき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内広範囲にわたる災害が発生</li> <li>・局地的災害であっても被害が甚大</li> <li>・大規模の災害発生が免れないと予想</li> </ul>	全職員で対応		<p>1) 市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とする。</p> <p>2) 各関係機関への応援要請</p>
*配備要員は、年度当初に各課等において定め、総務部長に報告する。			*配備要員は、年度当初に各課等において定め、総務部長に報告する。							

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																		
		*市長は災害の態様等により配備内容を変更し又は配備を解くことができる。 *災害救助法適用の目安は全壊住家80世帯以上。半壊住家(換算)160世帯、床上浸水(換算)240世帯	*市長は災害の態様等により配備内容を変更し又は配備を解くことができる。 *災害救助法適用の目安は全壊住家80世帯以上。半壊住家(換算)160世帯、床上浸水(換算)240世帯																																																																		
風-3-1の前	タイムラインの見直しによる修正(手賀沼と利根川の洪水を分けて作成)	(参考2) 大型台風接近時のタイムライン <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>気象台・河川管理者等 (気象情報・警報等)</th> <th>警戒レベル</th> <th>白井市</th> <th>関係機関・団体</th> <th>住民・事業者・自治会・自主防</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3日前</td> <td>○台風情報の発表(大型台風が関東に上陸の可能性)</td> <td>—</td> <td>○台風情報の確認</td> <td>○台風情報の確認</td> <td>○台風情報の確認</td> </tr> <tr> <td>2日前</td> <td>○早期注意情報</td> <td>L1</td> <td>○気象情報、雨量・水位等の情報収集 ○休校等の検討</td> <td>○鉄道等の運休計画の検討</td> <td>○避難行動の確認 ○臨時休業の検討</td> </tr> <tr> <td>1日前</td> <td>○大雨・洪水注意報</td> <td>L2</td> <td>【注意配備】 ○防災対策検討会議の開催 ○休校等の決定、連絡 ○避難所開設等の準備</td> <td>○気象情報等の収集 ○鉄道等の運休の決定、広報 ○水防活動、通行規制の準備</td> <td>○気象情報の確認 ○臨時休業の決定、連絡 ○建物等の浸水・強風対策</td> </tr> <tr> <td>12h前</td> <td>○<u>暴風域に入る</u>ことが<u>確実</u> ○大雨・洪水警報(特別警報に至る可能性あり) ○<u>手賀沼で水防団待機</u>水位到達(削除)</td> <td>L3</td> <td>【警戒配備】 ○災害警戒本部の設置 ○浸水・がけ崩れ・強風等への注意喚起</td> <td>○アンダーパス等の通行の注意喚起 ○水防活動の開始</td> <td>○警報、鉄道等の運休の確認 ○外出等の自粛</td> </tr> </tbody> </table>	時間	気象台・河川管理者等 (気象情報・警報等)	警戒レベル	白井市	関係機関・団体	住民・事業者・自治会・自主防	3日前	○台風情報の発表(大型台風が関東に上陸の可能性)	—	○台風情報の確認	○台風情報の確認	○台風情報の確認	2日前	○早期注意情報	L1	○気象情報、雨量・水位等の情報収集 ○休校等の検討	○鉄道等の運休計画の検討	○避難行動の確認 ○臨時休業の検討	1日前	○大雨・洪水注意報	L2	【注意配備】 ○防災対策検討会議の開催 ○休校等の決定、連絡 ○避難所開設等の準備	○気象情報等の収集 ○鉄道等の運休の決定、広報 ○水防活動、通行規制の準備	○気象情報の確認 ○臨時休業の決定、連絡 ○建物等の浸水・強風対策	12h前	○ <u>暴風域に入る</u> ことが <u>確実</u> ○大雨・洪水警報(特別警報に至る可能性あり) ○ <u>手賀沼で水防団待機</u> 水位到達(削除)	L3	【警戒配備】 ○災害警戒本部の設置 ○浸水・がけ崩れ・強風等への注意喚起	○アンダーパス等の通行の注意喚起 ○水防活動の開始	○警報、鉄道等の運休の確認 ○外出等の自粛	(参考2) 大型台風接近時のタイムライン <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>気象台・河川管理者等 (気象情報・警報等)</th> <th>警戒レベル</th> <th>白井市</th> <th>関係機関・団体</th> <th>住民・事業者・自治会・自主防</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3日前</td> <td>○台風情報の発表(大型台風が関東に上陸の可能性)</td> <td>—</td> <td>○台風情報の確認</td> <td>○台風情報の確認</td> <td>○台風情報の確認</td> </tr> <tr> <td>2日前</td> <td>○早期注意情報</td> <td>L1</td> <td>○気象情報、雨量・水位等の情報収集 ○休校等の検討</td> <td>○鉄道等の運休計画の検討</td> <td>○避難行動の確認 ○臨時休業の検討</td> </tr> <tr> <td>1日前</td> <td>○大雨・洪水注意報 <u>(警報への切替の可能性あり)</u></td> <td>L2</td> <td>【注意配備】 ○防災対策検討会議の開催 ○休校等の決定、連絡 ○避難勧告、避難所開設等の準備</td> <td>○気象情報等の収集 ○鉄道等の運休の決定、広報 ○水防活動、通行規制の準備</td> <td>○気象情報の確認 ○臨時休業の決定、連絡 ○建物等の浸水・強風対策</td> </tr> <tr> <td>半日前</td> <td>○大雨・洪水警報・特別警報に至る可能性あり ○<u>手賀川など氾濫</u>水位を超過</td> <td>↓</td> <td>【警戒配備】 ○災害警戒本部の設置 ○浸水・がけ崩れ・強風等への注意喚起</td> <td>○アンダーパス等の通行の注意喚起 ○水防活動の開始</td> <td>○警報、鉄道等の運休の確認 ○外出等の自粛</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○<u>暴風域に入る</u>ことが<u>確実</u></td> <td>↓</td> <td>【第1配備】 ○災害対策本部の設置</td> <td>○冠水、がけ崩れ等危険箇所の巡</td> <td>○避難情報の収集</td> </tr> </tbody> </table>	時間	気象台・河川管理者等 (気象情報・警報等)	警戒レベル	白井市	関係機関・団体	住民・事業者・自治会・自主防	3日前	○台風情報の発表(大型台風が関東に上陸の可能性)	—	○台風情報の確認	○台風情報の確認	○台風情報の確認	2日前	○早期注意情報	L1	○気象情報、雨量・水位等の情報収集 ○休校等の検討	○鉄道等の運休計画の検討	○避難行動の確認 ○臨時休業の検討	1日前	○大雨・洪水注意報 <u>(警報への切替の可能性あり)</u>	L2	【注意配備】 ○防災対策検討会議の開催 ○休校等の決定、連絡 ○避難勧告、避難所開設等の準備	○気象情報等の収集 ○鉄道等の運休の決定、広報 ○水防活動、通行規制の準備	○気象情報の確認 ○臨時休業の決定、連絡 ○建物等の浸水・強風対策	半日前	○大雨・洪水警報・特別警報に至る可能性あり ○ <u>手賀川など氾濫</u> 水位を超過	↓	【警戒配備】 ○災害警戒本部の設置 ○浸水・がけ崩れ・強風等への注意喚起	○アンダーパス等の通行の注意喚起 ○水防活動の開始	○警報、鉄道等の運休の確認 ○外出等の自粛		○ <u>暴風域に入る</u> ことが <u>確実</u>	↓	【第1配備】 ○災害対策本部の設置	○冠水、がけ崩れ等危険箇所の巡	○避難情報の収集
時間	気象台・河川管理者等 (気象情報・警報等)	警戒レベル	白井市	関係機関・団体	住民・事業者・自治会・自主防																																																																
3日前	○台風情報の発表(大型台風が関東に上陸の可能性)	—	○台風情報の確認	○台風情報の確認	○台風情報の確認																																																																
2日前	○早期注意情報	L1	○気象情報、雨量・水位等の情報収集 ○休校等の検討	○鉄道等の運休計画の検討	○避難行動の確認 ○臨時休業の検討																																																																
1日前	○大雨・洪水注意報	L2	【注意配備】 ○防災対策検討会議の開催 ○休校等の決定、連絡 ○避難所開設等の準備	○気象情報等の収集 ○鉄道等の運休の決定、広報 ○水防活動、通行規制の準備	○気象情報の確認 ○臨時休業の決定、連絡 ○建物等の浸水・強風対策																																																																
12h前	○ <u>暴風域に入る</u> ことが <u>確実</u> ○大雨・洪水警報(特別警報に至る可能性あり) ○ <u>手賀沼で水防団待機</u> 水位到達(削除)	L3	【警戒配備】 ○災害警戒本部の設置 ○浸水・がけ崩れ・強風等への注意喚起	○アンダーパス等の通行の注意喚起 ○水防活動の開始	○警報、鉄道等の運休の確認 ○外出等の自粛																																																																
時間	気象台・河川管理者等 (気象情報・警報等)	警戒レベル	白井市	関係機関・団体	住民・事業者・自治会・自主防																																																																
3日前	○台風情報の発表(大型台風が関東に上陸の可能性)	—	○台風情報の確認	○台風情報の確認	○台風情報の確認																																																																
2日前	○早期注意情報	L1	○気象情報、雨量・水位等の情報収集 ○休校等の検討	○鉄道等の運休計画の検討	○避難行動の確認 ○臨時休業の検討																																																																
1日前	○大雨・洪水注意報 <u>(警報への切替の可能性あり)</u>	L2	【注意配備】 ○防災対策検討会議の開催 ○休校等の決定、連絡 ○避難勧告、避難所開設等の準備	○気象情報等の収集 ○鉄道等の運休の決定、広報 ○水防活動、通行規制の準備	○気象情報の確認 ○臨時休業の決定、連絡 ○建物等の浸水・強風対策																																																																
半日前	○大雨・洪水警報・特別警報に至る可能性あり ○ <u>手賀川など氾濫</u> 水位を超過	↓	【警戒配備】 ○災害警戒本部の設置 ○浸水・がけ崩れ・強風等への注意喚起	○アンダーパス等の通行の注意喚起 ○水防活動の開始	○警報、鉄道等の運休の確認 ○外出等の自粛																																																																
	○ <u>暴風域に入る</u> ことが <u>確実</u>	↓	【第1配備】 ○災害対策本部の設置	○冠水、がけ崩れ等危険箇所の巡	○避難情報の収集																																																																

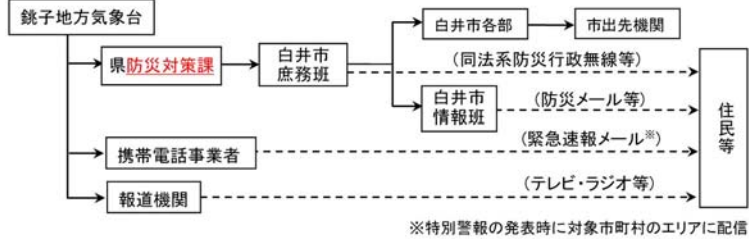
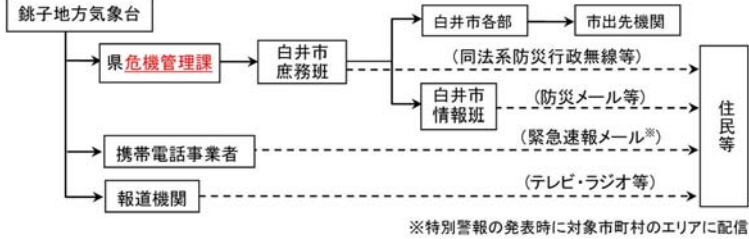
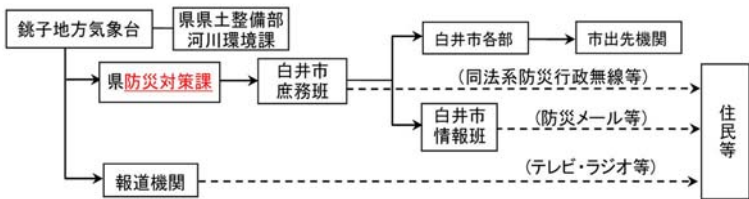
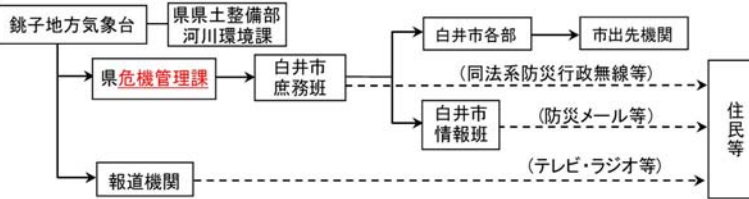
ページ	修正理由	修正案					現行						
		3h前	○手賀沼で 氾濫注意水位到達 ○洪水警報 の危険度分 布(下手賀 川、神崎川) が「警戒」	↓	○高齢者等 避難の発 令、広報 ○避難所の 開設	○冠水、がけ 崩れ等危険 箇所の巡 視、通行規 制	○要配慮 者が避難 開始 ○避難行 動要支援 者の支援 開始		○利根川に 氾濫警戒情 報 ○手賀川な ど避難判断 水位を超過	L3	○避難準備・ 高齢者等避 難開始の発 表、広報 ○早期開設 避難所の開 設	視、通行規 制	○要配慮 者が避難 開始 ○避難行 動要支援 者の支援 開始
			○市長に避 難指示等を 助言	↓	【第1配備】 ○災害対策 本部の設置	○冠水等の 発生箇所の 通行規制		○市長に避 難勧告等を 助言	↓	【第2配備】 ○職員の追 加配備	○冠水等の 発生箇所の 通行規制		
		2h前	○土砂災害 警戒情報 ○手賀沼で 氾濫危険水 位到達 ○洪水警報 の危険度分 布(下手賀 川、神崎川) が「危険」	L4	○避難指示 の発令、広 報 ○自衛隊へ の情報提供 (発災のお それがある 旨の伝達及 び救援ニー ズの共有)	○避難者の 誘導 ○水防活動 等従事者の 危険区域か らの退避 ○災害への 対処・救援 ニーズ等へ の準備の推 進	○住民が 避難開始	○土砂災害 警戒情報 ○利根川に 氾濫危険情 報 ○手賀川な ど氾濫危険 水位を超過	L4	○避難勧告 の発令、広 報 ○避難所の 増設 【第3配備】 ○全職員の 配備	○避難者の 誘導 ○水防活動 等従事者の 危険区域か らの退避	○住民が 避難開始 ○暴風の ため洪水・土砂 の危険区 域外の住 民も避難 開始	
			○大雨特別 警報 ○洪水警報 の危険度分 布(下手賀 川、神崎川) が「災害切 迫」	L5	○緊急安全 確保の発 令、広報		○避難遅 延者が緊急に安全 を確保	○洪水警報 の危険度分 布(下手賀 川、神崎川、 二重川)が 「極めて危 険」	↓	○屋内退避 の指示を発 令、広報 ○自衛隊災 害派遣要請 の依頼		○避難遅 延者が屋 内退避	
		0h (発災)	○氾濫発生 ○土砂災害 発生	↓	○被害状況 の把握 ○自衛隊災 害派遣要請 の依頼 ○協定団体 等に応援協 力を要請 ○罹災証明 等の準備 ○被災者へ の各種救援	○逃げ遅れ た住民の救 助、行方不 明者の捜索 ○排水作業 の準備 ○市への応 援協力の開 始	○住宅被 災者が避 難生活	○大雨特別 警報 ○氾濫発生 情報	L5	○被害状況 の把握 ○協定団体 等に応援協 力を要請 ○罹災証明 等の準備 ○被災者へ の各種救援 措置	○逃げ遅れ た住民の救 助、行方不 明者の捜索 ○排水作業 の準備 ○市への応 援協力の開 始	○住宅被 災者が避 難生活	
		1日 後	○警報の解 除					○警報の解 除					
									2日	-	○応援団体	○排水作業	○被災者

ページ	修正理由	修正案					現行				
		2日以後～	-	措置 ○ 応援団体等の受入 ○ 被害家屋調査の開始	○ 排水作業の開始 ○ ボランティアセンターの開設	○ 被災者の住宅・生活の復旧	以後～		等の受入 ○ 被害家屋調査の開始	の開始 ○ ボランティアセンターの開設	の住宅・生活の復旧
<p>(注) 実際の災害では、台風の状況、降雨の状況、氾濫の発生箇所等によって時間軸が変化する。</p>											
風-3-1の前	タイムラインの見直しによる修正 (手賀沼と利根川の洪水分けて作成)	(参考3) 利根川の洪水を対象としたタイムライン					(新設)				
時間	気象・水象情報	警戒レベル	白井市	関係機関・団体	住民・事業者・自治会・自主防						
1日前	○ 上流域に大雨			○ 水門・排水機場等の点検							
18h前	○ 水防団待機水位到達		○ 体制の確認等								
12h前	○ 氾濫注意水位到達 (氾濫注意情報)	L1	○ 連絡要員の配置								
7h前	○ 避難判断水位到達 (氾濫警戒情報)	↓									
6h前	○ 氾濫危険水位到達 (氾濫危険情報) ・漏水・浸食情報の提供	L2	【注意配備】 ○ 避難所の開設準備								



ページ	修正理由	修正案				現行		
		<p>1 h 前</p> <p>0 h</p>	<p>○氾濫開始相当水位到達</p>	<p>L 3</p>	<p>【警戒配備】</p> <p>○災害警戒本部の設置</p> <p>○高齢者等避難の発令、広報</p> <p>○避難所の開設</p>		<p>○要配慮者等が避難開始</p> <p>○避難行動要支援者の支援開始</p>	
		<p>(発災)</p>	<p>○印西市側で氾濫(氾濫発生情報)・災害救助法適用基準に達する被害のおそれ</p> <p>○市長に避難指示等の助言</p>	<p>L 4</p>	<p>【第1配備】</p> <p>○災害対策本部設置</p> <p>○避難指示の発令、広報</p> <p>○避難所の増設</p> <p>○自衛隊への情報提供(発災のおそれがある旨の伝達及び救援ニーズの共有)</p>	<p>○避難者の誘導</p> <p>○上空からの迅速な被害状況把握</p> <p>○災害への対処・救援ニーズ等への準備の推進</p>	<p>○住民が避難開始</p>	
		<p>4 h 後</p>	<p>○市域に洪水が到達</p>	<p>L 5</p>	<p>○緊急安全確保の発令</p>		<p>○避難遅延者が屋内等で安全確保</p>	
		<p>6 h 後</p>	<p>○住宅地が浸水・災害救助法適用基準に達する被害</p>	<p>↓</p>	<p>【第2・第3配備】</p> <p>○被害状況の把握</p> <p>○自衛隊災害派遣要請の依頼</p> <p>○協定団体等に応援協力を要請</p> <p>○罹災証明等の準備</p> <p>○被災者への各種救援措置</p>	<p>○逃げ遅れた住民の救助、行方不明者の捜索</p> <p>○排水作業の準備</p> <p>○市への応援協力の開始</p>	<p>○住宅被災者が避難生活</p>	
		<p>1 日後</p>		<p>二</p>	<p>○応援団体等の受入</p>	<p>○排水作業の開始</p>	<p>○被災者の住宅・</p>	

ページ	修正理由	修正案	現行								
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="450 236 521 363">2日 以 後 ～</td> <td data-bbox="521 236 725 363"></td> <td data-bbox="725 236 947 363">○被害家屋調査 の開始</td> <td data-bbox="947 236 1093 363">○ボラン ティアセ ンターの 開設</td> <td data-bbox="1093 236 1238 363">生活の復 旧</td> </tr> </table>	2日 以 後 ～		○被害家屋調査 の開始	○ボラン ティアセ ンターの 開設	生活の復 旧				
2日 以 後 ～		○被害家屋調査 の開始	○ボラン ティアセ ンターの 開設	生活の復 旧							
風-3-1	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第1節 市の活動体制の確立</b></p> <p>1. 市災害対策本部設置前の体制 &lt;注意配備、警戒配備体制&gt; (略)</p> <p>(1) 防災対策検討会議の設置 危機管理課長は、気象情報の収集・伝達及び災害対策等の検討が必要と認めるとき、又は関係課長から要請があったときに開催し、協議事項の内容を含めて総務部長を通じて市長に報告する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="450 687 674 943">防災対策検討会議 構成員 (15課)</td> <td data-bbox="674 687 1238 943">①危機管理課長、②総務課長、③社会福祉課長、 ④市民活動支援課長、 ⑤都市計画課長、⑥教育総務課長、⑦道路課長、 ⑧上下水道課長、 ⑨産業振興課長、⑩公共施設マネジメント課長、 ⑪生涯学習課長、 ⑫高齢者福祉課長、⑬健康課長、⑭障害福祉課、 ⑮保育課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 943 674 1169">主な協議事項</td> <td data-bbox="674 943 1238 1169">ア 気象、災害情報の収集・伝達に関すること イ 災害対策及び配備体制に関すること ウ <u>避難指示等</u>の発令及び避難所の開設の準備に関すること エ 警戒本部及び災害対策本部の設置準備に関すること オ 関係機関との連絡調整に関すること</td> </tr> </table>	防災対策検討会議 構成員 (15課)	①危機管理課長、②総務課長、③社会福祉課長、 ④市民活動支援課長、 ⑤都市計画課長、⑥教育総務課長、⑦道路課長、 ⑧上下水道課長、 ⑨産業振興課長、⑩公共施設マネジメント課長、 ⑪生涯学習課長、 ⑫高齢者福祉課長、⑬健康課長、⑭障害福祉課、 ⑮保育課長	主な協議事項	ア 気象、災害情報の収集・伝達に関すること イ 災害対策及び配備体制に関すること ウ <u>避難指示等</u> の発令及び避難所の開設の準備に関すること エ 警戒本部及び災害対策本部の設置準備に関すること オ 関係機関との連絡調整に関すること	<p style="text-align: center;"><b>第1節 市の活動体制の確立</b></p> <p>1. 市災害対策本部設置前の体制 &lt;注意配備、警戒配備体制&gt; (略)</p> <p>(1) 防災対策検討会議の設置 危機管理課長は、気象情報の収集・伝達及び災害対策等の検討が必要と認めるとき、又は関係課長から要請があったときに開催し、協議事項の内容を含めて総務部長を通じて市長に報告する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1279 687 1503 943">防災対策検討会議 構成員 (15課)</td> <td data-bbox="1503 687 2067 943">①危機管理課長、②総務課長、③社会福祉課長、 ④市民活動支援課長、 ⑤都市計画課長、⑥教育総務課長、⑦道路課長、 ⑧上下水道課長、 ⑨産業振興課長、⑩公共施設マネジメント課長、 ⑪生涯学習課長、 ⑫高齢者福祉課長、⑬健康課長、⑭障害福祉課、 ⑮保育課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 943 1503 1169">主な協議事項</td> <td data-bbox="1503 943 2067 1169">ア 気象、災害情報の収集・伝達に関すること イ 災害対策及び配備体制に関すること ウ <u>避難勧告等</u>の発令及び避難所の開設の準備に関すること エ 警戒本部及び災害対策本部の設置準備に関すること オ 関係機関との連絡調整に関すること</td> </tr> </table>	防災対策検討会議 構成員 (15課)	①危機管理課長、②総務課長、③社会福祉課長、 ④市民活動支援課長、 ⑤都市計画課長、⑥教育総務課長、⑦道路課長、 ⑧上下水道課長、 ⑨産業振興課長、⑩公共施設マネジメント課長、 ⑪生涯学習課長、 ⑫高齢者福祉課長、⑬健康課長、⑭障害福祉課、 ⑮保育課長	主な協議事項	ア 気象、災害情報の収集・伝達に関すること イ 災害対策及び配備体制に関すること ウ <u>避難勧告等</u> の発令及び避難所の開設の準備に関すること エ 警戒本部及び災害対策本部の設置準備に関すること オ 関係機関との連絡調整に関すること
防災対策検討会議 構成員 (15課)	①危機管理課長、②総務課長、③社会福祉課長、 ④市民活動支援課長、 ⑤都市計画課長、⑥教育総務課長、⑦道路課長、 ⑧上下水道課長、 ⑨産業振興課長、⑩公共施設マネジメント課長、 ⑪生涯学習課長、 ⑫高齢者福祉課長、⑬健康課長、⑭障害福祉課、 ⑮保育課長										
主な協議事項	ア 気象、災害情報の収集・伝達に関すること イ 災害対策及び配備体制に関すること ウ <u>避難指示等</u> の発令及び避難所の開設の準備に関すること エ 警戒本部及び災害対策本部の設置準備に関すること オ 関係機関との連絡調整に関すること										
防災対策検討会議 構成員 (15課)	①危機管理課長、②総務課長、③社会福祉課長、 ④市民活動支援課長、 ⑤都市計画課長、⑥教育総務課長、⑦道路課長、 ⑧上下水道課長、 ⑨産業振興課長、⑩公共施設マネジメント課長、 ⑪生涯学習課長、 ⑫高齢者福祉課長、⑬健康課長、⑭障害福祉課、 ⑮保育課長										
主な協議事項	ア 気象、災害情報の収集・伝達に関すること イ 災害対策及び配備体制に関すること ウ <u>避難勧告等</u> の発令及び避難所の開設の準備に関すること エ 警戒本部及び災害対策本部の設置準備に関すること オ 関係機関との連絡調整に関すること										

ページ	修正理由	修正案	現行												
風-3-6	千葉県組織改正に伴う名称変更														
風-3-7	千葉県組織改正に伴う名称変更														
風-3-13	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第9節 水害対策</b></p> <p>3. 利根川水防対策 (略)</p> <p>(5) 利根川水防警報等</p> <p>ア 気象等の状況によって洪水等のおそれがあるときは、水防法及び気象業務法に基づき大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報が出されるが、併せて利根川の洪水予報も出される。</p> <p style="text-align: center;">指定河川洪水予報の種類、標題と概要</p> <table border="1" data-bbox="448 1358 1238 1425"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続して</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要		氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続して	<p style="text-align: center;"><b>第9節 水害対策</b></p> <p>3. 利根川水防対策 (略)</p> <p>(5) 利根川水防警報等</p> <p>ア 気象等の状況によって洪水等のおそれがあるときは、水防法及び気象業務法に基づき大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報が出されるが、併せて利根川の洪水予報も出される。</p> <p style="text-align: center;">指定河川洪水予報の種類、標題と概要</p> <table border="1" data-bbox="1274 1358 2065 1425"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続して</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要		氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続して
種類	標題	概要													
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続して													
種類	標題	概要													
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続して													

ページ	修正理由	修正案		現行	
		洪水警報	<p>いるときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、<b>避難指示等</b>の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p><b>高齢者等避難</b>の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>	洪水警報	<p>いるときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、<b>勧告指示等</b>の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p><b>避難準備・高齢者等避難開始</b>の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
		洪水注意報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	洪水注意報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
		<p>イ 同じく水防法に基づく水防警報が発表されるので、①待機、②準備、③出動、④警戒、⑤解除といった警報の種類に応じて、水防活動状況の報告にあたる。</p>		<p>イ 同じく水防法に基づく水防警報が発表されるので、①待機、②準備、③出動、④警戒、⑤解除といった警報の種類に応じて、水防活動状況の報告にあたる。</p>	
風-3-16	千葉県地域防災計画の修正に伴う	<p align="center"><b>第10節 要配慮者対策</b></p> <p>1. 在宅要配慮者の安全確保</p>		<p align="center"><b>第10節 要配慮者対策</b></p> <p>1. 在宅要配慮者の安全確保</p>	

ページ	修正理由	修正案	現行																																																
	<p>語句の修正</p>	<p>震災編・第3章・第9節「1. 在宅要配慮者の安全確保」に準ずる。 (震-3-40参照) なお、「震災発生直後の安全確保」は「<u>避難指示等</u>発令の安全確保」と読み替え、市が警戒レベル3以上の避難情報を発したときに、避難支援等関係者は市から提供された避難行動要支援者名簿に掲載された避難行動要支援者（避難対象地区に限る。）の支援を開始する。</p>	<p>震災編・第3章・第9節「1. 在宅要配慮者の安全確保」に準ずる。 (震-3-40参照) なお、「震災発生直後の安全確保」は「<u>避難勧告等</u>発令の安全確保」と読み替え、市が警戒レベル3以上の避難情報を発したときに、避難支援等関係者は市から提供された避難行動要支援者名簿に掲載された避難行動要支援者（避難対象地区に限る。）の支援を開始する。</p>																																																
<p>風-3-19</p> <p>千葉県地域 防災計画の 修正による</p>		<p style="text-align: center;"><b>第13節 避難収容活動</b></p> <p>1. 避難指示等 土砂災害や水害などの避難を要する災害時において、住民の円滑な避難行動を実現するため、災害時における<u>避難指示等</u>の発令判断基準を5段階の警戒レベルに応じて定める。 なお、発令に当たっては水害と土砂災害及び複数河川の氾濫が同時又は連続して発生する事態を<u>考慮するとともに、</u>気象台、河川管理者及び県からの助言並びに現地確認の報告等を総合的に勘案して判断するものとする。</p> <p style="text-align: center;">5段階の警戒レベルと対応</p> <table border="1" data-bbox="448 821 1232 1308"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>災害の状況</th> <th>住民が取るべき行動</th> <th>市の主な対応</th> <th>気象庁が発表する情報</th> <th>指定河川洪水予報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>今後気象状況悪化のおそれ</td> <td>災害への心構えを高める</td> <td>注意喚起</td> <td>早期注意情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>気象状況悪化</td> <td>自らの避難行動を確認</td> <td>避難行動要支援者支援の準備</td> <td>洪水注意報 大雨注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>災害のおそれあり</td> <td>危険な場所から高齢者等は避難</td> <td>高齢者等避難の発令、避難所の開設</td> <td>洪水警報 大雨警報</td> <td>氾濫警戒情報</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	災害の状況	住民が取るべき行動	市の主な対応	気象庁が発表する情報	指定河川洪水予報	1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	注意喚起	早期注意情報		2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	避難行動要支援者支援の準備	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難の発令、避難所の開設	洪水警報 大雨警報	氾濫警戒情報	<p style="text-align: center;"><b>第13節 避難収容活動</b></p> <p>1. 避難指示等 土砂災害や水害などの避難を要する災害時において、住民の円滑な避難行動を実現するため、災害時における<u>避難勧告等</u>の発令判断基準を5段階の警戒レベルに応じて定める。 なお、発令に当たっては水害と土砂災害及び複数河川の氾濫が同時又は連続して発生する事態を<u>考慮するとともに、</u>気象台、河川管理者及び県からの助言並びに現地確認の報告等を総合的に勘案して判断するものとする。</p> <p style="text-align: center;">5段階の警戒レベルと対応</p> <table border="1" data-bbox="1276 821 2060 1436"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>気象、災害の状況・情報</th> <th>市の主な対応</th> <th>住民の行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>早期注意情報</td> <td>注意喚起</td> <td>心構えを高める</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>洪水・大雨注意報</td> <td>避難行動要支援者支援の準備</td> <td>避難行動を確認</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>洪水・大雨警報 河川が避難判断水位</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難所の開設</td> <td>高齢者等は避難を開始、その他は避難を準備</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>土砂災害警戒情報 河川が氾濫危険水位</td> <td>避難勧告、避難指示(緊急)の発令</td> <td>危険な場所から全員避難</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>災害発生情報の発</td> <td>命を守る最善の行</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	気象、災害の状況・情報	市の主な対応	住民の行動	1	早期注意情報	注意喚起	心構えを高める	2	洪水・大雨注意報	避難行動要支援者支援の準備	避難行動を確認	3	洪水・大雨警報 河川が避難判断水位	避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難所の開設	高齢者等は避難を開始、その他は避難を準備	4	土砂災害警戒情報 河川が氾濫危険水位	避難勧告、避難指示(緊急)の発令	危険な場所から全員避難	5		災害発生情報の発	命を守る最善の行
警戒レベル	災害の状況	住民が取るべき行動	市の主な対応	気象庁が発表する情報	指定河川洪水予報																																														
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	注意喚起	早期注意情報																																															
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	避難行動要支援者支援の準備	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報																																														
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難の発令、避難所の開設	洪水警報 大雨警報	氾濫警戒情報																																														
警戒レベル	気象、災害の状況・情報	市の主な対応	住民の行動																																																
1	早期注意情報	注意喚起	心構えを高める																																																
2	洪水・大雨注意報	避難行動要支援者支援の準備	避難行動を確認																																																
3	洪水・大雨警報 河川が避難判断水位	避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難所の開設	高齢者等は避難を開始、その他は避難を準備																																																
4	土砂災害警戒情報 河川が氾濫危険水位	避難勧告、避難指示(緊急)の発令	危険な場所から全員避難																																																
5		災害発生情報の発	命を守る最善の行																																																

ページ	修正理由	修正案					現行				
		4	<u>災害のおそれ高い</u>	<u>危険な場所から全員避難</u>	<u>避難指示の発令</u>	<u>記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報</u>	<u>氾濫危険情報</u>	<u>大雨特別警報 災害が発生</u>	<u>令</u>	<u>動</u>	
		5	<u>災害発生又は切迫</u>	<u>命の危険直ちに安全確保！</u>	<u>緊急安全確保の発令</u>	<u>大雨特別警報</u>	<u>氾濫発生情報</u>				
<p>※指定河川洪水予報及び警戒レベル3以上の気象情報は、本表のとおり各警戒レベル相当の情報として発表される。</p>											
風-3-20	千葉県地域防災計画の修正による	避難指示等の類型別発令基準					避難勧告等の類型別発令基準				
		市が発令する避難情報	対象地区	判断基準等【対象とする河川氾濫】			勧告等の措置	対象地区	判断基準等【対象とする河川氾濫】		
		【レベル3】 高齢者等避難	土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）が発表され、<u>災害の発生が予想される</u>とき</li> <li><u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）が「警戒」以上のとき</u></li> </ul>			【レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）が発表され、<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布が実況又は予想で大雨警報の基準に達した</u>とき</li> <li><u>大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている</u>とき</li> </ul>		
		洪水浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>【利根川】</li> <li><u>利根川の水位が氾濫開始相当水位に達した</u>とき</li> <li>【手賀川・手賀沼】</li> <li>手賀沼の水位が<u>氾濫注意水位</u>に達し、千葉県北西部の48時間雨量が400mm以上と予想される</li> <li>とき</li> <li><u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒」以上で、氾濫の発生が予想される</u>とき</li> <li>【神崎川・二重川（高崎川等）】</li> <li><u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒」以上で、氾濫の発生が予想される</u>とき</li> <li>【河川共通】</li> <li>市内の河川において、軽微な漏水、侵食等が発見された</li> <li>とき</li> </ul>			洪水浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>【利根川】</li> <li><u>氾濫危険情報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれる</u>とき</li> <li>【手賀川・手賀沼】</li> <li>手賀沼の水位が<u>避難判断水位</u>に達し、千葉県北西部の48時間雨量が400mm以上と予想される</li> <li>とき</li> <li>洪水警報の危険度分布（下手賀川）が<u>「警戒」以上の</u>とき</li> <li>【神崎川・二重川（高崎川等）】</li> <li>洪水警報の危険度分布（神崎川、二重川）が<u>「警戒」以上の</u>とき</li> <li>【河川共通】</li> <li>市内の河川において、軽微な漏水、侵食等が発見された</li> <li>とき</li> </ul>				

ページ	修正理由	修正案		現行	
					<p>・<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される</u>とき</p>
		<p>【レベル4】 <u>避難指示</u></p>	<p>土砂災害警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>・<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)危険度分布)が「危険」以上のとき</u></li> <li>・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見されたとき</li> <li>・<u>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される</u>とき</li> </ul>	<p>【レベル4】 <u>避難勧告</u></p>	<p>土砂災害警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>・<u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布が、予想で土砂災害警戒情報の基準に達したとき</u></li> <li>・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見されたとき</li> </ul>
			<p>洪水浸水想定区域</p> <p>【利根川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>氾濫発生情報が発表され、市域に氾濫の影響があると予想される</u>とき</li> </ul> <p>【手賀川・手賀沼】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位(特別警戒水位)に達し、千葉県北西部の48時間雨量が400mm以上と予想される</li> <li>・<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「危険」以上のとき</u></li> </ul> <p>【神崎川・二重川(高崎川等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「危険」以上のとき</u></li> </ul> <p>【河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の河川において、異常な漏水、侵食等が発見されたとき</li> <li>・<u>避難指示</u>の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される</li> </ul>		<p>洪水浸水想定区域</p> <p>【利根川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報が発表され、<u>水位が堤防高を超える恐れが高まった</u>とき</li> </ul> <p>【手賀川・手賀沼】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位(特別警戒水位)に達し、千葉県北西部の48時間雨量が400mm以上と予想される</li> <li>・<u>洪水警報の危険度分布(下手賀川)が「非常に危険」以上のとき</u></li> </ul> <p>【神崎川・二重川(高崎川等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>洪水警報の危険度分布(神崎川、二重川)が「非常に危険」以上のとき</u></li> </ul> <p>【河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の河川において、異常な漏水、侵食等が発見されたとき</li> <li>・<u>避難勧告</u>の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される</li> </ul>
		<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p><u>避難指示(緊急)</u></p>	<p>土砂災害警戒情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布が、実況で土砂災害警戒情報の基準に達したとき</u></li> <li>・<u>避難勧告等指示による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある</u>とき</li> </ul>
		<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>洪水浸水想定区域</p>	<p>【利根川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>氾濫発生情報が発表され、当市に氾濫の影響</u></li> </ul>



ページ	修正理由	修正案		現行	
					<p><u>があるおそれがあるとき</u>  <b>【手賀川・手賀沼】</b>                      ・氾濫発生情報が発表され、当市に氾濫の影響があるおそれがあるとき                      ・洪水警報の危険度分布（下手賀川）が「極めて危険」のとき  <b>【神崎川・二重川（高崎川等）】</b>                      ・洪水警報の危険度分布（神崎川、二重川）が「極めて危険」のとき  <b>【河川共通】</b>                      ・市内の河川において、異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき</p>
		<p><b>【レベル5】 緊急安全確保</b></p>	<p>土砂災害警戒区域</p>	<p>・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき                      ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）が「災害切迫」のとき                      ・土砂災害が発生したとき</p>	<p><b>【レベル5】 災害発生情報</b></p> <p>土砂災害警戒区域</p> <p>・土砂災害が発生したとき</p>
			<p>洪水浸水想定区域</p>	<p><b>【河川共通】</b>                      ・大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき                      ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「災害切迫」のとき                      ・氾濫発生情報が発表され、市域で浸水被害が発生していると予想されるとき                      ・市内の河川において、決壊や越水、溢水が発見されたとき</p>	<p>洪水浸水想定区域</p> <p><b>【河川共通】</b>                      ・氾濫発生情報が発表され、市域で浸水被害が発生していると予測されるとき                      ・市内の河川において、決壊や越水、溢水が発見されたとき</p>
		<p>備考</p>	<p>・基準水位観測所は、利根川が押付、手賀川・手賀沼が曙橋とする。</p>		<p>備考</p> <p>・基準水位観測所は、利根川が押付、手賀川・手賀沼が曙橋とする。</p>
<p>風-3-21</p>	<p>千葉県地域防災計画の修正による</p>	<p>(1) 警戒避難体制                      梅雨・台風時に浸水・洪水、土砂災害の発生が予想されるときは、警戒パトロールを実施し災害発生の徴候についての確に把握するものとする。                      (2) <u>避難指示等</u>  <u>ア 高齢者等避難</u>                      避難指示の対象となる住民のうち避難行動に時間を要する高齢者等の要配慮者に対しては、避難指示を発令する前の安全に避難ができる段階等において早めの避難を促すため、また、避難支援等関係者に避難行</p>		<p>(1) 警戒避難体制                      梅雨・台風時に浸水・洪水、土砂災害の発生が予想されるときは、警戒パトロールを実施し災害発生の徴候についての確に把握するものとする。                      (2) <u>避難勧告・指示等</u>                      市は、避難勧告等を発令する前段階において、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p>	

ページ	修正理由	修正案	現行												
		<p><u>動要支援者の避難支援を行う段階であることを伝達するため、高齢者等避難を発令する。</u></p> <p><u>イ 避難指示</u>  <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するため、避難指示を発令する。</u>  <u>ただし、気象状況の急激な悪化により夜間等に立退き避難を指示することがかえって危険を及ぼすおそれがあるときは、屋内や近傍で安全を確保できる場所に避難をするよう指示する。</u></p> <p><u>ウ 緊急安全確保</u>  <u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、危険区域外への立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示するため、緊急安全確保を発令する。</u>                      以下、計画の内容は、震災編・第3章・第12節「1. 避難指示等」に準ずる。(震-3-48参照)</p>	<p><u>なお、危険区域外への立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときは、状況に応じて屋内待避等の安全確保を指示する。</u>                      以下、計画の内容は、震災編・第3章・第12節「1. 避難指示等」に準ずる。(震-3-48参照)</p>												
<p>風-3-21</p>	<p>千葉県地域防災計画の修正による語句の修正</p>	<p>3. 収容計画                      震災編・第3章・第12節「3. 収容計画」に準ずる。(震-3-50参照)                      なお、洪水又は土砂災害に対する<u>高齢者等避難</u>の発令時には早期開設避難所（洪水、土砂災害に対応する指定緊急避難場所との兼用）を開設し、避難班の職員を当該避難所に派遣する。                      また、台風通過までの短期間の避難については、浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難（<u>家庭動物</u>同行避難を含む。）を可とする。</p>	<p>3. 収容計画                      震災編・第3章・第12節「3. 収容計画」に準ずる。(震-3-50参照)                      なお、洪水又は土砂災害に対する<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令時には早期開設避難所（洪水、土砂災害に対応する指定緊急避難場所との兼用）を開設し、避難班の職員を当該避難所に派遣する。                      また、台風通過までの短期間の避難については、浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難（<u>ペット</u>同行避難を含む。）を可とする。</p>												
<p>風-3-24</p>	<p>千葉県地域防災計画の修正による語句の修正</p>	<p style="text-align: center;"><b>第15節 食料・生活必需品対策</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="448 1228 1245 1418"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1228 739 1268">対策項目</th> <th data-bbox="739 1228 1245 1268">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1268 739 1348">1. 食料品等の調達・供給</td> <td data-bbox="739 1268 1245 1348">物資・輸送班、避難班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1348 739 1418">2. 生活必需品の調達・供給</td> <td data-bbox="739 1348 1245 1418">物資・輸送班</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 食料品等の調達・供給	物資・輸送班、避難班	2. 生活必需品の調達・供給	物資・輸送班	<p style="text-align: center;"><b>第15節 食料・生活必需品対策</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1276 1228 2069 1418"> <thead> <tr> <th data-bbox="1276 1228 1568 1268">対策項目</th> <th data-bbox="1568 1228 2069 1268">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1276 1268 1568 1348">1. 食料品等の調達・供給</td> <td data-bbox="1568 1268 2069 1348">物資・輸送班、避難班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 1348 1568 1418">2. 生活必需品の調達・供給</td> <td data-bbox="1568 1348 2069 1418">物資・輸送班</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 食料品等の調達・供給	物資・輸送班、避難班	2. 生活必需品の調達・供給	物資・輸送班
対策項目	担当部署および関係部・機関														
1. 食料品等の調達・供給	物資・輸送班、避難班														
2. 生活必需品の調達・供給	物資・輸送班														
対策項目	担当部署および関係部・機関														
1. 食料品等の調達・供給	物資・輸送班、避難班														
2. 生活必需品の調達・供給	物資・輸送班														

ページ	修正理由	修正案	現行																																												
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="450 236 741 268">3. 広域実施体制</td> <td data-bbox="741 236 1243 268">受援統括班、物資・輸送班</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="450 276 1243 387"> <p>災害時には供給や販売が一時麻痺することが予想されることから、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。</p> </td> </tr> </table>	3. 広域実施体制	受援統括班、物資・輸送班	<p>災害時には供給や販売が一時麻痺することが予想されることから、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1279 236 1570 268">3. 広域実施体制</td> <td data-bbox="1570 236 2074 268">受援統括班、物資・輸送班</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1279 276 2074 387"> <p>発災時には供給や販売が一時麻痺することが予想されることから、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。</p> </td> </tr> </table>	3. 広域実施体制	受援統括班、物資・輸送班	<p>発災時には供給や販売が一時麻痺することが予想されることから、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。</p>																																					
3. 広域実施体制	受援統括班、物資・輸送班																																														
<p>災害時には供給や販売が一時麻痺することが予想されることから、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。</p>																																															
3. 広域実施体制	受援統括班、物資・輸送班																																														
<p>発災時には供給や販売が一時麻痺することが予想されることから、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。</p>																																															
風-3-25	千葉県地域防災計画の修正による語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第16節 保健衛生活動</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 528 734 560">対策項目</th> <th data-bbox="734 528 1243 560">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 568 734 600">1. 保健衛生活動</td> <td data-bbox="734 568 1243 600">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 600 734 632">2. 栄養・食生活支援</td> <td data-bbox="734 600 1243 632">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 632 734 663">3. 防疫対策</td> <td data-bbox="734 632 1243 663">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 663 734 695">4. 飲料水の安全確保</td> <td data-bbox="734 663 1243 695">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 695 734 727">5. 家庭動物対策</td> <td data-bbox="734 695 1243 727">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="450 727 1243 759">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="450 759 1243 791">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="450 791 1243 823">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="450 823 1243 855">5. 家庭動物対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="450 855 1243 895">震災編・第3章・第15節「5. 家庭動物対策」に準ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 保健衛生活動	(略)	2. 栄養・食生活支援	(略)	3. 防疫対策	(略)	4. 飲料水の安全確保	(略)	5. 家庭動物対策	(略)	(略)		(略)		(略)		5. 家庭動物対策		震災編・第3章・第15節「5. 家庭動物対策」に準ずる。		<p style="text-align: center;"><b>第16節 保健衛生活動</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1279 528 1563 560">対策項目</th> <th data-bbox="1563 528 2074 560">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1279 568 1563 600">1. 保健衛生活動</td> <td data-bbox="1563 568 2074 600">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 600 1563 632">2. 栄養・食生活支援</td> <td data-bbox="1563 600 2074 632">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 632 1563 663">3. 防疫対策</td> <td data-bbox="1563 632 2074 663">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 663 1563 695">4. 飲料水の安全確保</td> <td data-bbox="1563 663 2074 695">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 695 1563 727">5. ペット対策</td> <td data-bbox="1563 695 2074 727">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1279 727 2074 759">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1279 759 2074 791">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1279 791 2074 823">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1279 823 2074 855">5. ペット対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1279 855 2074 895">震災編・第3章・第15節「5. ペット対策」に準ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 保健衛生活動	(略)	2. 栄養・食生活支援	(略)	3. 防疫対策	(略)	4. 飲料水の安全確保	(略)	5. ペット対策	(略)	(略)		(略)		(略)		5. ペット対策		震災編・第3章・第15節「5. ペット対策」に準ずる。	
対策項目	担当部署および関係部・機関																																														
1. 保健衛生活動	(略)																																														
2. 栄養・食生活支援	(略)																																														
3. 防疫対策	(略)																																														
4. 飲料水の安全確保	(略)																																														
5. 家庭動物対策	(略)																																														
(略)																																															
(略)																																															
(略)																																															
5. 家庭動物対策																																															
震災編・第3章・第15節「5. 家庭動物対策」に準ずる。																																															
対策項目	担当部署および関係部・機関																																														
1. 保健衛生活動	(略)																																														
2. 栄養・食生活支援	(略)																																														
3. 防疫対策	(略)																																														
4. 飲料水の安全確保	(略)																																														
5. ペット対策	(略)																																														
(略)																																															
(略)																																															
(略)																																															
5. ペット対策																																															
震災編・第3章・第15節「5. ペット対策」に準ずる。																																															
風-3-28	関係機関の名称変更による修正	<p style="text-align: center;"><b>第19節 ラインライン対策</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 1031 757 1062">対策項目</th> <th data-bbox="757 1031 1243 1062">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 1070 757 1102">1. 上水道</td> <td data-bbox="757 1070 1243 1102">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1102 757 1134">2. 下水道</td> <td data-bbox="757 1102 1243 1134">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1134 757 1166">3. 電力施設</td> <td data-bbox="757 1134 1243 1166">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1166 757 1198">4. ガス施設</td> <td data-bbox="757 1166 1243 1198">東京ガスネットワーク(株)、京葉ガス(株)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1198 757 1230">5. 通信施設</td> <td data-bbox="757 1198 1243 1230">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1230 757 1262">6. 郵政事業</td> <td data-bbox="757 1230 1243 1262">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="450 1262 1243 1294">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 上水道	(略)	2. 下水道	(略)	3. 電力施設	(略)	4. ガス施設	東京ガスネットワーク(株)、京葉ガス(株)	5. 通信施設	(略)	6. 郵政事業	(略)	(略)		<p style="text-align: center;"><b>第19節 ラインライン対策</b></p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1279 1031 1585 1062">対策項目</th> <th data-bbox="1585 1031 2074 1062">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1279 1070 1585 1102">1. 上水道</td> <td data-bbox="1585 1070 2074 1102">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 1102 1585 1134">2. 下水道</td> <td data-bbox="1585 1102 2074 1134">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 1134 1585 1166">3. 電力施設</td> <td data-bbox="1585 1134 2074 1166">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 1166 1585 1198">4. ガス施設</td> <td data-bbox="1585 1166 2074 1198">東京ガス(株)、京葉ガス(株)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 1198 1585 1230">5. 通信施設</td> <td data-bbox="1585 1198 2074 1230">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 1230 1585 1262">6. 郵政事業</td> <td data-bbox="1585 1230 2074 1262">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1279 1262 2074 1294">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 上水道	(略)	2. 下水道	(略)	3. 電力施設	(略)	4. ガス施設	東京ガス(株)、京葉ガス(株)	5. 通信施設	(略)	6. 郵政事業	(略)	(略)													
対策項目	担当部署および関係部・機関																																														
1. 上水道	(略)																																														
2. 下水道	(略)																																														
3. 電力施設	(略)																																														
4. ガス施設	東京ガスネットワーク(株)、京葉ガス(株)																																														
5. 通信施設	(略)																																														
6. 郵政事業	(略)																																														
(略)																																															
対策項目	担当部署および関係部・機関																																														
1. 上水道	(略)																																														
2. 下水道	(略)																																														
3. 電力施設	(略)																																														
4. ガス施設	東京ガス(株)、京葉ガス(株)																																														
5. 通信施設	(略)																																														
6. 郵政事業	(略)																																														
(略)																																															
風-3-29	千葉県地域防災計画の修正による	<p style="text-align: center;"><b>第20節 公共土木施設対策</b></p> <p>3. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設応急対策</p>	<p style="text-align: center;"><b>第20節 公共土木施設対策</b></p> <p>3. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設応急対策</p>																																												

ページ	修正理由	修正案	現行																												
	語句の修正	(略) (2) 急傾斜地崩壊防止施設応急対策 ア 危険区域に位置する人家集落への通報 災害による急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害を生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び <b>避難指示等</b> の手段により安全の確保に努める。 (略)	(略) (2) 急傾斜地崩壊防止施設応急対策 ア 危険区域に位置する人家集落への通報 災害による急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害を生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び <b>避難勧告等</b> の手段により安全の確保に努める。 (略)																												
風-3-37	語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第 27 節 竜巻等対策</b></p> 1. 竜巻情報の収集・伝達 (1) 竜巻情報等気象情報の収集 市は、竜巻注意情報が気象庁から伝達された場合、その確度等を踏まえ、必要に応じて <b>住民等</b> へ速やかな広報を行う。特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を周知する。 (略)	<p style="text-align: center;"><b>第 27 節 竜巻等対策</b></p> 1. 竜巻情報の収集・伝達 (1) 竜巻情報等気象情報の収集 市は、竜巻注意情報が気象庁から伝達された場合、その確度等を踏まえ、必要に応じて <b>市民等</b> へ速やかな広報を行う。特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を周知する。																												
風-4-2	関係機関の名称変更による修正	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 風水害等復旧・復興計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 節 生活関連施設等の復旧計画</b></p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" data-bbox="448 1002 1243 1268"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 上下水道施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 電気施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. ガス施設</td> <td><b>東京ガスネットワーク(株)</b>、京葉ガス(株)</td> </tr> <tr> <td>4. 通信施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. 公共土木施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 上下水道施設	(略)	2. 電気施設	(略)	3. ガス施設	<b>東京ガスネットワーク(株)</b> 、京葉ガス(株)	4. 通信施設	(略)	5. 公共土木施設	(略)	(略)		<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 風水害等復旧・復興計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 節 生活関連施設等の復旧計画</b></p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" data-bbox="1274 1002 2069 1268"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 上下水道施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 電気施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. ガス施設</td> <td><b>東京ガス(株)</b>、京葉ガス(株)</td> </tr> <tr> <td>4. 通信施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. 公共土木施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 上下水道施設	(略)	2. 電気施設	(略)	3. ガス施設	<b>東京ガス(株)</b> 、京葉ガス(株)	4. 通信施設	(略)	5. 公共土木施設	(略)	(略)	
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 上下水道施設	(略)																														
2. 電気施設	(略)																														
3. ガス施設	<b>東京ガスネットワーク(株)</b> 、京葉ガス(株)																														
4. 通信施設	(略)																														
5. 公共土木施設	(略)																														
(略)																															
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 上下水道施設	(略)																														
2. 電気施設	(略)																														
3. ガス施設	<b>東京ガス(株)</b> 、京葉ガス(株)																														
4. 通信施設	(略)																														
5. 公共土木施設	(略)																														
(略)																															

ページ	修正理由	修正案	現行
大-1-1	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第4編 大規模事故編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 大規模火災対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 基本方針</b></p> <p>1. 目的 本章は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び<b>災害時</b>の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4編 大規模事故編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 大規模火災対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 基本方針</b></p> <p>1. 目的 本章は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び<b>災害発生時</b>の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。</p>
大-1-6	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>7. 避難計画 (1) <b>災害時</b>には、市及び印西警察署等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>7. 避難計画 (1) <b>発災時</b>には、市及び印西警察署等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。 (略)</p>
大-2-1	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第2章 危険物等災害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 基本方針</b></p> <p>本章は、石油等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。</p> <p>1. 危険物 危険物（石油等）による災害を防止し、また、<b>災害時</b>の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>2. 高圧ガス 高圧ガスによる災害を防止し、また、<b>災害時</b>の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>3. 火薬類</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 危険物等災害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 基本方針</b></p> <p>本章は、石油等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。</p> <p>1. 危険物 危険物（石油等）による災害を防止し、また、<b>災害発生時</b>の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>2. 高圧ガス 高圧ガスによる災害を防止し、また、<b>災害発生時</b>の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>3. 火薬類</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>火薬類による災害を予防し、また、<b>災害時</b>の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>4. 毒物劇物 毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、<b>災害時</b>の被害の拡大を防止するため、<b>毒物劇物営業者等</b>、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。</p>	<p>火薬類による災害を予防し、また、<b>災害発生時</b>の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>4. 毒物劇物 毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、<b>災害発生時</b>の被害の拡大を防止するため、<b>毒物劇物製造業者</b>、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。</p>
大-2-3	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第2節 予 防 計 画</b></p> <p>2. 高圧ガス (1) 事業所等 <b>災害時</b>に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。 (略)</p> <p>3. 火薬類 (1) 事業所等 ア 警戒体制の整備 火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。 イ 防災体制の整備 <b>災害時</b>に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。 (略)</p> <p>4. 毒物劇物 (1) <b>毒物劇物営業者</b>及び届出が必要な業務上取扱者 ア 毒物劇物取扱責任者の設置 毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。 イ 管理体制の整備 毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 予 防 計 画</b></p> <p>2. 高圧ガス (1) 事業所等 <b>災害発生時</b>に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。 (略)</p> <p>3. 火薬類 (1) 事業所等 ア 警戒体制の整備 火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。 イ 防災体制の整備 <b>災害発生時</b>に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。 (略)</p> <p>4. 毒物劇物 (1) <b>毒物劇物製造業者</b>及び届出が必要な業務上取扱者 ア 毒物劇物取扱責任者の設置 <b>毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は</b>、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。 イ 管理体制の整備 <b>毒物劇物製造業者及び輸入業者は</b>、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>ウ 施設の保守点検                      危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。</p> <p>エ 教育訓練の実施                      危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。</p> <p>オ <u>届出が不要な業務上取扱者</u>  <u>上記イからエ</u>により危害防止に努める。</p> <p>(2) 県（健康福祉センター（保健所））  <u>毒物劇物営業者及び業務上取扱者</u>に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。</p>	<p>理体制を整備する。</p> <p>ウ 施設の保守点検  <u>毒物劇物製造業者及び輸入業者は</u>、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。</p> <p>エ 教育訓練の実施  <u>毒物劇物営業者は</u>、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。</p> <p>オ <u>毒物劇物販売業者等届出が必要な業務上取扱者</u>  <u>毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記アからウ</u>により危害防止に努める。</p> <p>(2) 県（健康福祉センター（保健所））  <u>毒物劇物製造業者及び輸入業者等</u>に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。</p>
大-2-6	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>1. 危険物                      (略)                      (2) 市、県その他関係機関                      (略)                      エ 避難                      市は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。                      (略)</p> <p>2. 高圧ガス                      (略)                      (2) 市、県、その他関係機関                      (略)                      エ 被害の拡大防止措置及び避難                      (ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。                      (イ) 市は、必要に応じ避難の指示を行う。</p> <p>3. 火薬類                      (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>1. 危険物                      (略)                      (2) 市、県その他関係機関                      (略)                      エ 避難                      市は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、<u>勧告</u>、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。                      (略)</p> <p>2. 高圧ガス                      (略)                      (2) 市、県、その他関係機関                      (略)                      エ 被害の拡大防止措置及び避難                      (ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。                      (イ) 市は、必要に応じ避難の<u>勧告</u>、指示を行う。</p> <p>3. 火薬類                      (略)</p>



ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(2) 市、県、その他関係機関 (略) ウ 被害の拡大防止措置及び避難 (ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 (イ) 市は、必要に応じ避難の指示を行う。 (ウ) 県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。 (略)</p> <p>4. 毒物劇物 (1) <u>毒物劇物営業者及び業務上取扱者等</u> ア 通報 毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、県健康福祉センター（保健所）、県警察署、又は消防機関へ通報を行う。 イ 応急措置 毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。 (2) 県、市町村その他関係機関 ア 緊急通報 県（健康福祉センター（保健所））、県警察及び消防機関は、<u>毒物劇物営業者及び業務上取扱者</u>から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。 (略) オ 避難 市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の指示を行う。</p>	<p>(2) 市、県、その他関係機関 (略) ウ 被害の拡大防止措置及び避難 (ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 (イ) 市は、必要に応じ避難の<u>勧告</u>、指示を行う。 (ウ) 県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。 (略)</p> <p>4. 毒物劇物 (1) <u>毒物劇物製造業者及び輸入業者等</u> ア 通報 毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、県健康福祉センター（保健所）、県警察署、又は消防機関へ通報を行う。 イ 応急措置 毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。 (2) 県、市町村その他関係機関 ア 緊急通報 県（健康福祉センター（保健所））、県警察及び消防機関は、<u>毒物劇物製造業者及び輸入業者等</u>から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。 (略) オ 避難 市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の<u>勧告</u>・指示を行う。</p>
大-3-4	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第3章 航空機事故対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>6. 広 報 市は、災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 航空機事故対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>6. 広 報 市は、災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>防災行政無線及び広報車等により、周辺住民、旅客、送迎者に対して次のとおり広報を行う。</p> <p>(1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要</p> <p>(2) 避難の指示及び避難先の指示</p> <p>(3) 地域住民等への協力依頼</p> <p>(4) そのほか必要な事項</p>	<p>防災行政無線及び広報車等により、周辺住民、旅客、送迎者に対して次のとおり広報を行う。</p> <p>(1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要</p> <p>(2) 避難の指示、<b>勧告</b>及び避難先の指示</p> <p>(3) 地域住民等への協力依頼</p> <p>(4) そのほか必要な事項</p>
大-4-3	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第4章 鉄道事故災害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>5. 避難 列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難場所を開設する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 鉄道事故災害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>5. 避難 列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、<b>避難勧告又は</b>避難指示を発令し、安全な地域に避難場所を開設する。</p>
大-5-1	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第5章 道路事故災害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 基本方針</b></p> <p>橋梁の落下、擁壁の崩落、危険物等を積載する車両等の事故に対し、災害の発生を防止し、また、<b>災害時</b>の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 道路事故災害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 基本方針</b></p> <p>橋梁の落下、擁壁の崩落、危険物等を積載する車両等の事故に対し、災害の発生を防止し、また、<b>災害発生時</b>の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。</p>
大-5-3	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>4. 流出危険物等の拡散防止等</p> <p>(1) 輸送事業者及び道路管理者等は、流出危険物等の防除活動を実施する。</p> <p>(2) 道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通規制を行う。</p> <p>(3) 市及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、地域住民等に対して<b>避難指示</b>及び立入禁止区域の設定等を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>4. 流出危険物等の拡散防止等</p> <p>(1) 輸送事業者及び道路管理者等は、流出危険物等の防除活動を実施する。</p> <p>(2) 道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通規制を行う。</p> <p>(3) 市及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、地域住民等に対して<b>避難勧告</b>及び立入禁止区域の設定等を行う。</p>
大-6-5	千葉県地域防災計画の修正による	<p style="text-align: center;"><b>第6章 放射性物質事故対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 放射性物質事故応急対策</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 放射性物質事故対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 放射性物質事故応急対策</b></p>

ページ	修正理由	修正案	現行																												
		<p>2. 応急対策活動の実施 (略)</p> <p>(4) 避難等の防護対策</p> <p>市は、県から緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報の提供を受けた場合は、地域住民に速やかに公開する。</p> <p>また、国、県から必要に応じた退避・避難・一時移転の指示又は要請等を受けた場合は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、住民に対して「屋内退避」又は「避難」等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○ I L (運用上の介入レベル) と防護措置) 出典：原子力災害対策指針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値*1</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td> <td rowspan="2">OIL1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h</td> <td rowspan="2">数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>(地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td> <td rowspan="2">OIL4 不注意な経口摂取、皮膚</td> <td>β線：40,000 cpm*3</td> <td rowspan="2">避難又は一時移転の基準に</td> </tr> <tr> <td>(皮膚から数 cm での検出器の計数率)</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要	緊急防護措置	OIL1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	(地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	緊急防護措置	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚	β線：40,000 cpm*3	避難又は一時移転の基準に	(皮膚から数 cm での検出器の計数率)	<p>2. 応急対策活動の実施 (略)</p> <p>(4) 避難等の防護対策</p> <p>市は、県から緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報の提供を受けた場合は、地域住民に速やかに公開する。</p> <p>また、国、県から必要に応じた退避・避難・一時移転の指示又は要請等を受けた場合は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、住民に対して「屋内退避」又は「避難」等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○ I L (運用上の介入レベル) と防護措置) 出典：原子力災害対策指針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値*1</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td> <td rowspan="2">OIL1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h</td> <td rowspan="2">数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>(地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td> <td rowspan="2">OIL4 不注意な経口摂取、皮膚</td> <td>β線：40,000 cpm*3</td> <td rowspan="2">避難基準に基づいて避難し</td> </tr> <tr> <td>(皮膚から数 cm での検出器の計数率)</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要	緊急防護措置	OIL1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	(地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	緊急防護措置	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚	β線：40,000 cpm*3	避難基準に基づいて避難し	(皮膚から数 cm での検出器の計数率)
基準の種類	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要																												
緊急防護措置	OIL1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																												
		(地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)																													
緊急防護措置	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚	β線：40,000 cpm*3	避難又は一時移転の基準に																												
		(皮膚から数 cm での検出器の計数率)																													
基準の種類	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要																												
緊急防護措置	OIL1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																												
		(地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)																													
緊急防護措置	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚	β線：40,000 cpm*3	避難基準に基づいて避難し																												
		(皮膚から数 cm での検出器の計数率)																													

ページ	修正理由	修正案			現行						
				汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：13,000cpm*4 【1ヶ月後の値】  (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。			汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：13,000cpm*4 【1ヶ月後の値】  (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	た避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
		早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	$20 \mu\text{Sv/h}$  (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。	早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	$20 \mu\text{Sv/h}$  (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。

ページ	修正理由	修正案					現行											
		飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h*6  (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。		飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h*6  (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。			
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準		核種*7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種*7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他		OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種*7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg*8					放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg*8				放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg*8	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg					放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg				放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg					プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg				プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		
		*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。					*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。											
		*2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当っては空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m で					*2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当っては空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m で											

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>の線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p><u>OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</u></p> <p>*3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。</p> <p>*4 *3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には計数率の換算が必要である。</p> <p>*5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p>*6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。</p> <p>*7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。</p> <p>*8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。</p> <p>*9 IAEAでは、<u>飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3を設定しているが、我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u></p> <p>(5) 緊急時被ばく医療対策                  県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等々の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。</p> <p>(6) 広報相談活動                  放射性物質事故が発生した場合、<u>住民等</u>が動揺と混乱を起こすことなく、秩序ある行動がとれるよう、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ<u>住民等</u>からの問い合わせに係る相談窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。</p>	<p>の線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p>*3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。</p> <p>*4 *3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には計数率の換算が必要である。</p> <p>*5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p>*6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。</p> <p>*7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。</p> <p>*8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。</p> <p>*9 IAEAでは、<u>OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、またOIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u></p> <p>(5) 緊急時被ばく医療対策                  県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等々の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。</p> <p>(6) 広報相談活動                  放射性物質事故が発生した場合、<u>市民等</u>が動揺と混乱を起こすことなく、秩序ある行動がとれるよう、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ<u>市民等</u>からの問い合わせに係る相談窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																												
資料-2	機関名称の変更等による修正	<p style="text-align: center;"><b>白井市防災会議の構成</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 45%;">機関名</th> <th style="width: 40%;">役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="6">第7号委員</td> <td>(略)</td><td>(略)</td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>東京ガスネットワーク株式会社</u> <u>千葉支社</u></td><td><u>副支社長</u></td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="8">第8号委員</td> <td>(略)</td><td>(略)</td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>清水口第二住宅防災会</u></td><td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>白井ロジュマン自治会防災会</u></td><td>(略)</td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	役職	(略)	(略)	(略)	第7号委員	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>東京ガスネットワーク株式会社</u> <u>千葉支社</u>	<u>副支社長</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第8号委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>清水口第二住宅防災会</u>	(略)	<u>白井ロジュマン自治会防災会</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;"><b>白井市防災会議の構成</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 45%;">機関名</th> <th style="width: 40%;">役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="6">第7号委員</td> <td>(略)</td><td>(略)</td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>東京ガス株式会社 東部導管事業部</u> <u>千葉導管ネットワークセンター</u></td><td><u>所長代理</u></td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="8">第8号委員</td> <td>(略)</td><td>(略)</td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>桜台6番街団地防災会</u></td><td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>アーバンエクセル白井C・D棟自主防災会</u></td><td>(略)</td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	役職	(略)	(略)	(略)	第7号委員	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>東京ガス株式会社 東部導管事業部</u> <u>千葉導管ネットワークセンター</u>	<u>所長代理</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第8号委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>桜台6番街団地防災会</u>	(略)	<u>アーバンエクセル白井C・D棟自主防災会</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
区分	機関名	役職																																																																													
(略)	(略)	(略)																																																																													
第7号委員	(略)	(略)																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
	<u>東京ガスネットワーク株式会社</u> <u>千葉支社</u>	<u>副支社長</u>																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
第8号委員	(略)	(略)																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
	<u>清水口第二住宅防災会</u>	(略)																																																																													
	<u>白井ロジュマン自治会防災会</u>	(略)																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
(略)	(略)																																																																														
区分	機関名	役職																																																																													
(略)	(略)	(略)																																																																													
第7号委員	(略)	(略)																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
	<u>東京ガス株式会社 東部導管事業部</u> <u>千葉導管ネットワークセンター</u>	<u>所長代理</u>																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
第8号委員	(略)	(略)																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
	<u>桜台6番街団地防災会</u>	(略)																																																																													
	<u>アーバンエクセル白井C・D棟自主防災会</u>	(略)																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
	(略)	(略)																																																																													
(略)	(略)																																																																														
資料-9	機関名称の変更による修正及び関係機関の追加記載	<p style="text-align: center;"><b>主な防災関係機関一覧</b> (危機管理課、令和4年12月)</p> <p>1. 千葉県</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機関名</th> <th style="width: 25%;">担当部局</th> <th style="width: 45%;">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県庁</td> <td><u>防災対策課</u></td> <td>043-223-2175</td> </tr> <tr> <td>印旛地域振興事務所</td> <td>地域振興課</td> <td>043-483-1111</td> </tr> <tr> <td>印旛健康福祉センター</td> <td>総務課</td> <td>043-483-1133</td> </tr> <tr> <td>印旛農業事務所</td> <td>総務課</td> <td>043-483-1125</td> </tr> <tr> <td>印旛土木事務所</td> <td>総務課</td> <td>043-483-1140</td> </tr> <tr> <td>葛南土木事務所</td> <td>総務課</td> <td>047-433-2421</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	担当部局	電話番号	千葉県庁	<u>防災対策課</u>	043-223-2175	印旛地域振興事務所	地域振興課	043-483-1111	印旛健康福祉センター	総務課	043-483-1133	印旛農業事務所	総務課	043-483-1125	印旛土木事務所	総務課	043-483-1140	葛南土木事務所	総務課	047-433-2421	<p style="text-align: center;"><b>主な防災関係機関一覧</b> (危機管理課、令和2年11月)</p> <p>1. 千葉県</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機関名</th> <th style="width: 25%;">担当部局</th> <th style="width: 45%;">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県庁</td> <td><u>危機管理課</u></td> <td>043-223-2175</td> </tr> <tr> <td>印旛地域振興事務所</td> <td>地域振興課</td> <td>043-483-1111</td> </tr> <tr> <td>印旛健康福祉センター</td> <td>総務課</td> <td>043-483-1133</td> </tr> <tr> <td>印旛農業事務所</td> <td>総務課</td> <td>043-483-1125</td> </tr> <tr> <td>印旛土木事務所</td> <td>総務課</td> <td>043-483-1140</td> </tr> <tr> <td>葛南土木事務所</td> <td>総務課</td> <td>047-433-2421</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	担当部局	電話番号	千葉県庁	<u>危機管理課</u>	043-223-2175	印旛地域振興事務所	地域振興課	043-483-1111	印旛健康福祉センター	総務課	043-483-1133	印旛農業事務所	総務課	043-483-1125	印旛土木事務所	総務課	043-483-1140	葛南土木事務所	総務課	047-433-2421																																		
機関名	担当部局	電話番号																																																																													
千葉県庁	<u>防災対策課</u>	043-223-2175																																																																													
印旛地域振興事務所	地域振興課	043-483-1111																																																																													
印旛健康福祉センター	総務課	043-483-1133																																																																													
印旛農業事務所	総務課	043-483-1125																																																																													
印旛土木事務所	総務課	043-483-1140																																																																													
葛南土木事務所	総務課	047-433-2421																																																																													
機関名	担当部局	電話番号																																																																													
千葉県庁	<u>危機管理課</u>	043-223-2175																																																																													
印旛地域振興事務所	地域振興課	043-483-1111																																																																													
印旛健康福祉センター	総務課	043-483-1133																																																																													
印旛農業事務所	総務課	043-483-1125																																																																													
印旛土木事務所	総務課	043-483-1140																																																																													
葛南土木事務所	総務課	047-433-2421																																																																													



ページ	修正理由	修正案			現行		
		企業局船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所	工務課	0476-46-3514	企業局船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所	工務課	0476-46-3514
		手賀沼下水道事務所	総務用地課	04-7143-9104	手賀沼下水道事務所	総務用地課	04-7143-9104
		2. 指定地方行政機関			2. 指定地方行政機関		
		機関名	担当部局	電話番号	機関名	担当部局	電話番号
		<u>関東管区警察局</u>	<u>広域調整部広域調整第二課</u>	<u>048-600-6000</u>	関東総合通信局	総務課	03-6238-1600
		関東総合通信局	総務課	03-6238-1600	関東財務局 千葉財務事務所	総務課	043-251-7212
		<u>北関東防衛局</u>	<u>地方協力基盤整備課</u>	<u>048-600-1811</u>	千葉労働局	安全衛生課	043-221-4312
		関東財務局 千葉財務事務所	総務課	043-251-7212	関東農政局 千葉県拠点	地方参事官室総括チーム	043-224-5611
		<u>関東信越厚生局</u>	<u>総務課</u>	<u>048-740-0705</u>	関東運輸局 千葉運輸支局	総務企画部門	043-242-7336
		千葉労働局	安全衛生課	043-221-4312	関東地方整備局 利根川下流河川事務所	管理課	0478-52-6368
		関東農政局 千葉県拠点	地方参事官室総括チーム	043-224-5611	関東地方整備局 千葉国道事務所	柏維持修繕出張所	04-7143-4230
		関東運輸局 千葉運輸支局	総務企画部門	043-242-7336	東京管区气象台 銚子地方气象台	防災管理官	0479-23-7705
		関東地方整備局 利根川下流河川事務所	管理課	0478-52-6368			
		関東地方整備局 千葉国道事務所	柏維持修繕出張所	04-7143-4230			
		東京管区气象台 銚子地方气象台	防災管理官	0479-23-7705			

ページ	修正理由	修正案	現行																																																												
		<p>3. 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="443 263 1243 785"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当部局</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社 千葉県支部</td> <td>救護福祉課</td> <td>43-241-7531</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 千葉放送局</td> <td></td> <td>043-203-0597</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 千葉事業部</td> <td>千葉災害対策室</td> <td>043-211-8652</td> </tr> <tr> <td>日本郵便(株)</td> <td>白井郵便局</td> <td>047-491-3033</td> </tr> <tr> <td><u>東京ガスネットワーク(株)</u></td> <td><u>千葉支社</u></td> <td><u>043-243-8444</u></td> </tr> <tr> <td>日本通運(株) 千葉支店</td> <td></td> <td>043-226-7600</td> </tr> <tr> <td>佐川急便(株)</td> <td>八千代営業所</td> <td>047-458-1123</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株) 東葛支社</td> <td></td> <td>03-6375-9803</td> </tr> <tr> <td>(株)NTTドコモ 千葉支店</td> <td>ネットワーク部</td> <td>043-301-0500</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	担当部局	電話番号	日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	43-241-7531	日本放送協会 千葉放送局		043-203-0597	東日本電信電話(株) 千葉事業部	千葉災害対策室	043-211-8652	日本郵便(株)	白井郵便局	047-491-3033	<u>東京ガスネットワーク(株)</u>	<u>千葉支社</u>	<u>043-243-8444</u>	日本通運(株) 千葉支店		043-226-7600	佐川急便(株)	八千代営業所	047-458-1123	東京電力パワーグリッド(株) 東葛支社		03-6375-9803	(株)NTTドコモ 千葉支店	ネットワーク部	043-301-0500	<p>3. 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1272 263 2069 785"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当部局</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社 千葉県支部</td> <td>救護福祉課</td> <td>43-241-7531</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 千葉放送局</td> <td></td> <td>043-203-0597</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 千葉事業部</td> <td>千葉災害対策室</td> <td>043-211-8652</td> </tr> <tr> <td>日本郵便(株)</td> <td>白井郵便局</td> <td>047-491-3033</td> </tr> <tr> <td><u>東京ガス(株) 東部導管事業部</u></td> <td><u>千葉導管ネットワークセンター</u></td> <td><u>043-225-4071</u></td> </tr> <tr> <td>日本通運(株) 千葉支店</td> <td></td> <td>043-226-7600</td> </tr> <tr> <td>佐川急便(株)</td> <td>八千代営業所</td> <td>047-458-1123</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株) 東葛支社</td> <td></td> <td>03-6375-9803</td> </tr> <tr> <td>(株)NTTドコモ 千葉支店</td> <td>ネットワーク部</td> <td>043-301-0500</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	担当部局	電話番号	日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	43-241-7531	日本放送協会 千葉放送局		043-203-0597	東日本電信電話(株) 千葉事業部	千葉災害対策室	043-211-8652	日本郵便(株)	白井郵便局	047-491-3033	<u>東京ガス(株) 東部導管事業部</u>	<u>千葉導管ネットワークセンター</u>	<u>043-225-4071</u>	日本通運(株) 千葉支店		043-226-7600	佐川急便(株)	八千代営業所	047-458-1123	東京電力パワーグリッド(株) 東葛支社		03-6375-9803	(株)NTTドコモ 千葉支店	ネットワーク部	043-301-0500
機関名	担当部局	電話番号																																																													
日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	43-241-7531																																																													
日本放送協会 千葉放送局		043-203-0597																																																													
東日本電信電話(株) 千葉事業部	千葉災害対策室	043-211-8652																																																													
日本郵便(株)	白井郵便局	047-491-3033																																																													
<u>東京ガスネットワーク(株)</u>	<u>千葉支社</u>	<u>043-243-8444</u>																																																													
日本通運(株) 千葉支店		043-226-7600																																																													
佐川急便(株)	八千代営業所	047-458-1123																																																													
東京電力パワーグリッド(株) 東葛支社		03-6375-9803																																																													
(株)NTTドコモ 千葉支店	ネットワーク部	043-301-0500																																																													
機関名	担当部局	電話番号																																																													
日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	43-241-7531																																																													
日本放送協会 千葉放送局		043-203-0597																																																													
東日本電信電話(株) 千葉事業部	千葉災害対策室	043-211-8652																																																													
日本郵便(株)	白井郵便局	047-491-3033																																																													
<u>東京ガス(株) 東部導管事業部</u>	<u>千葉導管ネットワークセンター</u>	<u>043-225-4071</u>																																																													
日本通運(株) 千葉支店		043-226-7600																																																													
佐川急便(株)	八千代営業所	047-458-1123																																																													
東京電力パワーグリッド(株) 東葛支社		03-6375-9803																																																													
(株)NTTドコモ 千葉支店	ネットワーク部	043-301-0500																																																													
資料-15	<p>県要綱改正による修正及び条文の全文表記への変更</p>	<p style="text-align: center;"><b>千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）</b> 平成 29 年 7 月 1 日施行</p> <p>（目的） 第一条 この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局及び千葉県国民保護対策本部等事務局並びに千葉県危機管理体制運用方針に規定する危機対応のための対策本部（以下、「千葉県対策本部」という。）事務局（以下、「事務局」という。）に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。</p> <p>（用語の定義） 第二条 本要綱において使用する用語の定義は別表 1 のとおりとする。</p> <p>（事案の定義及び基準） <u>第三条 本要綱による報告や情報共有を行う場合、情報を分類するために</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）</b> 平成 29 年 7 月 1 日施行</p> <p>（目的） 第一条 この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局又は千葉県国民保護等対策本部事務局（以下、「事務局」という。）に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。</p> <p>（用語の定義） 第二条 本要綱において使用する用語の定義は別表 1 のとおりとする。</p> <p><u>第三条 （条文の全文表記への変更による追記）</u></p>																																																												

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>本部事務局は事案を定義する。定義を行う基準は別表1「事案登録基準」とおとしとする。</u></p> <p>(報告の種類と時期)</p> <p>第四条 報告の種類と報告時期は別表1「報告の種類と時期」とおとしとする。</p> <p>(報告方法)</p> <p>第五条 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステム <u>(物資に関する報告を行う場合については物資調達・輸送調整等支援システム。以下この条において同じ。)</u>を使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。</p> <p>(情報の正確性)</p> <p>第六条 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。</p> <p>(対象範囲)</p> <p>第七条 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに庁内各部局とする。</p> <p>(情報の取扱)</p> <p>第八条 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。</p> <p><u>(システムによる情報共有)</u></p> <p><u>第九条 事務局情報班は、収集した情報をシステムに登録し、他の組織と共有する。ただし、システムが使用できない場合にあっては電子メール、電話またはファックス等その他適切な手段により共有する。</u></p> <p><u>(報道発表等による情報共有)</u></p> <p><u>第十条 前項の規定によらず、広報班は報道発表、県庁Webサイト、防災ポータルサイト等の手段を用いて、他の組織への情報共有及び県民への</u></p>	<p>(報告の種類と時期)</p> <p>第四条 報告の種類と報告時期は別表1「報告の種類と時期」とおとしとする。</p> <p>(報告方法)</p> <p>第五条 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステムを使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。</p> <p>(情報の正確性)</p> <p>第六条 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。</p> <p>(対象範囲)</p> <p>第七条 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに庁内各部局とする。</p> <p>(情報の取扱)</p> <p>第八条 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。</p> <p><u>第九条～第十五条 (条文の全文表記への変更による追記)</u></p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>情報提供を行う。</u></p> <p><u>(個人情報保護に関する特例)</u></p> <p><u>第十一条 この要綱に基づいて県が行う情報の収集については、千葉県個人情報保護条例第八条第三項第四号の規定により、本人以外から行うことができる。</u></p> <p><u>(情報共有に関する事務及びシステムの運用)</u></p> <p><u>第十二条 情報共有に関する事務総括及びシステムの運用は情報班が行う。</u></p> <p><u>(物資資源管理情報に関する事務)</u></p> <p><u>第十三条 物資資源管理情報に関する情報共有は物資支援班が行う。</u></p> <p><u>(避難所等情報に関する事務)</u></p> <p><u>第十四条 避難所等情報に関する情報共有は被災者支援班が行う。</u></p> <p><u>(システムのメンテナンス)</u></p> <p><u>第十五条 情報の共有に使用するシステムのメンテナンスは通信システム班が行う。</u></p> <p>(システム、電話等)</p> <p>第十六条 情報班は、システム、電話、ファックス等を活用し、庁内各部署及び市町村等から情報を収集し、その取りまとめを行う。</p> <p><u>(現地への職員の派遣)</u></p> <p><u>第十七条 現地派遣班は、事務局長の指示により編成され、被災地に派遣されることで現地の情報を収集する。</u></p> <p><u>(航空機)</u></p> <p><u>第十八条 航空運用調整班は、緊急に情報を収集する必要がある場合、次の組織にヘリコプター等による空撮映像の配信を、各組織で定められた規定等に基づいて依頼する。</u></p> <p><u>一 陸上自衛隊</u></p> <p><u>二 海上自衛隊</u></p> <p><u>三 千葉県警察本部</u></p> <p><u>四 千葉市消防局 (緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部)</u></p>	<p>(システム、電話等)</p> <p>第十六条 情報班は、システム、電話、ファックス等を活用し、庁内各部署及び市町村等から情報を収集し、その取りまとめを行う。</p> <p><u>第十七条～第二十四条 (条文の全文表記への変更による追記)</u></p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>五 海上保安庁</u></p> <p><u>六 その他</u></p> <p><u>(その他の手段)</u></p> <p><u>第十九条 情報班は、テレビ、インターネット、高所監視カメラその他のあらゆる手段を用いて必要な情報を収集する。</u></p> <p><u>(災害対策本部等設置前の対応)</u></p> <p><u>第二十条 千葉県災害対策本部若しくは千葉県国民保護対策本部等又は千葉県対策本部が設置されない場合において、本要綱に事務局（事務局に置く各班を含む。）とあるものは、千葉県地域防災計画に基づく対応は防災対策課、千葉県国民保護計画及び千葉県危機管理体制運用方針に基づく対応は危機管理政策課と読み換えるものとする。</u></p> <p><u>(即時報告)</u></p> <p><u>第二十一条 各部または各支部は、所管する課または出先機関について別表1「報告の種類と時期」の即時報告に指定する情報のほか、庁舎の被災状況、職員の参集状況、参集時に覚知した情報等を事務局に報告する。</u></p> <p><u>(随時報告)</u></p> <p><u>第二十二条 各部または各支部は、別表2、3に規定する報告内容を覚知した場合は直ちに報告する。</u></p> <p><u>(報告内容)</u></p> <p><u>第二十三条 各所で報告する内容とその所管課、指定様式は別表2のとおり。</u></p> <p><u>(支部災害派遣職員)</u></p> <p><u>第二十四条 各支部が派遣した災害派遣職員の得た情報は、随時事務局に報告する。</u></p> <p>(情報の報告窓口)</p> <p>第二十五条 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。</p> <p>(報告様式)</p>	<p>(情報の報告窓口)</p> <p>第二十五条 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。</p> <p>(報告様式)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																												
		<p>第二十六条 市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表3のとおり。 (認定のない情報の報告)</p> <p>第二十七条 市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。 (被害情報の認定)</p> <p>第二十八条 市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。</p>	<p>第二十六条 市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表3のとおり。 (認定のない情報の報告)</p> <p>第二十七条 市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。 (被害情報の認定)</p> <p>第二十八条 市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。</p>																												
資料-16	<p>県要綱改正による修正及び条文の全文表記への変更</p>	<p>別表1 用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="459 718 1243 1396"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告</td> <td>事務局が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。</td> </tr> <tr> <td>情報共有</td> <td>事務局及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。</td> </tr> <tr> <td>システム</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事案登録</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事案登録基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>報告の種類と時期</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告(各部、各支部及び市町村)。</li> <li>・【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。</li> <li>・【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告(原則として午前10時及び午後3時時点での情報を</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	報告	事務局が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。	情報共有	事務局及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。	システム	(略)	事案登録	(略)	事案登録基準	(略)	報告の種類と時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告(各部、各支部及び市町村)。</li> <li>・【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。</li> <li>・【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告(原則として午前10時及び午後3時時点での情報を</li> </ul>	<p>別表1 用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="1288 718 2072 1396"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告</td> <td>事務局 <u>(または危機管理課)</u> が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。</td> </tr> <tr> <td>情報共有</td> <td>事務局 <u>(または危機管理課)</u> 及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。</td> </tr> <tr> <td>システム</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事案登録</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事案登録基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>報告の種類と時期</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告(各部、各支部及び市町村)。</li> <li>・【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。</li> <li>・【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告(原則として午前10時及び午後3時時点での情報を</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	報告	事務局 <u>(または危機管理課)</u> が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。	情報共有	事務局 <u>(または危機管理課)</u> 及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。	システム	(略)	事案登録	(略)	事案登録基準	(略)	報告の種類と時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告(各部、各支部及び市町村)。</li> <li>・【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。</li> <li>・【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告(原則として午前10時及び午後3時時点での情報を</li> </ul>
用語	定義																														
報告	事務局が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。																														
情報共有	事務局及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。																														
システム	(略)																														
事案登録	(略)																														
事案登録基準	(略)																														
報告の種類と時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告(各部、各支部及び市町村)。</li> <li>・【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。</li> <li>・【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告(原則として午前10時及び午後3時時点での情報を</li> </ul>																														
用語	定義																														
報告	事務局 <u>(または危機管理課)</u> が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。																														
情報共有	事務局 <u>(または危機管理課)</u> 及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。																														
システム	(略)																														
事案登録	(略)																														
事案登録基準	(略)																														
報告の種類と時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告(各部、各支部及び市町村)。</li> <li>・【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。</li> <li>・【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告(原則として午前10時及び午後3時時点での情報を</li> </ul>																														

ページ	修正理由	修正案	現行															
		<p>30 分以内)。                      ・【平時報告】 事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は<u>防災対策課</u>が別途指定する。</p> <p>物資資源管理情報 (略)</p> <p>避難所等情報 災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。                      ・避難所 <u>(指定外含む)</u> の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。                      ・緊急避難場所 (指定外含む) の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。                      ・一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。</p>	<p>30 分以内)。                      ・【平時報告】 事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は<u>危機管理課</u>が別途指定する。</p> <p>物資資源管理情報 (略)</p> <p>避難所等情報 災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。                      ・避難所の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。                      ・緊急避難場所 (指定外含む) の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。                      ・一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。</p>															
		<p><u>別表2 各部局における報告一覧表</u></p> <p style="text-align: center;">※印：参考様式【その他】を使用する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>所管課</th> <th>報告内容</th> <th>報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学事課</td> <td><u>各私立学校(園)に関する情報</u></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>水政課</td> <td><u>水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報(企業局管轄分を除く)。</u></td> <td>参考様式 【水政課・企業局】</td> </tr> <tr> <td>空港地域振興課</td> <td><u>航空機事故、ゲリラ事件、航空機爆破予告・ハイジャック予告、落下物、石油パイプライン事故等。</u></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>交通計画課</td> <td><u>県内鉄道の被害及び運行状況</u></td> <td>参考様式 【交通計画課】</td> </tr> </tbody> </table>	所管課	報告内容	報告様式	学事課	<u>各私立学校(園)に関する情報</u>	※	水政課	<u>水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報(企業局管轄分を除く)。</u>	参考様式 【水政課・企業局】	空港地域振興課	<u>航空機事故、ゲリラ事件、航空機爆破予告・ハイジャック予告、落下物、石油パイプライン事故等。</u>	※	交通計画課	<u>県内鉄道の被害及び運行状況</u>	参考様式 【交通計画課】	<p><u>別表2 (条文の全文表記への変更による追記)</u></p>
所管課	報告内容	報告様式																
学事課	<u>各私立学校(園)に関する情報</u>	※																
水政課	<u>水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報(企業局管轄分を除く)。</u>	参考様式 【水政課・企業局】																
空港地域振興課	<u>航空機事故、ゲリラ事件、航空機爆破予告・ハイジャック予告、落下物、石油パイプライン事故等。</u>	※																
交通計画課	<u>県内鉄道の被害及び運行状況</u>	参考様式 【交通計画課】																



ページ	修正理由	修正案		現行
		<u>健康福祉政策課</u>	<u>部内各課が必要とする物資及び資機材情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）</u>	※
		<u>医療整備課</u>	<u>DMATの活動に関する情報</u>	参考様式 <u>【医療整備課（DMAT）】</u>
			<u>病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報</u>	参考様式 <u>【医療整備課（病院）】</u>
		<u>薬務課</u>	<u>県の医薬品備蓄量、市町村の医薬品必要情報</u>	参考様式 <u>【薬務課】</u>
		<u>大気保全課</u>	<u>大気汚染等事故情報、放射性物質事故情報、光化学スモッグ注意報等大気汚染緊急時情報、光化学スモッグ被害情報、東京湾沿岸広域異臭発生情報</u>	参考様式 <u>【大気保全課】</u>
		<u>水質保全課</u>	<u>異常水質情報</u>	参考様式 <u>【水質保全課】</u>
		<u>自然保護課</u>	<u>野鳥における高病原性鳥インフルエンザ情報</u>	※
		<u>農林水産政策課</u>	<u>農林水産被害情報</u>	参考様式 <u>【農林水産部】</u>
		<u>畜産課</u>	<u>急性悪性家畜伝染病発生情報</u>	参考様式 <u>【畜産課】</u>
		<u>県土整備政策課</u>	<u>公共土木施設被害情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）</u>	参考様式 <u>【県土整備部】</u>
		<u>道路環境課</u>	<u>道路被害情報及び通行規制情</u>	参考様式

ページ	修正理由	修正案			現行		
			<u>報</u>	<u>【県土整備部】</u>			
		<u>河川環境課</u>	<u>水防・土砂災害情報</u>	<u>参考様式</u> <u>【県土整備部】</u>			
		<u>港湾課</u>	<u>港湾施設被害情報</u>	<u>参考様式</u> <u>【県土整備部】</u>			
		<u>下水道課</u>	<u>下水道施設被害情報</u>	<u>参考様式</u> <u>【県土整備部】</u>			
		<u>企業局</u>	<u>水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報及び応急給水資機材情報（企業局管轄分）</u>	<u>参考様式</u> <u>【水政課・企業局】</u>			
		<u>病院局</u>	<u>県立病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報</u>	<u>※</u>			
		<u>教育庁</u>	<u>文教施設被害及び公立学校の避難所状況（千葉市立を除く公立小・中・高・特別支援学校）</u>	<u>※</u>			
		<u>関係課</u>	<u>消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）</u>	<u>消防庁様式（災害即報4号様式）</u>			
		別表3 市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表			別表3 市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表		
		<u>報告内容</u>	<u>組織名</u>	<u>報告様式</u>	<u>報告内容</u>	<u>組織名</u>	<u>報告様式</u>
		<u>人的被害に関する情報</u>	<u>市町村、消防本部、警察本部</u>	<u>様式1（人的被害）</u>	<u>人的被害に関する情報</u>	<u>市町村、消防本部、警察本部</u>	<u>様式1（人的被害）</u>
		<u>住家等被害に関する情報</u>	<u>市町村、消防本部、警察本部</u>	<u>様式2（住家等被害）</u>	<u>住家等被害に関する情報</u>	<u>市町村、消防本部、警察本部</u>	<u>様式2（住家等被害）</u>
		<u>交通規制・道路被害に関する情報</u>	<u>市町村、消防本部、警察本部</u>	<u>様式3（交通規制・道路被害）</u>	<u>交通規制・道路被害に関する情報</u>	<u>市町村、消防本部、警察本部</u>	<u>様式3（交通規制・道路被害）</u>
		<u>その他の被害に関する</u>	<u>市町村、消防本部、</u>	<u>様式4（その他の被</u>	<u>その他の被害に関する</u>	<u>市町村、消防本部、</u>	<u>様式4（その他の被</u>

ページ	修正理由	修正案			現行		
		る情報	警察本部	害)	る情報	警察本部	害)
		避難 <u>指示</u> 等に関する情報	市町村	様式 5 (避難 <u>指示</u> 等)	避難 <u>勧告</u> 等に関する情報	市町村	様式 5 (避難 <u>勧告</u> 等)
		物資資源管理に関する情報	市町村	様式 6 (物資情報)	物資資源管理に関する情報	市町村	様式 6 (物資情報)
		避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式 7 (避難所等情報)	避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式 7 (避難所等情報)
		消防庁が指定する災害に関する情報 (災害年報関係)	市町村	消防庁様式 (災害即報 4 号様式)	消防庁が指定する災害に関する情報 (災害年報関係)	市町村	消防庁様式 (災害即報 4 号様式)

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																																																																																																																								
資料-21	最新の情報に更新及び語句の修正	<p style="text-align: center;"><b>気象警報・注意報の発表基準</b> (銚子地方气象台、<b>令和4年11月24日</b>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">白井市</td> <td colspan="2">府県予報区</td> <td colspan="2">千葉県</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一次細分区域</td> <td colspan="2">北西部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">印旛</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大雨</td> <td>浸水害</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td><b>133</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">洪水</td> <td colspan="2">流域雨量指数基準</td> <td>神崎川流域=5.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定河川洪水予報による基準</td> <td>利根川中流部〔取手・押付〕</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="11" style="text-align: center; vertical-align: middle;">注意報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td colspan="2">10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td colspan="2"><b>97</b></td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">神崎川流域=4.5</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">13m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">13m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ5cm</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="3">落雷等により被害が予測される場合</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td colspan="2">100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="3">最小湿度30%、実効湿度60%以下</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="3">夏季(最低気温):銚子地方气象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方气象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="3">4月1日~5月31日の期間に最低気温<b>4℃</b>以下</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td colspan="3">著しい着氷(雪)が想定される場合</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td colspan="2">100mm</td> </tr> </table>	白井市	府県予報区		千葉県		一次細分区域		北西部		市町村等をまとめた地域		印旛		警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	20	土砂災害	土壌雨量指数基準	<b>133</b>	洪水	流域雨量指数基準		神崎川流域=5.7	指定河川洪水予報による基準		利根川中流部〔取手・押付〕	暴風	平均風速	20m/s		暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		注意報	大雨	表面雨量指数基準	10		土壌雨量指数基準	<b>97</b>		洪水	流域雨量指数基準	神崎川流域=4.5		強風	平均風速	13m/s		風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		雷	落雷等により被害が予測される場合			濃霧	視程	100m		乾燥	最小湿度30%、実効湿度60%以下			低温	夏季(最低気温):銚子地方气象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方气象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下			霜	4月1日~5月31日の期間に最低気温 <b>4℃</b> 以下			着氷・着雪	著しい着氷(雪)が想定される場合			記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		<p style="text-align: center;"><b>気象警報・注意報の発表基準</b> (銚子地方气象台、<b>令和2年8月6日</b>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">白井市</td> <td colspan="2">府県予報区</td> <td colspan="2">千葉県</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一次細分区域</td> <td colspan="2">北西部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">印旛</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大雨</td> <td>浸水害</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td><b>143</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">洪水</td> <td colspan="2">流域雨量指数基準</td> <td>神崎川流域=5.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定河川洪水予報による基準</td> <td>利根川中流部〔取手・押付〕</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="11" style="text-align: center; vertical-align: middle;">注意報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td colspan="2">10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td colspan="2"><b>118</b></td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">神崎川流域=4.5</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">13m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">13m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ5cm</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="3">落雷等により被害が予測される場合</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td colspan="2">100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="3">最小湿度30%、実効湿度60%以下</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="3">夏季(最低気温):銚子地方气象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方气象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="3">4月1日~5月31日の期間に最低気温<b>4度</b>以下</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td colspan="3">著しい着氷(雪)が想定される場合</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td colspan="2">100mm</td> </tr> </table>	白井市	府県予報区		千葉県		一次細分区域		北西部		市町村等をまとめた地域		印旛		警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	20	土砂災害	土壌雨量指数基準	<b>143</b>	洪水	流域雨量指数基準		神崎川流域=5.7	指定河川洪水予報による基準		利根川中流部〔取手・押付〕	暴風	平均風速	20m/s		暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		注意報	大雨	表面雨量指数基準	10		土壌雨量指数基準	<b>118</b>		洪水	流域雨量指数基準	神崎川流域=4.5		強風	平均風速	13m/s		風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		雷	落雷等により被害が予測される場合			濃霧	視程	100m		乾燥	最小湿度30%、実効湿度60%以下			低温	夏季(最低気温):銚子地方气象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方气象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下			霜	4月1日~5月31日の期間に最低気温 <b>4度</b> 以下			着氷・着雪	著しい着氷(雪)が想定される場合			記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	
白井市	府県予報区			千葉県																																																																																																																																																																																							
	一次細分区域			北西部																																																																																																																																																																																							
	市町村等をまとめた地域		印旛																																																																																																																																																																																								
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	20																																																																																																																																																																																							
		土砂災害	土壌雨量指数基準	<b>133</b>																																																																																																																																																																																							
	洪水	流域雨量指数基準		神崎川流域=5.7																																																																																																																																																																																							
		指定河川洪水予報による基準		利根川中流部〔取手・押付〕																																																																																																																																																																																							
	暴風	平均風速	20m/s																																																																																																																																																																																								
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																								
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																								
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10																																																																																																																																																																																								
		土壌雨量指数基準	<b>97</b>																																																																																																																																																																																								
	洪水	流域雨量指数基準	神崎川流域=4.5																																																																																																																																																																																								
	強風	平均風速	13m/s																																																																																																																																																																																								
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																								
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm																																																																																																																																																																																								
	雷	落雷等により被害が予測される場合																																																																																																																																																																																									
	濃霧	視程	100m																																																																																																																																																																																								
	乾燥	最小湿度30%、実効湿度60%以下																																																																																																																																																																																									
	低温	夏季(最低気温):銚子地方气象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方气象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下																																																																																																																																																																																									
	霜	4月1日~5月31日の期間に最低気温 <b>4℃</b> 以下																																																																																																																																																																																									
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が想定される場合																																																																																																																																																																																										
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm																																																																																																																																																																																									
白井市	府県予報区		千葉県																																																																																																																																																																																								
	一次細分区域		北西部																																																																																																																																																																																								
	市町村等をまとめた地域		印旛																																																																																																																																																																																								
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	20																																																																																																																																																																																							
		土砂災害	土壌雨量指数基準	<b>143</b>																																																																																																																																																																																							
	洪水	流域雨量指数基準		神崎川流域=5.7																																																																																																																																																																																							
		指定河川洪水予報による基準		利根川中流部〔取手・押付〕																																																																																																																																																																																							
	暴風	平均風速	20m/s																																																																																																																																																																																								
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																								
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																								
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10																																																																																																																																																																																								
		土壌雨量指数基準	<b>118</b>																																																																																																																																																																																								
	洪水	流域雨量指数基準	神崎川流域=4.5																																																																																																																																																																																								
	強風	平均風速	13m/s																																																																																																																																																																																								
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																								
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm																																																																																																																																																																																								
	雷	落雷等により被害が予測される場合																																																																																																																																																																																									
	濃霧	視程	100m																																																																																																																																																																																								
	乾燥	最小湿度30%、実効湿度60%以下																																																																																																																																																																																									
	低温	夏季(最低気温):銚子地方气象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方气象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下																																																																																																																																																																																									
	霜	4月1日~5月31日の期間に最低気温 <b>4度</b> 以下																																																																																																																																																																																									
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が想定される場合																																																																																																																																																																																										
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm																																																																																																																																																																																									

ページ	修正理由	修正案	現行																								
		<p style="text-align: center;"><b>特別警報の発表基準</b> (気象庁、<u>令和4年8月</u>)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">現象の種類</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td><u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。</u></td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報&lt;震度6弱以上&gt;を特別警報に位置付ける。)</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	処理すべき事務又は業務の大綱	大雨	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。</u>	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報<震度6弱以上>を特別警報に位置付ける。)	<p style="text-align: center;"><b>特別警報の発表基準</b> (気象庁、<u>平成25年8月</u>)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">現象の種類</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td><u>台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。</u></td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報&lt;震度6弱以上&gt;を特別警報に位置付ける。)</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	処理すべき事務又は業務の大綱	大雨	<u>台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。</u>	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報<震度6弱以上>を特別警報に位置付ける。)
現象の種類	処理すべき事務又は業務の大綱																										
大雨	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。</u>																										
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。																										
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。																										
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。																										
地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報<震度6弱以上>を特別警報に位置付ける。)																										
現象の種類	処理すべき事務又は業務の大綱																										
大雨	<u>台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。</u>																										
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。																										
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。																										
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。																										
地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報<震度6弱以上>を特別警報に位置付ける。)																										
資料-25	要綱改正による修正	<p style="text-align: center;"><b>白井市防災資機材等交付要綱</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市長は、地域住民が自主防災組織（以下「組織」という。）の育成を図るため、予算の範囲内において、この要綱に基づき、当該組織に対し防災資機材等の交付をする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自主防災組織 自治会、区、町会又は地理的に一団地を形成する地域住民等を単位として、自主的な防災活動を目的に概ね30世帯以上で結成される団体であって、市長に自主防災組織設立届出書（別記第1号様式）の提出があったものをいう。</p>	<p style="text-align: center;"><b>白井市防災資機材等交付要綱</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市長は、地域住民が自主防災組織（以下「組織」という。）の育成を図るため、予算の範囲内において、この要綱に基づき、当該組織に対し防災資機材等の交付をする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自主防災組織 自治会、区、町会又は地理的に一団地を形成する地域住民等を単位として、自主的な防災活動を目的に概ね30世帯以上で結成される団体であって、市長に自主防災組織設立届出書（別記第1号様式）の提出があったものをいう。</p>																								

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>二 地区防災計画 組織が地震その他の災害に際して迅速かつ適切な防災活動ができるよう、あらかじめ必要な事項を定めたものをいう。 (交付資機材等)</p> <p>第3条 市長が交付する防災資機材の種目及び1組織あたりに交付する防災資機材等整備経費の限度額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 組織に<b>市長が交付する</b>防災資機材を格納する施設がないときは、格納庫の交付を行うことができる。ただし、格納庫を設置する用地は、当該組織において用意しなければならない。</p> <p>3 前2項の防災資機材等の交付は、1組織につき1回限りとする。 (交付申請)</p> <p>第4条 前条に規定する防災資機材等の交付を受けようとする組織（以下「申請者」という。）は、自主防災資機材等交付申請書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>一 自主防災組織の規約、構成員名簿及び組織図 二 地区防災計画書及び年間事業計画書 三 その他市長が必要と認めるもの (交付決定)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、自主防災資機材等交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。 (交付の条件)</p> <p>第6条 申請者は、防災資機材等の交付を受けるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 防災資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう適正な維持管理を行うこと。 二 防災資機材を利用した防災訓練を行うこと。 三 防災資機材等に係る修理、補充、交換等は、申請者の負担により行うこと。 四 防災資機材等は、他に譲渡してはならない。</p>	<p>二 地区防災計画 組織が地震その他の災害に際して迅速かつ適切な防災活動ができるよう、あらかじめ必要な事項を定めたものをいう。 (交付資機材等)</p> <p>第3条 市長が交付する防災資機材の種目及び1組織あたりに交付する防災資機材等整備経費の限度額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 組織に防災資機材を格納する施設がないときは、格納庫の交付を行うことができる。ただし、格納庫を設置する用地は、当該組織において用意しなければならない。</p> <p>3 前2項の防災資機材等の交付は、1組織につき1回限りとする。 (交付申請)</p> <p>第4条 前条に規定する防災資機材等の交付を受けようとする組織（以下「申請者」という。）は、自主防災資機材等交付申請書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>一 自主防災組織の規約、構成員名簿及び組織図 二 地区防災計画書及び年間事業計画書 三 その他市長が必要と認めるもの (交付決定)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、自主防災資機材等交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。 (交付の条件)</p> <p>第6条 申請者は、防災資機材等の交付を受けるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 防災資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう適正な維持管理を行うこと。 二 防災資機材を利用した防災訓練を行うこと。 三 防災資機材等に係る修理、補充、交換等は、申請者の負担により行うこと。 四 防災資機材等は、他に譲渡してはならない。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																										
		<p>(資機材等の交付及び受理)</p> <p>第7条 申請者は、防災資機材等の交付を受けたときは、自主防災資機材等受領書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(交付決定等の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、組織が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による交付決定を取消し、又は交付した資機材等の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 虚偽又は不正な手段により交付決定又は防災資機材等の交付を受けたとき。</p> <p>二 組織を解散したとき。</p> <p>三 第6条各号に掲げる事項に反したとき。</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 &lt;略&gt;</p> <p>別表（第3条第1項）</p> <table border="1" data-bbox="479 885 1243 1340"> <thead> <tr> <th rowspan="3">交付対象防災資機材等の種目</th> <th colspan="4">交付防災資機材等整備経費の限度額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">基準（世帯数）</th> <th colspan="2">限度額（千円）</th> </tr> <tr> <th>櫛形倉庫を含む</th> <th>格納庫を含む</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火器、消火バケツ、ヘルメット、ラジオ、メガホン、腕章、強力ライト、誘導旗（ポール付）、テント、はしご、担架、救急医療セ</td> <td>1</td> <td>100以下</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>101～200</td> <td>500</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>	交付対象防災資機材等の種目	交付防災資機材等整備経費の限度額				区分	基準（世帯数）	限度額（千円）		櫛形倉庫を含む	格納庫を含む	消火器、消火バケツ、ヘルメット、ラジオ、メガホン、腕章、強力ライト、誘導旗（ポール付）、テント、はしご、担架、救急医療セ	1	100以下	400	500		2	101～200	500	600	<p>(資機材等の交付及び受理)</p> <p>第7条 申請者は、防災資機材等の交付を受けたときは、自主防災資機材等受領書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(交付決定等の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、組織が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による交付決定を取消し、又は交付した資機材等の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 虚偽又は不正な手段により交付決定又は防災資機材等の交付を受けたとき。</p> <p>二 組織を解散したとき。</p> <p>三 第6条各号に掲げる事項に反したとき。</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 &lt;略&gt;</p> <p>別表（第3条第1項）</p> <table border="1" data-bbox="1305 885 2069 1340"> <thead> <tr> <th rowspan="3">交付対象防災資機材等の種目</th> <th colspan="4">交付防災資機材等整備経費の限度額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">基準（世帯数）</th> <th colspan="2">限度額（千円）</th> </tr> <tr> <th>櫛形倉庫を含む</th> <th>格納庫を含む</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火器、消火バケツ、ヘルメット、ラジオ、メガホン、腕章、強力ライト、誘導旗（ポール付）、テント、はしご、担架、救急医療セ</td> <td>1</td> <td>100以下</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>101～200</td> <td>500</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>	交付対象防災資機材等の種目	交付防災資機材等整備経費の限度額				区分	基準（世帯数）	限度額（千円）		櫛形倉庫を含む	格納庫を含む	消火器、消火バケツ、ヘルメット、ラジオ、メガホン、腕章、強力ライト、誘導旗（ポール付）、テント、はしご、担架、救急医療セ	1	100以下	400	500		2	101～200	500	600
交付対象防災資機材等の種目	交付防災資機材等整備経費の限度額																																												
	区分	基準（世帯数）		限度額（千円）																																									
			櫛形倉庫を含む	格納庫を含む																																									
消火器、消火バケツ、ヘルメット、ラジオ、メガホン、腕章、強力ライト、誘導旗（ポール付）、テント、はしご、担架、救急医療セ	1	100以下	400	500																																									
	2	101～200	500	600																																									
交付対象防災資機材等の種目	交付防災資機材等整備経費の限度額																																												
	区分	基準（世帯数）	限度額（千円）																																										
			櫛形倉庫を含む	格納庫を含む																																									
消火器、消火バケツ、ヘルメット、ラジオ、メガホン、腕章、強力ライト、誘導旗（ポール付）、テント、はしご、担架、救急医療セ	1	100以下	400	500																																									
	2	101～200	500	600																																									



ページ	修正理由	修正案					現行																																																																																								
		ット、ロープ、防水シート、発電機、その他防災活動に必要な資機材	3	2 0 1 以上	6 0 0	7 0 0	ット、ロープ、防水シート、発電機、 <u>格納庫</u> 、その他防災活動に必要な資機材	3	2 0 1 以上	6 0 0	7 0 0																																																																																				
		<p>注</p> <p><u>1</u> 基準は、当該自主防災組織の加入世帯数とする。</p> <p><u>2</u> <u>格納庫の交付は、組織に格納する施設がない場合に限る。</u></p> <p>別記 &lt;略&gt;</p>					<p>注) 基準は、当該自主防災組織の加入世帯数とする。</p> <p>別記 &lt;略&gt;</p>																																																																																								
資料-27	最新の情報に更新	<p align="center"><b>自主防災組織一覧</b> (危機管理課、<u>令和4年12月1日</u>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>行政区コード</th> <th>名 称</th> <th>No</th> <th>行政区コード</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>205</td> <td>白井工業団地自治会防災会</td> <td>32</td> <td>604</td> <td>南山1丁目自治会防災協力隊</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>303</td> <td><u>木戸自治防災会</u></td> <td>33</td> <td>605</td> <td>パークハイツ南山自治会</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>305</td> <td>富士自治会防災会</td> <td>34</td> <td>606</td> <td>南山2丁目自治会防災会</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>304</td> <td>富士東自治会防災会</td> <td>35</td> <td>607</td> <td>南山3丁目自治会防災会</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>307</td> <td>栄区防災会</td> <td>36</td> <td>609</td> <td>ライオンズ白井ステーションプラザ自主防災組織</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>310</td> <td>南園区第一防災会</td> <td>37</td> <td>611</td> <td>堀込第一住宅自治会防災会</td> </tr> </tbody> </table>					No	行政区コード	名 称	No	行政区コード	名 称	1	205	白井工業団地自治会防災会	32	604	南山1丁目自治会防災協力隊	2	303	<u>木戸自治防災会</u>	33	605	パークハイツ南山自治会	3	305	富士自治会防災会	34	606	南山2丁目自治会防災会	4	304	富士東自治会防災会	35	607	南山3丁目自治会防災会	5	307	栄区防災会	36	609	ライオンズ白井ステーションプラザ自主防災組織	6	310	南園区第一防災会	37	611	堀込第一住宅自治会防災会	<p align="center"><b>自主防災組織一覧</b> (危機管理課、<u>令和2年11月1日</u>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>行政区コード</th> <th>名 称</th> <th>No</th> <th>行政区コード</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>205</td> <td>白井工業団地自治会防災会</td> <td>31</td> <td>604</td> <td>南山1丁目自治会防災協力隊</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>305</td> <td>富士自治会防災会</td> <td>32</td> <td>605</td> <td>パークハイツ南山自治会</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>304</td> <td>富士東自治会防災会</td> <td>33</td> <td>606</td> <td>南山2丁目自治会防災会</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>307</td> <td>栄区防災会</td> <td>34</td> <td>607</td> <td>南山3丁目自治会防災会</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>310</td> <td>南園区第一防災会</td> <td>35</td> <td>609</td> <td>ライオンズ白井ステーションプラザ自主防災組織</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>310</td> <td>南園区第二防災会</td> <td>36</td> <td>611</td> <td>堀込第一住宅自治会防災会</td> </tr> </tbody> </table>					No	行政区コード	名 称	No	行政区コード	名 称	1	205	白井工業団地自治会防災会	31	604	南山1丁目自治会防災協力隊	2	305	富士自治会防災会	32	605	パークハイツ南山自治会	3	304	富士東自治会防災会	33	606	南山2丁目自治会防災会	4	307	栄区防災会	34	607	南山3丁目自治会防災会	5	310	南園区第一防災会	35	609	ライオンズ白井ステーションプラザ自主防災組織	6	310	南園区第二防災会	36	611	堀込第一住宅自治会防災会
No	行政区コード	名 称	No	行政区コード	名 称																																																																																										
1	205	白井工業団地自治会防災会	32	604	南山1丁目自治会防災協力隊																																																																																										
2	303	<u>木戸自治防災会</u>	33	605	パークハイツ南山自治会																																																																																										
3	305	富士自治会防災会	34	606	南山2丁目自治会防災会																																																																																										
4	304	富士東自治会防災会	35	607	南山3丁目自治会防災会																																																																																										
5	307	栄区防災会	36	609	ライオンズ白井ステーションプラザ自主防災組織																																																																																										
6	310	南園区第一防災会	37	611	堀込第一住宅自治会防災会																																																																																										
No	行政区コード	名 称	No	行政区コード	名 称																																																																																										
1	205	白井工業団地自治会防災会	31	604	南山1丁目自治会防災協力隊																																																																																										
2	305	富士自治会防災会	32	605	パークハイツ南山自治会																																																																																										
3	304	富士東自治会防災会	33	606	南山2丁目自治会防災会																																																																																										
4	307	栄区防災会	34	607	南山3丁目自治会防災会																																																																																										
5	310	南園区第一防災会	35	609	ライオンズ白井ステーションプラザ自主防災組織																																																																																										
6	310	南園区第二防災会	36	611	堀込第一住宅自治会防災会																																																																																										

ページ	修正理由	修正案					現行						
		7	310	南園区第二防災会	38	613	堀込第2住宅防災会	7	309	白井ロジュマン自治会防災会	37	613	堀込第2住宅防災会
		8	309	白井ロジュマン自治会防災会	39	617	プリスタ団地管理組合自治会防災会	8	401	大山口1丁目自治会防災会	38	617	プリスタ団地管理組合自治会防災会
		9	401	大山口1丁目自治会防災会	40	701	七次台自治会防災隊	9	402	大山口一丁目東自治会防災会	39	701	七次台自治会防災隊
		10	402	大山口一丁目東自治会防災会	41	702	七次台三丁目自治会第一防災会	10	404	大山口二丁目防災会	40	702	七次台三丁目自治会第一防災会
		11	404	大山口二丁目防災会	42	702	七次台三丁目自治会第二防災会	11	405	グランピア西白井団地防災会	41	702	七次台三丁目自治会第二防災会
		12	405	グランピア西白井団地防災会	43	703	七次台4丁目自治会防災部会	12	406	大松自治会防災部会	42	703	七次台4丁目自治会防災部会
		13	406	大松自治会防災部会	44	704	野口自治会防災会	13	410	西白井1丁目自治会防災会	43	704	野口自治会防災会
		14	410	西白井1丁目自治会防災会	45	801	中銀白井マンション自治会防災会	14	411	西白井二丁目自治会防災会	44	801	中銀白井マンション自治会防災会
		15	411	西白井二丁目自治会防災会	46	802	堀込第三住宅防災会			千葉ニュータウンアーベイン西白井駅前団地管理組合アーベイン西白井防災委員会	45	802	堀込第三住宅防災会
		16	502	千葉ニュータウンアーベイン西白井駅前団地管理組合アーベイン西白井防災委員会	47	803	堀込第4住宅防災会	16	503	清水口第3住宅防災会	46	803	堀込第4住宅防災会
		17	503	清水口第3住宅防災会	48	804	堀込第五防災会	17	504	清水口第一地区自治会防災部	47	804	堀込第五防災会
		18	504	清水口第一地区自治会防災部	49	806	ガーデンハウス白井町会防災会	18	506	清水口第4住宅防災会	48	806	ガーデンハウス白井町会防災会
		19	506	清水口第4住宅防	50	808	池の上1丁目南防	19	507	清水口団地自治会	49	808	池の上1丁目南防

ページ	修正理由	修正案				現行													
				災会			災組織												
20	507	清水口団地自治会 防災会	51	809	池の上2丁目自治 会防災会西ブロッ ク	20	508	清水口第二住宅防 災会	50	809	池の上2丁目自治 会防災会西ブロック								
21	508	清水口第二住宅防 災会	52	809	池の上2丁目自治 会防災会東ブロック	21	509	清水口八幡自治会 防災会	51	809	池の上2丁目自治 会防災会東ブロック								
22	509	清水口八幡自治会 防災会	53	810	池の上3丁目防災 会	22	510	清水口3丁目自治 会防災会	52	810	池の上3丁目防災 会								
23	510	清水口3丁目自治 会防災会	54	820	ひまわり自治会防 災会	23	514	けやき台自主防災 会	53	820	ひまわり自治会防 災会								
24	514	けやき台自主防災 会	55	821	白井小町自主防災 組織	24	516	ライフブロード西 白井自治防災会	54	821	白井小町自主防災 組織								
25	516	ライフブロード西 白井自治防災会	56	904	桜台4番街自主防 災会	25	517	エクセレントタウ ン自治会防災会	55	904	桜台4番街自主防 災会								
26	517	エクセレントタウ ン自治会防災会	57	905	プロムナード桜台 6番街自主防災会	26	521	中木戸地区桜ヶ丘 自治会防災会	56	905	プロムナード桜台 6番街自主防災会								
27	521	中木戸地区桜ヶ丘 自治会防災会	58	908	桜苑式番街自衛消 防組織会	27	601	アーバンエクセル 白井A・B棟自主 防災会	57	908	桜苑式番街自衛消 防組織会								
28	601	アーバンエクセル 白井A・B棟自主 防災会	59	909	コープシティ桜台 管理組合	28	601	アーバンエクセル 白井C・D棟自主 防災会	58	909	コープシティ桜台 管理組合								
29	601	アーバンエクセル 白井C・D棟自主 防災会	60	911	桜苑壱番街自治 会防災会	29	602	グリーン南山自主 防災組織	59	911	桜苑壱番街自治 会防災会								
30	602	グリーン南山自主 防災組織	61	912	桜台三丁目防災 会	30	603	南山第一住宅管理 組合	60	912	桜台三丁目防災 会								
31	603	南山第一住宅管理 組合	62	913	<u>星と時のヴィレッ ジ自治会防災組織</u>														



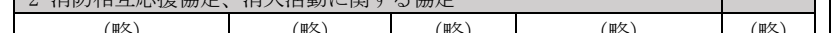
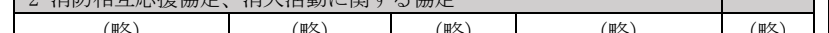
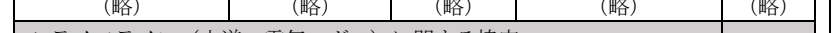
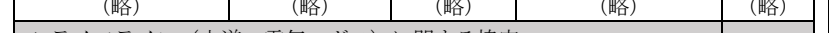
ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																																																																																																		
資料-29	最新の情報に更新	<p>(4) <u>市内の薬局一覧（保険薬局として厚生労働大臣の指定を受けたもの）</u> <u>（関東信越厚生局、令和4年11月1日）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬局マツモトキヨシ白井店</td> <td>富士 102-1</td> <td>441-5855</td> </tr> <tr> <td>さくら薬局白井店</td> <td>根 479-35</td> <td>492-5722</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬局マツモトキヨシ 西白井店</td> <td>けやき台 1-1-3</td> <td>497-0320</td> </tr> <tr> <td>ウエルシア薬局白井十余一店</td> <td>十余一 50-5</td> <td>498-3577</td> </tr> <tr> <td>カワチ薬品白井店</td> <td>笹塚 1-1-1</td> <td>492-7461</td> </tr> <tr> <td>ささのは薬局</td> <td>根 120-48</td> <td>498-0088</td> </tr> <tr> <td>薬局くすりの福太郎白井駅前店</td> <td>堀込 1-2-7 白井Fビル 1F</td> <td>498-1156</td> </tr> <tr> <td>アイン薬局西白井店</td> <td>根 1778-8</td> <td>497-6166</td> </tr> <tr> <td>なのはな薬局白井店</td> <td>清水口 3-27-2</td> <td>498-3620</td> </tr> <tr> <td>レモン薬局白井店</td> <td>根 268-7</td> <td>402-2524</td> </tr> <tr> <td>白井薬局</td> <td>復 1589-2</td> <td>498-3553</td> </tr> <tr> <td>アイセイ薬局白井店</td> <td>富士 129-28</td> <td>441-3070</td> </tr> <tr> <td>調剤薬局マツモトキヨシ西白井駅前店</td> <td>清水口 1-1-25 西白井駅前セントラルビル 1F</td> <td>498-0015</td> </tr> <tr> <td>ウエルシア薬局白井富士店</td> <td>富士 120-3</td> <td>441-1217</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>あけぼの薬局 西白井店</td> <td>根 1970-1-1</td> <td>498-1189</td> </tr> <tr> <td>健栄 しろい薬局</td> <td>南山 2-2-2</td> <td>404-6370</td> </tr> <tr> <td>ウエルシア薬局西白井店</td> <td>清水口 1-1-26</td> <td>492-2911</td> </tr> <tr> <td>ピュア薬局白井店</td> <td>復 1441-1</td> <td>404-1885</td> </tr> <tr> <td>薬樹薬局 白井</td> <td>根 479-21</td> <td>492-3001</td> </tr> <tr> <td>ポラン薬局</td> <td>笹塚 2-2-2 コスモビル 101</td> <td>436-8565</td> </tr> <tr> <td>健栄 さくら台薬局</td> <td>桜台 2-5-2</td> <td>498-1160</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ヤックスドラッグ白井薬局</u></td> <td><u>西白井 1-19-26</u></td> <td><u>407-2644</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所在地	電話番号	(削除)			薬局マツモトキヨシ白井店	富士 102-1	441-5855	さくら薬局白井店	根 479-35	492-5722	(削除)			薬局マツモトキヨシ 西白井店	けやき台 1-1-3	497-0320	ウエルシア薬局白井十余一店	十余一 50-5	498-3577	カワチ薬品白井店	笹塚 1-1-1	492-7461	ささのは薬局	根 120-48	498-0088	薬局くすりの福太郎白井駅前店	堀込 1-2-7 白井Fビル 1F	498-1156	アイン薬局西白井店	根 1778-8	497-6166	なのはな薬局白井店	清水口 3-27-2	498-3620	レモン薬局白井店	根 268-7	402-2524	白井薬局	復 1589-2	498-3553	アイセイ薬局白井店	富士 129-28	441-3070	調剤薬局マツモトキヨシ西白井駅前店	清水口 1-1-25 西白井駅前セントラルビル 1F	498-0015	ウエルシア薬局白井富士店	富士 120-3	441-1217	(削除)			あけぼの薬局 西白井店	根 1970-1-1	498-1189	健栄 しろい薬局	南山 2-2-2	404-6370	ウエルシア薬局西白井店	清水口 1-1-26	492-2911	ピュア薬局白井店	復 1441-1	404-1885	薬樹薬局 白井	根 479-21	492-3001	ポラン薬局	笹塚 2-2-2 コスモビル 101	436-8565	健栄 さくら台薬局	桜台 2-5-2	498-1160	(削除)			<u>ヤックスドラッグ白井薬局</u>	<u>西白井 1-19-26</u>	<u>407-2644</u>	<p>(4) <u>市内の薬局等一覧</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>サンドラッグ白井店</u></td> <td><u>富士 129-23</u></td> <td><u>441-2651</u></td> </tr> <tr> <td>薬局マツモトキヨシ白井店</td> <td>富士 102-1</td> <td>441-5855</td> </tr> <tr> <td>さくら薬局白井店</td> <td>根 479-35</td> <td>492-5722</td> </tr> <tr> <td><u>マツモトキヨシ千葉ニュータウン店</u></td> <td><u>桜台 1-1-13</u></td> <td><u>491-5531</u></td> </tr> <tr> <td>薬局マツモトキヨシ 西白井店</td> <td>けやき台 1-1-3</td> <td>497-0320</td> </tr> <tr> <td>ウエルシア薬局白井十余一店</td> <td>十余一 50-5</td> <td>498-3577</td> </tr> <tr> <td>カワチ薬品白井店</td> <td>笹塚 1-1-1</td> <td>492-7461</td> </tr> <tr> <td>ささのは薬局</td> <td>根 120-48</td> <td>498-0088</td> </tr> <tr> <td>薬局くすりの福太郎白井駅前店</td> <td>堀込 1-2-7 白井Fビル 1F</td> <td>498-1156</td> </tr> <tr> <td>アイン薬局西白井店</td> <td>根 1778-8</td> <td>497-6166</td> </tr> <tr> <td>なのはな薬局白井店</td> <td>清水口 3-27-2</td> <td>498-3620</td> </tr> <tr> <td>レモン薬局白井店</td> <td>根 268-7</td> <td>402-2524</td> </tr> <tr> <td>白井薬局</td> <td>復 1589-2</td> <td>498-3553</td> </tr> <tr> <td>アイセイ薬局白井店</td> <td>富士 129-28</td> <td>441-3070</td> </tr> <tr> <td>調剤薬局マツモトキヨシ西白井駅前店</td> <td>清水口 1-1-25 西白井駅前セントラルビル 1F</td> <td>498-0015</td> </tr> <tr> <td>ウエルシア薬局白井富士店</td> <td>富士 120-3</td> <td>441-1217</td> </tr> <tr> <td><u>くすりの福太郎西白井店</u></td> <td><u>西白井 2-26-12</u></td> <td><u>492-6029</u></td> </tr> <tr> <td>あけぼの薬局 西白井店</td> <td>根 1970-1-1</td> <td>498-1189</td> </tr> <tr> <td>健栄 しろい薬局</td> <td>南山 2-2-2</td> <td>404-6370</td> </tr> <tr> <td>ウエルシア薬局西白井店</td> <td>清水口 1-1-26</td> <td>492-2911</td> </tr> <tr> <td>ピュア薬局白井店</td> <td>復 1441-1</td> <td>404-1885</td> </tr> <tr> <td>薬樹薬局 白井</td> <td>根 479-21</td> <td>492-3001</td> </tr> <tr> <td>ポラン薬局</td> <td>笹塚 2-2-2 コスモビル 101</td> <td>436-8565</td> </tr> <tr> <td>健栄 さくら台薬局</td> <td>桜台 2-5-2</td> <td>498-1160</td> </tr> <tr> <td><u>マツモトキヨシ フォルテ白井店</u></td> <td><u>根 476-2</u></td> <td><u>498-0850</u></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所在地	電話番号	<u>サンドラッグ白井店</u>	<u>富士 129-23</u>	<u>441-2651</u>	薬局マツモトキヨシ白井店	富士 102-1	441-5855	さくら薬局白井店	根 479-35	492-5722	<u>マツモトキヨシ千葉ニュータウン店</u>	<u>桜台 1-1-13</u>	<u>491-5531</u>	薬局マツモトキヨシ 西白井店	けやき台 1-1-3	497-0320	ウエルシア薬局白井十余一店	十余一 50-5	498-3577	カワチ薬品白井店	笹塚 1-1-1	492-7461	ささのは薬局	根 120-48	498-0088	薬局くすりの福太郎白井駅前店	堀込 1-2-7 白井Fビル 1F	498-1156	アイン薬局西白井店	根 1778-8	497-6166	なのはな薬局白井店	清水口 3-27-2	498-3620	レモン薬局白井店	根 268-7	402-2524	白井薬局	復 1589-2	498-3553	アイセイ薬局白井店	富士 129-28	441-3070	調剤薬局マツモトキヨシ西白井駅前店	清水口 1-1-25 西白井駅前セントラルビル 1F	498-0015	ウエルシア薬局白井富士店	富士 120-3	441-1217	<u>くすりの福太郎西白井店</u>	<u>西白井 2-26-12</u>	<u>492-6029</u>	あけぼの薬局 西白井店	根 1970-1-1	498-1189	健栄 しろい薬局	南山 2-2-2	404-6370	ウエルシア薬局西白井店	清水口 1-1-26	492-2911	ピュア薬局白井店	復 1441-1	404-1885	薬樹薬局 白井	根 479-21	492-3001	ポラン薬局	笹塚 2-2-2 コスモビル 101	436-8565	健栄 さくら台薬局	桜台 2-5-2	498-1160	<u>マツモトキヨシ フォルテ白井店</u>	<u>根 476-2</u>	<u>498-0850</u>	(新設)		
名 称	所在地	電話番号																																																																																																																																																																			
(削除)																																																																																																																																																																					
薬局マツモトキヨシ白井店	富士 102-1	441-5855																																																																																																																																																																			
さくら薬局白井店	根 479-35	492-5722																																																																																																																																																																			
(削除)																																																																																																																																																																					
薬局マツモトキヨシ 西白井店	けやき台 1-1-3	497-0320																																																																																																																																																																			
ウエルシア薬局白井十余一店	十余一 50-5	498-3577																																																																																																																																																																			
カワチ薬品白井店	笹塚 1-1-1	492-7461																																																																																																																																																																			
ささのは薬局	根 120-48	498-0088																																																																																																																																																																			
薬局くすりの福太郎白井駅前店	堀込 1-2-7 白井Fビル 1F	498-1156																																																																																																																																																																			
アイン薬局西白井店	根 1778-8	497-6166																																																																																																																																																																			
なのはな薬局白井店	清水口 3-27-2	498-3620																																																																																																																																																																			
レモン薬局白井店	根 268-7	402-2524																																																																																																																																																																			
白井薬局	復 1589-2	498-3553																																																																																																																																																																			
アイセイ薬局白井店	富士 129-28	441-3070																																																																																																																																																																			
調剤薬局マツモトキヨシ西白井駅前店	清水口 1-1-25 西白井駅前セントラルビル 1F	498-0015																																																																																																																																																																			
ウエルシア薬局白井富士店	富士 120-3	441-1217																																																																																																																																																																			
(削除)																																																																																																																																																																					
あけぼの薬局 西白井店	根 1970-1-1	498-1189																																																																																																																																																																			
健栄 しろい薬局	南山 2-2-2	404-6370																																																																																																																																																																			
ウエルシア薬局西白井店	清水口 1-1-26	492-2911																																																																																																																																																																			
ピュア薬局白井店	復 1441-1	404-1885																																																																																																																																																																			
薬樹薬局 白井	根 479-21	492-3001																																																																																																																																																																			
ポラン薬局	笹塚 2-2-2 コスモビル 101	436-8565																																																																																																																																																																			
健栄 さくら台薬局	桜台 2-5-2	498-1160																																																																																																																																																																			
(削除)																																																																																																																																																																					
<u>ヤックスドラッグ白井薬局</u>	<u>西白井 1-19-26</u>	<u>407-2644</u>																																																																																																																																																																			
名 称	所在地	電話番号																																																																																																																																																																			
<u>サンドラッグ白井店</u>	<u>富士 129-23</u>	<u>441-2651</u>																																																																																																																																																																			
薬局マツモトキヨシ白井店	富士 102-1	441-5855																																																																																																																																																																			
さくら薬局白井店	根 479-35	492-5722																																																																																																																																																																			
<u>マツモトキヨシ千葉ニュータウン店</u>	<u>桜台 1-1-13</u>	<u>491-5531</u>																																																																																																																																																																			
薬局マツモトキヨシ 西白井店	けやき台 1-1-3	497-0320																																																																																																																																																																			
ウエルシア薬局白井十余一店	十余一 50-5	498-3577																																																																																																																																																																			
カワチ薬品白井店	笹塚 1-1-1	492-7461																																																																																																																																																																			
ささのは薬局	根 120-48	498-0088																																																																																																																																																																			
薬局くすりの福太郎白井駅前店	堀込 1-2-7 白井Fビル 1F	498-1156																																																																																																																																																																			
アイン薬局西白井店	根 1778-8	497-6166																																																																																																																																																																			
なのはな薬局白井店	清水口 3-27-2	498-3620																																																																																																																																																																			
レモン薬局白井店	根 268-7	402-2524																																																																																																																																																																			
白井薬局	復 1589-2	498-3553																																																																																																																																																																			
アイセイ薬局白井店	富士 129-28	441-3070																																																																																																																																																																			
調剤薬局マツモトキヨシ西白井駅前店	清水口 1-1-25 西白井駅前セントラルビル 1F	498-0015																																																																																																																																																																			
ウエルシア薬局白井富士店	富士 120-3	441-1217																																																																																																																																																																			
<u>くすりの福太郎西白井店</u>	<u>西白井 2-26-12</u>	<u>492-6029</u>																																																																																																																																																																			
あけぼの薬局 西白井店	根 1970-1-1	498-1189																																																																																																																																																																			
健栄 しろい薬局	南山 2-2-2	404-6370																																																																																																																																																																			
ウエルシア薬局西白井店	清水口 1-1-26	492-2911																																																																																																																																																																			
ピュア薬局白井店	復 1441-1	404-1885																																																																																																																																																																			
薬樹薬局 白井	根 479-21	492-3001																																																																																																																																																																			
ポラン薬局	笹塚 2-2-2 コスモビル 101	436-8565																																																																																																																																																																			
健栄 さくら台薬局	桜台 2-5-2	498-1160																																																																																																																																																																			
<u>マツモトキヨシ フォルテ白井店</u>	<u>根 476-2</u>	<u>498-0850</u>																																																																																																																																																																			
(新設)																																																																																																																																																																					

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																																																																																																																																																																						
		<table border="1"> <tr> <td><a href="#">岡澤薬局 白井駅前店</a></td> <td><a href="#">堀込 1-1-27</a></td> <td><a href="#">440-8280</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">クスのアオキ桜台薬局</a></td> <td><a href="#">桜台 2-13-1</a></td> <td><a href="#">497-8721</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">クスのアオキ白井薬局</a></td> <td><a href="#">根 120-2</a></td> <td><a href="#">402-3566</a></td> </tr> </table>	<a href="#">岡澤薬局 白井駅前店</a>	<a href="#">堀込 1-1-27</a>	<a href="#">440-8280</a>	<a href="#">クスのアオキ桜台薬局</a>	<a href="#">桜台 2-13-1</a>	<a href="#">497-8721</a>	<a href="#">クスのアオキ白井薬局</a>	<a href="#">根 120-2</a>	<a href="#">402-3566</a>	<table border="1"> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(新設)			(新設)			(新設)																																																																																																																																																																																																																						
<a href="#">岡澤薬局 白井駅前店</a>	<a href="#">堀込 1-1-27</a>	<a href="#">440-8280</a>																																																																																																																																																																																																																																							
<a href="#">クスのアオキ桜台薬局</a>	<a href="#">桜台 2-13-1</a>	<a href="#">497-8721</a>																																																																																																																																																																																																																																							
<a href="#">クスのアオキ白井薬局</a>	<a href="#">根 120-2</a>	<a href="#">402-3566</a>																																																																																																																																																																																																																																							
(新設)																																																																																																																																																																																																																																									
(新設)																																																																																																																																																																																																																																									
(新設)																																																																																																																																																																																																																																									
資料-31	最新の情報に更新	<p style="text-align: center;"><b>消防団消防車両配備一覧</b> (危機管理課、<a href="#">令和4年4月1日</a>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団名</th> <th>配備先</th> <th>車種</th> <th>車両年式</th> <th>ポンプ級</th> <th>ポンプ年式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>事務局</td> <td>指揮車(ワゴン乗用車)</td> <td>H10</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第一分団</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第二分団</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>七次部</td> <td>小型動力ポンプ積載車</td> <td><a href="#">R4</a></td> <td>B-3</td> <td><a href="#">R3</a></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第三分団</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	団名	配備先	車種	車両年式	ポンプ級	ポンプ年式		事務局	指揮車(ワゴン乗用車)	H10	—	—	第一分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第二分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	七次部	小型動力ポンプ積載車	<a href="#">R4</a>	B-3	<a href="#">R3</a>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第三分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;"><b>消防団消防車両配備一覧</b> (危機管理課、<a href="#">令和2年4月1日</a>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団名</th> <th>配備先</th> <th>車種</th> <th>車両年式</th> <th>ポンプ級</th> <th>ポンプ年式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>事務局</td> <td>指揮車(ワゴン乗用車)</td> <td>H10</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第一分団</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第二分団</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>七次部</td> <td>小型動力ポンプ積載車</td> <td><a href="#">H11</a></td> <td>B-3</td> <td><a href="#">H11</a></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第三分団</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	団名	配備先	車種	車両年式	ポンプ級	ポンプ年式		事務局	指揮車(ワゴン乗用車)	H10	—	—	第一分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第二分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	七次部	小型動力ポンプ積載車	<a href="#">H11</a>	B-3	<a href="#">H11</a>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第三分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
団名	配備先	車種	車両年式	ポンプ級	ポンプ年式																																																																																																																																																																																																																																				
	事務局	指揮車(ワゴン乗用車)	H10	—	—																																																																																																																																																																																																																																				
第一分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
第二分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	七次部	小型動力ポンプ積載車	<a href="#">R4</a>	B-3	<a href="#">R3</a>																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
第三分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
団名	配備先	車種	車両年式	ポンプ級	ポンプ年式																																																																																																																																																																																																																																				
	事務局	指揮車(ワゴン乗用車)	H10	—	—																																																																																																																																																																																																																																				
第一分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
第二分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	七次部	小型動力ポンプ積載車	<a href="#">H11</a>	B-3	<a href="#">H11</a>																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
第三分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																				

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																																																								
		<p style="text-align: center;"><b>消防団消防車両配備一覧</b> (危機管理課、<u>令和4年4月1日</u>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">防火水槽</th> <th colspan="2">消火栓</th> <th rowspan="2">井戸</th> <th rowspan="2">プール 河川等</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>20～40ト 未満</th> <th>40ト 以上</th> <th>公設</th> <th>私設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>136</td> <td style="color: red;">255</td> <td style="color: red;">638</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>27</td> <td style="color: red;">1074</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>危険物製造所等の件数</b> (印西地区消防組合、<u>令和4年4月1日</u>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設区分</th> <th>件数</th> <th colspan="2">施設区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">貯蔵所</td> <td>屋内貯蔵所</td> <td style="color: red;">40</td> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取扱所</td> <td>給油取扱所</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>20</td> <td>第一種販売取扱所</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>室内タンク貯蔵所</td> <td>3</td> <td>一般取扱所</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>25</td> <td>小計</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク貯蔵所</td> <td>0</td> <td>製造所</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td style="color: red;">108</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>屋外貯蔵所</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">小計</td> <td style="color: red;">234</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>299</td> </tr> </tbody> </table>	種別	防火水槽		消火栓		井戸	プール 河川等	計	20～40ト 未満	40ト 以上	公設	私設	施設数	136	255	638	18	—	27	1074	施設区分		件数	施設区分		件数	貯蔵所	屋内貯蔵所	40	取扱所	給油取扱所	26	屋外タンク貯蔵所	20	第一種販売取扱所	0	室内タンク貯蔵所	3	一般取扱所	33	地下タンク貯蔵所	25	小計	59	簡易タンク貯蔵所	0	製造所	6	移動タンク貯蔵所	108			屋外貯蔵所	38	小計		234	合計		299	<p style="text-align: center;"><b>消防団消防車両配備一覧</b> (危機管理課、<u>令和2年2月1日</u>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">防火水槽</th> <th colspan="2">消火栓</th> <th rowspan="2">井戸</th> <th rowspan="2">プール 河川等</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>20～40ト 未満</th> <th>40ト未 満</th> <th>公設</th> <th>私設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>136</td> <td style="color: red;">250</td> <td style="color: red;">631</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>27</td> <td style="color: red;">1062</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>危険物製造所等の件数</b> (印西地区消防組合、<u>令和2年4月1日</u>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設区分</th> <th>件数</th> <th colspan="2">施設区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">貯蔵所</td> <td>屋内貯蔵所</td> <td style="color: red;">36</td> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取扱所</td> <td>給油取扱所</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>20</td> <td>第一種販売取扱所</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>室内タンク貯蔵所</td> <td>3</td> <td>一般取扱所</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>25</td> <td>小計</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク貯蔵所</td> <td>0</td> <td>製造所</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td style="color: red;">106</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>屋外貯蔵所</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">小計</td> <td style="color: red;">228</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="color: red;">293</td> </tr> </tbody> </table>	種別	防火水槽		消火栓		井戸	プール 河川等	計	20～40ト 未満	40ト未 満	公設	私設	施設数	136	250	631	18	—	27	1062	施設区分		件数	施設区分		件数	貯蔵所	屋内貯蔵所	36	取扱所	給油取扱所	26	屋外タンク貯蔵所	20	第一種販売取扱所	0	室内タンク貯蔵所	3	一般取扱所	33	地下タンク貯蔵所	25	小計	59	簡易タンク貯蔵所	0	製造所	6	移動タンク貯蔵所	106			屋外貯蔵所	38	小計		228	合計		293
種別	防火水槽			消火栓		井戸	プール 河川等				計																																																																																																																
	20～40ト 未満	40ト 以上	公設	私設																																																																																																																							
施設数	136	255	638	18	—	27	1074																																																																																																																				
施設区分		件数	施設区分		件数																																																																																																																						
貯蔵所	屋内貯蔵所	40	取扱所	給油取扱所	26																																																																																																																						
	屋外タンク貯蔵所	20		第一種販売取扱所	0																																																																																																																						
	室内タンク貯蔵所	3		一般取扱所	33																																																																																																																						
	地下タンク貯蔵所	25		小計	59																																																																																																																						
	簡易タンク貯蔵所	0		製造所	6																																																																																																																						
	移動タンク貯蔵所	108																																																																																																																									
	屋外貯蔵所	38																																																																																																																									
	小計			234	合計		299																																																																																																																				
種別	防火水槽		消火栓		井戸	プール 河川等	計																																																																																																																				
	20～40ト 未満	40ト未 満	公設	私設																																																																																																																							
施設数	136	250	631	18	—	27	1062																																																																																																																				
施設区分		件数	施設区分		件数																																																																																																																						
貯蔵所	屋内貯蔵所	36	取扱所	給油取扱所	26																																																																																																																						
	屋外タンク貯蔵所	20		第一種販売取扱所	0																																																																																																																						
	室内タンク貯蔵所	3		一般取扱所	33																																																																																																																						
	地下タンク貯蔵所	25		小計	59																																																																																																																						
	簡易タンク貯蔵所	0		製造所	6																																																																																																																						
	移動タンク貯蔵所	106																																																																																																																									
	屋外貯蔵所	38																																																																																																																									
	小計			228	合計		293																																																																																																																				
資料-46	最新の情報に更新	<p style="text-align: center;"><b>千葉県火葬場一覧</b> (千葉県健康福祉部、<u>令和4年12月</u>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>千葉市斎場</td> <td>千葉市緑区平山町1762-2</td> <td>043-293-4000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>いちはら聖苑</td> <td>市原市今富1088-8</td> <td>0436-36-3389</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市川市斎場</td> <td>市川市大野町4-2610-1</td> <td>047-338-2941</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>馬込斎場</td> <td>船橋市馬込町1102-1</td> <td>047-438-1151</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>浦安市斎場</td> <td>浦安市千鳥15-3</td> <td>047-316-3611</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>松戸市斎場</td> <td>松戸市串崎新田63-1</td> <td>047-387-4042</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>野田市斎場</td> <td>野田市目吹7-1</td> <td>04-7122-3017</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名 称	所在地	電話番号	1	千葉市斎場	千葉市緑区平山町1762-2	043-293-4000	2	いちはら聖苑	市原市今富1088-8	0436-36-3389	3	市川市斎場	市川市大野町4-2610-1	047-338-2941	4	馬込斎場	船橋市馬込町1102-1	047-438-1151	5	浦安市斎場	浦安市千鳥15-3	047-316-3611	6	松戸市斎場	松戸市串崎新田63-1	047-387-4042	7	野田市斎場	野田市目吹7-1	04-7122-3017	<p style="text-align: center;"><b>千葉県火葬場一覧</b> (千葉県健康福祉部、<u>令和2年3月</u>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>千葉市斎場</td> <td>千葉市緑区平山町1762-2</td> <td>043-293-4000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>いちはら聖苑</td> <td>市原市今富1088-8</td> <td>0436-36-3389</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市川市斎場</td> <td>市川市大野町4-2610-1</td> <td>047-338-2941</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>馬込斎場</td> <td>船橋市馬込町1102-1</td> <td>047-438-1151</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>浦安市斎場</td> <td>浦安市千鳥15-3</td> <td>047-316-3611</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>松戸市斎場</td> <td>松戸市串崎新田63-1</td> <td>047-387-4042</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>野田市斎場</td> <td>野田市目吹7-1</td> <td>04-7122-3017</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名 称	所在地	電話番号	1	千葉市斎場	千葉市緑区平山町1762-2	043-293-4000	2	いちはら聖苑	市原市今富1088-8	0436-36-3389	3	市川市斎場	市川市大野町4-2610-1	047-338-2941	4	馬込斎場	船橋市馬込町1102-1	047-438-1151	5	浦安市斎場	浦安市千鳥15-3	047-316-3611	6	松戸市斎場	松戸市串崎新田63-1	047-387-4042	7	野田市斎場	野田市目吹7-1	04-7122-3017																																																								
No.	名 称	所在地	電話番号																																																																																																																								
1	千葉市斎場	千葉市緑区平山町1762-2	043-293-4000																																																																																																																								
2	いちはら聖苑	市原市今富1088-8	0436-36-3389																																																																																																																								
3	市川市斎場	市川市大野町4-2610-1	047-338-2941																																																																																																																								
4	馬込斎場	船橋市馬込町1102-1	047-438-1151																																																																																																																								
5	浦安市斎場	浦安市千鳥15-3	047-316-3611																																																																																																																								
6	松戸市斎場	松戸市串崎新田63-1	047-387-4042																																																																																																																								
7	野田市斎場	野田市目吹7-1	04-7122-3017																																																																																																																								
No.	名 称	所在地	電話番号																																																																																																																								
1	千葉市斎場	千葉市緑区平山町1762-2	043-293-4000																																																																																																																								
2	いちはら聖苑	市原市今富1088-8	0436-36-3389																																																																																																																								
3	市川市斎場	市川市大野町4-2610-1	047-338-2941																																																																																																																								
4	馬込斎場	船橋市馬込町1102-1	047-438-1151																																																																																																																								
5	浦安市斎場	浦安市千鳥15-3	047-316-3611																																																																																																																								
6	松戸市斎場	松戸市串崎新田63-1	047-387-4042																																																																																																																								
7	野田市斎場	野田市目吹7-1	04-7122-3017																																																																																																																								

ページ	修正理由	修正案			現行				
		8	野田市関宿斎場	野田市中戸496	04-7196-3301	8	野田市関宿斎場	野田市中戸496	04-7196-3301
		9	ウイングホール柏斎場	柏市布施281-1	04-7131-6649	9	ウイングホール柏斎場	柏市布施281-1	04-7131-6649
		10	八富成田斎場	成田市吉倉124-11	0476-23-4511	10	八富成田斎場	成田市吉倉124-11	0476-23-4511
		11	さくら斎場	佐倉市大蛇町790-4	043-484-0846	11	さくら斎場	佐倉市大蛇町790-4	043-484-0846
		12	印西斎場	印西市平岡1538	0476-42-1700	12	印西斎場	印西市平岡1538	0476-42-1700
		13	<u>北総斎場</u>	神崎町神崎神宿1009-2	0478-72-3166	13	<u>香取広域市町村圏事務組合北総斎場</u>	神崎町神崎神宿1009-2	0478-72-3166
		14	おみがわ聖苑	香取市小見川1797-1	0478-82-3293	14	おみがわ聖苑	香取市小見川1797-1	0478-82-3293
		15	銚子市斎場	銚子市西小川町4732	0479-25-1593	15	銚子市斎場	銚子市西小川町4732	0479-25-1593
		16	山桑メモリアルホール	匝瑳市山桑730	0479-73-8000	16	山桑メモリアルホール	匝瑳市山桑730	0479-73-8000
		17	みたま苑 旭	旭市二5935-10	0479-64-0409	17	みたま苑 旭	旭市二5935-10	0479-64-0409
		18	一宮聖苑	長生郡一宮町一宮7459-4	0475-42-5445	18	一宮聖苑	長生郡一宮町一宮7459-4	0475-42-5445
		19	長南聖苑	長生郡長南町報恩寺579	0475-46-3525	19	長南聖苑	長生郡長南町報恩寺579	0475-46-3525
		20	山武郡市広域斎場	東金市堀上1357	0475-55-6360	20	山武郡市広域斎場	東金市堀上1357	0475-55-6360
		21	かつうら聖苑	勝浦市松部116-1	0470-76-2950	21	かつうら聖苑	勝浦市松部116-1	0470-76-2950
		22	大多喜斎場無相苑	夷隅郡大多喜町田丁238	0470-82-3831	22	大多喜斎場無相苑	夷隅郡大多喜町田丁238	0470-82-3831
		23	いすみ市大原聖苑	いすみ市大原4891-1	0470-63-1667	23	いすみ市大原聖苑	いすみ市大原4891-1	0470-63-1667
		24	木更津市火葬場	木更津市大久保840-3	0438-37-3874	24	木更津市火葬場	木更津市大久保840-3	0438-37-3874
		25	上総聖苑	君津市久留里市場978-1	0439-27-3574	25	上総聖苑	君津市久留里市場978-1	0439-27-3574
		26	富津聖苑	富津市前久保385	0439-87-4142	26	富津聖苑	富津市前久保385	0439-87-4142
		27	長狭地区火葬場	鴨川市東町1850-17	04-7094-1170	27	長狭地区火葬場	鴨川市東町1850-17	04-7094-1170
		28	しおかぜホール茜浜	習志野市茜浜3-7-6	047-409-9270	28	しおかぜホール茜浜	習志野市茜浜3-7-6	047-409-9270
		29	安房聖苑	南房総市山名345	0470-36-3360	29	安房聖苑	南房総市山名345	0470-36-3360



ページ	修正理由	修正案				現行							
資料-60 の次項	協定の追加 及び修正	<b>【資料編（巻末）】白井市災害協定集（令和4年11月現在）</b>					<b>【資料編（巻末）】白井市災害協定集（令和3年3月現在）</b>						
		協定名称		協定先	締結年月 日	協定の内容	頁	協定名称		協定先	締結年月 日	協定の内容	頁
		1 国・県・自治体等間相互応援協定						1 国・県・自治体等間相互応援協定					
		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
													
		2 消防相互応援協定、消火活動に関する協定						2 消防相互応援協定、消火活動に関する協定					
		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
													
		3 自衛隊との協定						3 自衛隊との協定					
		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
		4 ライフライン（水道・電気・ガス）に関する協定						4 ライフライン（水道・電気・ガス）に関する協定					
		(略)											
													
		5 燃料供給に関する協定						(新設)					
		災害時における石油類燃料の供給に関する協定書		(有)松屋商店	R3. 8. 26	燃料の供給	30	(新設)					
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書		(株)マツヤ	R3. 8. 26	燃料の供給		(新設)							
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書		(有)油藤屋	R3. 8. 27	燃料の供給		(新設)							
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書		富士栄石油 (株)	R3. 8. 31	燃料の供給		(新設)							

ページ	修正理由	修正案				現行					
		<u>災害時における応急生活物資供給等に関する協定書</u>	<u>(一社)千葉県エルピーガス協会</u>	<u>H20. 3. 31</u>	<u>液化石油ガスの供給</u>	<u>32</u>	(移設)				
		<u>6 物資供給（食料品・飲料水・生活用品等）に関する協定</u>					<u>5 物資提供に関する協定</u>				
		災害時における応急生活物資等供給の協力に関する協定書	商工会外、市内7 商店会	H10. 3. 30	物品等の供給	<u>34</u>	災害時における応急生活物資等供給の協力に関する協定書	商工会外、市内7 商店会	H10. 3. 30	物品等の供給	<u>30</u>
		災害時における物資の供給に関する協定書	山屋食品(株)千葉店	H18. 2. 3	〃	<u>35</u>	災害時における物資の供給に関する協定書	山屋食品(株)千葉店	H18. 2. 3	〃	<u>32</u>
		災害時における支援協力に関する協定書	生活協同組合 コープみらい	H17. 9. 21	物品等の供給、運搬等	<u>36</u>	災害時における支援協力に関する協定書	生活協同組合 コープみらい	H17. 9. 21	物品等の供給、運搬等	<u>33</u>
		(削除)					<u>災害時における応急生活物資供給等に関する協定書</u>	<u>(一社)千葉県エルピーガス協会</u>	<u>H20. 3. 31</u>	<u>液化石油ガスの供給</u>	<u>35</u>
		災害時における飲料水の提供に関する協定書	(株)伊藤園	H26. 6. 30	飲料水の供給	<u>38</u>	災害時における飲料水の提供に関する協定書	(株)伊藤園	H26. 6. 30	飲料水の供給	<u>36</u>
		災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H28. 1. 27	物品等の供給	<u>39</u>	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H28. 1. 27	物品等の供給	<u>37</u>
		災害時における物資の供給に関する協定書	DCM ホームマック(株)	H28. 7. 31	〃	<u>41</u>	災害時における物資の供給に関する協定書	DCM ホームマック(株)	H28. 7. 31	〃	<u>39</u>
		災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン	H29. 7. 26	地図製品等の供給、最新住宅地図の貸与	<u>42</u>	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン	H29. 7. 26	地図製品等の供給、最新住宅地図の貸与	<u>40</u>
		災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書	<u>コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)</u>	<u>R4. 4. 1</u>	災害時における自動販売機内の商品の無償提供(市役所外7 施設)	<u>44</u>	災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書	<u>コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)八千代支店</u>	H31. 4. 1	災害時における自動販売機内の商品の無償提供(市役所外7 施設)	<u>42</u>

ページ	修正理由	修正案				現行					
		災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書	<a href="#">ダイドードリンコ(株)</a>	<a href="#">R4.4.1</a>	災害時における自動販売機内の商品の無償提供(白井総合公園)	<a href="#">45</a>	災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書	<a href="#">コカ・コーラボトラーズジャパン(株)八千代支店</a>	H31.3.19	災害時における自動販売機内の商品の無償提供(白井総合公園)	<a href="#">43</a>
		災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	(一社)日本福祉用具供給協会	H30.2.6	福祉用具等物資の供給	<a href="#">47</a>	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	(一社)日本福祉用具供給協会	H30.2.6	福祉用具等物資の供給	<a href="#">44</a>
		<a href="#">災害時における物資の調達及び供給の協力に関する覚書</a>	<a href="#">(株)カスミ</a>	<a href="#">R4.3.3</a>	<a href="#">物資の調達及び供給</a>	<a href="#">49</a>	(新設)				
		<a href="#">7 災害復旧に関する協定</a>				<a href="#">6 災害復旧に関する協定</a>					
		緊急道路安全協力体制の協定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">51</a>	緊急道路安全協力体制の協定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">46</a>
		災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">52</a>	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">47</a>
		災害時における仮設橋等の仮設鋼材の供給に関する協定	(略)	(略)	(略)	<a href="#">53</a>	災害時における仮設橋等の仮設鋼材の供給に関する協定	(略)	(略)	(略)	<a href="#">48</a>
		災害時における災害支援資機材等の供給及び貸与に関する協定	(略)	(略)	(略)	<a href="#">54</a>	災害時における災害支援資機材等の供給及び貸与に関する協定	(略)	(略)	(略)	<a href="#">49</a>
		<a href="#">8 廃棄物処理に関する協定</a>				<a href="#">7 廃棄物処理に関する協定</a>					
		災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">55</a>	災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">50</a>
		<a href="#">9 広報・報道・情報通信に関する協定</a>				<a href="#">8 広報・報道・情報通信に関する協定</a>					
		白井市と(株)千葉ニュータウンセンターの連携協力に関する協定	(略)	(略)	(略)	<a href="#">56</a>	白井市と(株)千葉ニュータウンセンターの連携協力に関する協定	(略)	(略)	(略)	<a href="#">51</a>

ページ	修正理由	修正案				現行					
		災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書	(略)	(略)	(略)	57	災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書	(略)	(略)	(略)	52
		災害時における放送等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	59	災害時における放送等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	54
		災害に係る情報発信等に関する協定	(略)	(略)	(略)	60	災害に係る情報発信等に関する協定	(略)	(略)	(略)	55
		災害時における無人航空機による災害情報の収集に関する協定	(略)	(略)	(略)	62	災害時における無人航空機による災害情報の収集に関する協定	(略)	(略)	(略)	57
		<b>10 医療・衛生に関する協定</b>					<b>9 医療・衛生に関する協定</b>				
		災害時の医療救護活動に関する協定書	(略)	(略)	(略)	64	災害時の医療救護活動に関する協定書	(略)	(略)	(略)	59
		災害時の救護活動に関する協定書	(略)	(略)	(略)	66	災害時の救護活動に関する協定書	(略)	(略)	(略)	61
		災害時の医療救護活動に関する協定書	(略)	(略)	(略)	67	災害時の医療救護活動に関する協定書	(略)	(略)	(略)	62
		コンビニエンスストアにおけるAED設置及び貸出の協力に関する協定書	(略)	(略)	(略)	72	コンビニエンスストアにおけるAED設置及び貸出の協力に関する協定書	(略)	(略)	(略)	67
		感染症対策消毒業務に関する協定書	(略)	(略)	(略)	74	感染症対策消毒業務に関する協定書	(略)	(略)	(略)	69
		災害時における柔道整復師による医療救護活動に関する協定書	(略)	(略)	(略)	75	災害時における柔道整復師による医療救護活動に関する協定書	(略)	(略)	(略)	70
		<b>11 葬祭に関する協定</b>					<b>10 葬祭に関する協定</b>				
		災害時における支援協力に関する協定書	(略)	(略)	(略)	77	災害時における支援協力に関する協定書	(略)	(略)	(略)	72

ページ	修正理由	修正案					現行				
		災害時における支援協力に関する協定書	(略)	(略)	(略)	<u>79</u>	災害時における支援協力に関する協定書	(略)	(略)	(略)	<u>74</u>
		<u>12</u> 避難場所・避難所に関する協定					<u>11</u> 避難場所・避難所に関する協定				
		災害時における避難所等施設利用に関する協定書	(略)	(略)	(略)	<u>81</u>	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	(略)	(略)	(略)	<u>76</u>
		災害時等における一時避難場所としての使用に関する協定書	(略)	(略)	(略)	<u>83</u>	災害時等における一時避難場所としての使用に関する協定書	(略)	(略)	(略)	<u>78</u>
		災害応急対策に関する支援協定書	(略)	(略)	(略)	<u>85</u>	災害応急対策に関する支援協定書	(略)	(略)	(略)	<u>80</u>
		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(医) 社団柏水会 (福) 神聖会 酒井医療(株) (医) 社団貴城会 (株) ウィズホスピタル (株) チェリッシュトラスト (福) 阜仁会	H29. 10. 16	福祉避難所の開設	<u>88</u>	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(医) 社団柏水会 (社福) 神聖会 酒井医療(株) (医) 社団貴城会 (株) ウィズホスピタル (株) チェリッシュトラスト (社福) 阜仁会	H29. 10. 16	福祉避難所の開設	<u>83</u>
		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	<u>(福) フラット</u> <u>(特非) ぼれぼれ・ちば</u>	<u>R5. 1. 20</u>	<u>福祉避難所の開設</u>	<u>90</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		<u>13</u> 輸送に関する協定					<u>12</u> 輸送に関する協定				
		災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	<u>92</u>	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	<u>85</u>
		<u>14</u> 危険物取扱施設等に関する協定					<u>13</u> 危険物取扱施設等に関する協定				

ページ	修正理由	修正案					現行				
		(株) 藤井製作所 における異常事態 発生時の通報連絡 等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">94</a>	(株) 藤井製作所 における異常事態 発生時の通報連絡 等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">87</a>
		株式会社永山環境 科学研究所におけ る異常事態発生時 の通報連絡等に関 する協定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">95</a>	株式会社永山環境 科学研究所におけ る異常事態発生時 の通報連絡等に関 する協定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">88</a>
		株式会社セスマー ブにおける異常事 態発生時の通報連 絡等に関する協 定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">96</a>	株式会社セスマー ブにおける異常事 態発生時の通報連 絡等に関する協 定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">89</a>
		<b>15</b> その他災害時等応援に関する協定					<b>14</b> その他災害時等応援に関する協定				
		火災等緊急時にお ける散水車の使用 許可	(略)	(略)	(略)	<a href="#">98</a>	火災等緊急時にお ける散水車の使用 許可	(略)	(略)	(略)	<a href="#">91</a>
		災害発生時におけ る白井市と白井郵 便局の協力に関す る協定	(略)	(略)	(略)	<a href="#">99</a>	災害発生時におけ る白井市と白井郵 便局の協力に関す る協定	(略)	(略)	(略)	<a href="#">92</a>
		震災時における緊 急設備支援に関す る協定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">101</a>	震災時における緊 急設備支援に関す る協定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">94</a>
		広告付避難場所等 電柱看板に関する協 定	(略)	(略)	(略)	<a href="#">102</a>	広告付避難場所等 電柱看板に関する協 定	(略)	(略)	(略)	<a href="#">95</a>
		災害時等における 炊き出し等支援業 務の協力に関する 協定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">104</a>	災害時等における 炊き出し等支援業 務の協力に関する 協定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">97</a>
		災害時における動 物救護活動に関す る協定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">106</a>	災害時における動 物救護活動に関す る協定書	(略)	(略)	(略)	<a href="#">99</a>

ページ	修正理由	修正案					現行				
		災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定書	(略)	(略)	(略)	<u>108</u>	災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定書	(略)	(略)	(略)	<u>101</u>
		災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	(略)	(略)	(略)	<u>110</u>	災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	(略)	(略)	(略)	<u>103</u>
		白井市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書	(略)	(略)	(略)	<u>112</u>	白井市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書	(略)	(略)	(略)	<u>105</u>